

滝川市立地適正化計画

(原案)

令和5年2月
滝川市

20年後も安全・安心に住み続けられるまちを目指して

これまで滝川市は「コンパクトなまちづくり」を進めてきましたが、人口減少の進行や少子高齢化、災害の激甚化、ライフスタイルの変化など、まちや社会の状況が大きく変化しており、このまま対策を講じないと生活利便性の低下など様々な危機が生じることが懸念されます。

20年先も、滝川市が中空知の中心都市の役割を果たし、「暮らし」の質の向上と「人を惹きつける“魅力”の創造」を実現するため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、医療、福祉、商業等の生活利便機能を高めていく区域を示し、緩やかに居住を誘導しながら、戦略的に新たなまちづくりを推進していきます。

目 次

第1章 計画概要	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画区域	3
1-4 計画期間	3
第2章 都市の現状と課題	4
2-1 上位・関連計画の整理	4
2-2 現行都市計画マスタープランの検証	8
2-3 都市の現状把握	10
2-4 他都市との比較	24
2-5 市民意向の把握	26
2-6 持続可能な都市づくりに向けた課題	32
第3章 まちづくり方針と将来都市構造	35
3-1 まちづくり方針	35
3-2 誘導方針	37
3-3 将来都市構造	38
第4章 居住誘導区域の設定	44
4-1 基本的な考え方	44
4-2 居住誘導区域の設定	45
第5章 都市機能誘導区域の設定	52
5-1 基本的な考え方	52
5-2 都市機能誘導区域の設定	53
5-3 誘導施設の設定	57
第6章 誘導施策及び届出制度	60
6-1 誘導施策	60
6-2 届出制度	63
第7章 防災指針	65
7-1 概要	65
7-2 居住誘導区域等における防災・減災まちづくりに向けた課題	66
7-3 防災・減災まちづくりの取組方針と取組	76
7-4 スケジュール・目標値の検討	77
第8章 計画の実現に向けて	78
8-1 目標値の設定	78
8-2 進行管理	78

第1章 計画概要

1-1 計画策定の背景・目的

滝川市では、平成13年度に都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」を策定し、その後平成22年度に改定を行い、さらに平成30年度には部分的な見直しを行いました。この間、滝川市では、人口減少・高齢化の進行、厳しい財政状況、公共施設等の老朽化、中心市街地の空洞化などの課題を抱えています。

そうした中、国においては平成26年に改正された都市再生特別措置法において、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため「立地適正化計画」が制度化されました。

「立地適正化計画」は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画であり、具体的には、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方を踏まえ、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるよう、都市全体の構造を見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による持続可能な都市を目指すものです。

こうした背景から、滝川市においても、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、その指針となる「滝川市立地適正化計画」の策定を行います。

1-2 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部に位置付けられる計画です。

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、公共施設再編施策、住宅施策、防災施策など多様な分野の計画との連携を図ります。

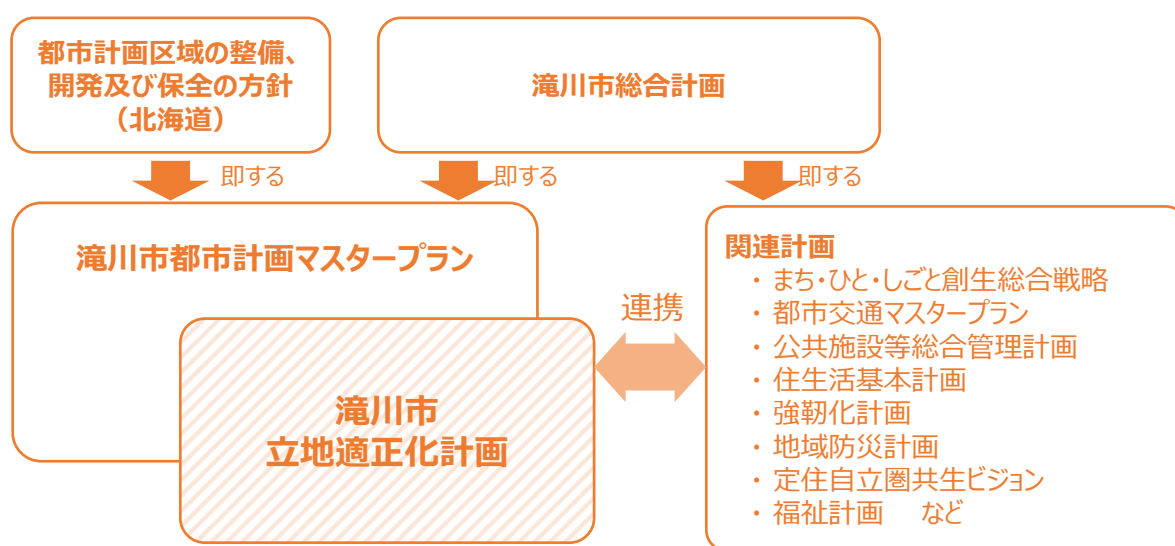


図 計画の位置付け

なぜ、いま「コンパクトシティ」か？「立地適正化計画」か？

①人口減少によって、市街地のスポンジ化・低密度化が進行し、商業等の生活利便施設の減少も懸念されるため、防災面を考慮しながら、**ある程度の人口密度を保ち、生活関連機能を維持確保していく区域を「今から」**示し、各種誘導策を連動させていくことが必要。

②商業・医療等の生活利便施設の維持・誘導のほか、老朽化した公共施設の建て替え等にあたっては、**目指すべきまちづくり・都市構造の実現を推進するため、これらの施設・機能をどこに配置・誘導していくべきなのか、方針とその区域を「今まさに」**立てておくことが必要。

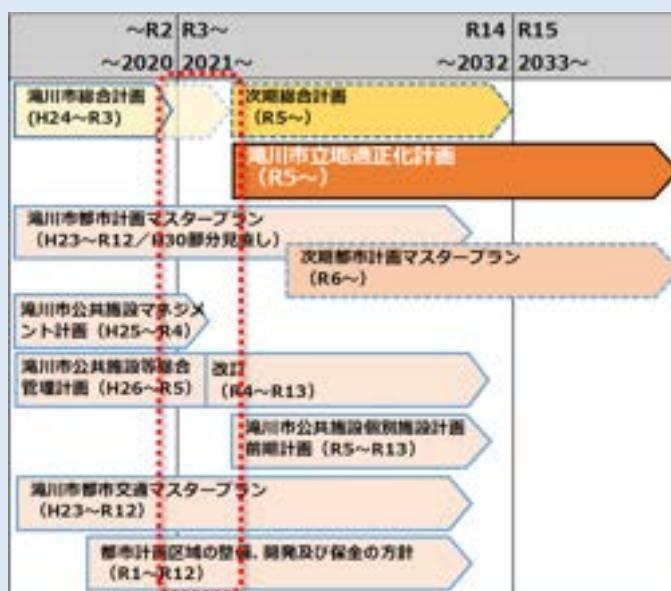
立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進

居住誘導区域を設定して誘導

都市機能誘導区域を設定して誘導

滝川市における計画策定のタイミング

- ・ 滝川市では、令和3年度から総合計画の見直しも同時に実施。
- ・ 各種計画の見直し時期にあるため、今後のまちづくりの進め方を検討し、**公共施設の再編や公共交通などの具体的な施策と連携・連動しながら、何をどう取り組んでいくのか示す「立地適正化計画」**を策定し、各計画や取組を戦略的に進めるため、今まさに「立地適正化計画」が必要。



コンパクトシティを巡る誤解

コンパクトシティをめぐる誤解

一極集中

・最も主要な拠点1か所に全てを集約させる

全ての人口の集約

・全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させることを目指す

強制的な集約

・居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる

前提

多極型

・中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す

全ての人口の集約を図るものではない

・たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然
・居住誘導区域外における居住を否定するものではありません

あくまで「誘導」による集約

・インセンティブを講じながら、時間をかけて緩やかに居住の集約化を推進（誘導）

資料：国土交通省「立地適正化計画の説明会資料(平成27年6月1日時点版)」をもとに加筆修正

1-3 計画区域

計画区域は、都市計画区域全域を対象とします。



図 計画区域

1-4 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）～令和24年度（2042年度）のおおむね20年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や国・北海道の動向、滝川市における人口・土地利用等の動向や上位・関連計画との整合、施策の進捗・効果等を踏まえ、5年を目安に適宜見直しを行うものとします。

第2章 都市の現状と課題

2-1 上位・関連計画の整理

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策など多様な分野の計画との連携を図ることが求められています。

そのため、下記の上位計画・関連計画のうち、立地適正化計画の検討において踏まえるべき事項について整理しました。

【上位計画・関連計画 一覧】

- ① 滝川市総合計画
- ② 滝川市人口ビジョン
- ③ 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ④ 滝川市都市交通マスタープラン
- ⑤ 滝川市公共施設等総合管理計画
- ⑥ 滝川市公共施設個別施設計画 前期計画
- ⑦ 第2期滝川市小・中学校適正配置計画
- ⑧ 滝川市住生活基本計画（第二期）
- ⑨ 滝川市強靱化計画
- ⑩ 滝川市地域防災計画（2022年度版）
- ⑪ 第2期中空知定住自立圏共生ビジョン
- ⑫ 滝川市緑の基本計画
- ⑬ 第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ⑭ 滝川市農業振興地域整備計画

(1) 滝川市総合計画（令和5年3月（予定））

- ・ 目指すまちの将来像「心が育ち 人を紡ぐ いつまでも住み続けたい“ちょうどいい田舎”」の理念について、まちづくり方針等への反映を検討。（計画書 P9）
- ・ 基本目標「安心して子どもを育み、学び、笑顔あふれるまち」の実現を目指した子どもが安全で元気に遊べる場所や機会の提供、児童の放課後の居場所の確保、新しい時代の学びを実現する学校施設整備、市民の文化芸術活動に関する交流や人材育成、発表の拠点づくりの推進などの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P12～14）
- ・ 基本目標「健康で、優しく、安全に暮らせるまち」の実現を目指した治水対策や緊急輸送道路整備等の促進、幅広い分野での機能強化といった災害リスクの回避・軽減に向けた取組の推進などの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造、防災指針等への反映を検討。（計画書 P17）
- ・ 基本目標「元気で魅力ある産業と、人が集うまち」の実現を目指した時代背景や商業環境の変化などを踏まえた商店街づくりの取組、観光施設の連携による賑わい創出や魅力向上などの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P20～22）
- ・ 基本目標「都市と農村が調和し、便利で、快適なまち」の実現を目指した広域の交流を支える拠点・ネットワークの形成、生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地の形成、農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力の創造、都市機能と居住を結ぶ公共交通の維持確保、公共施設の計画的な改修・再編・統廃合の推進、都市公園の計画的な修繕・集約、空家の有効活用や危険性回避に向けた必要な取組の推進、公営住宅の計画的な修繕・建て替えなどの施策の方向について、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P23～26）

(2) 滝川市人口ビジョン（平成27年10月）

- ・ 「人口の縮小スパイラル」からの早期脱却に向けて、「出生率の上昇につながる施策」と「人口の社会増をもたらす施策」の双方に取り組むことが効果的と記載。（計画書 P34）
- ・ 「目指すべき方向性」では、「食と農を活かした雇用創出と地域産業の育成・支援」「すべての子供の成長の支えと教育環境の構築」「プラチナ・コミュニティの形成と暮らしやすさの追求」が記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P35）

(3) 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2～6年度/令和2年3月）

- ・ 基本目標 3「持続的なコミュニティの形成と暮らしやすさの追求」として、公共交通や学校、病院など生活に必要な機能の維持、タイムラインや防災体制の整備などが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P8）
- ・ 具体的な施策として、ワーケーション等による都市部住民との新たな関わりの創出、コミュニティ活動の拠点となる施設整備、優良な住宅としての活用が見込まれる市有地の分譲促進などが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P20～21）

(4) 滝川市都市交通マスタープラン（平成23～32年度/平成23年3月）

- ・ 基本方針 1「広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系」として、「広域幹線軸」「広域都市軸」「中空知圏域交流軸」「都市骨格軸」の4つの道路網について、その役割を機能させるための将来目標について整理するとあり、将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P7）
- ・ 基本方針 2「移動の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系」として、都市幹線道路における歩道（歩行者自転車道）の整備・バリアフリー化、交通結節点のバリアフリー化、広場や休憩所の整

備によるコミュニティ空間の形成、道路景観の整備などが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P8）

- 基本方針 3「人と環境にやさしい交通体系」として、路線バス網の再編、コミュニティ拠点内のバス停の整備・新たな公共交通の導入、JR 滝川駅の移動円滑化・駅前広場の改築・整備、幹線道路網における自転車・歩行者ネットワークの整備などが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P9）

（5）滝川市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）

- 公共施設等管理に関する「基本方針」に加えて、「公共施設等管理に関する基本方針」として、「学校施設」「公営住宅」「コミュニティ関連施設」「福祉関連施設」「文化・スポーツ関連施設」「その他の建築物」「遊休施設の取り扱い」に関する考え方が示されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P11～17）

（6）滝川市公共施設個別施設計画 前期計画（令和 5 年 3 月（予定））

- 公共施設再編の具体的な事業プログラムとして、前期計画（R5～R13）が①文化施設複合化事業、②福祉施設複合化事業、③子育て施設複合化事業、④小学校再編事業、⑤遊休施設除却事業、参考資料として、中期計画が①小中学校給食施設集約化事業、②中学校再編事業、③維持センター集約化事業、後期計画が①東小学校整備事業、②明苑中学校整備事業、③遊休施設除却事業の方針が示されており、これらの事業と連携しながら、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P31～48）

（7）第 2 期滝川市小・中学校適正配置計画（令和 3 年 1 月）

- 小中学校の適正配置計画の具体的な内容として、滝川第二小学校（統合及び再編等の検討）、西小学校（今後のあり方について検討）、江部乙小学校（今後のあり方について地域住民と検討）、開西中学校（今後のあり方について検討）と位置付けられており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P12）

（8）滝川市住生活基本計画（第二期）（平成 30～39 年度/平成 30 年 3 月）

- 住宅施策の推進方針として、子育て支援住宅の促進、安価なサービス付き高齢者住宅の整備推進、都市計画等に基づく地域特性を活かした住環境の形成（駅周辺地域への住宅の集積、江部乙・東滝川でのゆとりある住環境の保全）が位置付けられており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P21）
- 重点施策（市営住宅団地再編プロジェクト）として、東団地、開西団地、江南団地において、既存住棟の一部を民間事業者へ譲渡し、民間事業者がリノベーションして子育て（ひとり親）支援住宅、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行ったり、余剰地を宅地分譲する施策が位置付けられており、進捗状況を確認し、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P31）

（9）滝川市強靱化計画（令和 4 年 4 月・第 2 回改訂）

- 「地域防災計画」「公共施設等総合管理計画」「耐震促進計画」など他計画の施策内容をリスクシナリオに沿って再整理した内容となっている。

(10) 滝川市地域防災計画（2022 年度版）

- ・ 災害の概要として、空知川と石狩川の合流点にあるため、災害の多くが水害で占められていることが記載されており、まちづくり方針・将来都市構造等を検討する際に留意。（計画書 P1-10）
- ・ 洪水浸水想定区域とともに、災害危険区域として、水防区域、市街地における低地帯の浸水予想区域、地滑り・がけ崩れ等予想区域が示されており、まちづくり方針・将来都市構造等を検討する際に留意。（計画書 P4-3～4-4）

(11) 第2期中空知定住自立圏共生ビジョン（令和3年2月・第2回変更）

- ・ 圏域の将来像として、医療や福祉体制の確保、教育環境や子育て環境の充実、適正な廃棄物処理、安全安心な消費生活環境や防災体制の確保を目指しており、圏域の中心都市として、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P17）
- ・ 社会教育、文化・スポーツ施設等の相互利用の促進、広域防災体制の連携推進、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持確保、広域的な視点による道路ネットワークの構築などが位置付けられており、圏域の中心都市として、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P36、49、52、54）

(12) 滝川市緑の基本計画（令和2年2月）

- ・ 緑の将来像として、「緑のコンパクトエコタウン」が掲げられ、都市公園再編の基本的な考え方として、コンパクトな都市づくりの考え方に連動し、都市機能の集約により人が集まりやすくなるエリア、既存の学校や子育て支援施設・福祉施設等との一体的な利用の相乗効果が得られるエリアなどが集約先として想定されており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書概要版 P5～7）

(13) 第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年3月）

- ・ 「地域包括ケアシステムの構築」を目標に、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指しており、高齢者の住まいの確保（高齢者の生活に対応した公営住宅の計画的な整備・充実、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム・低所得者向け住宅など民間による住宅整備に対する支援）などが位置付けられており、まちづくり方針・将来都市構造等への反映を検討。（計画書 P17、66～67）

(14) 滝川市農業振興地域整備計画（令和2年3月）

- ・ 農用地等の保全の方向として、滝川東地域は、平坦地に優良農地が多く、高速道路・国道12号滝川バイパス等による高速交通網の発達・整備に伴い、一部に農振農用地の除外等の要望が見受けられるものの、優良農地を中心に保全していく農地を明確にして生産性の安定と向上に努めるとしており、まちづくり方針・将来都市構造等を検討する際に留意。（計画書 P13）

2-2 現行都市計画マスタープランの検証

(1) 検証概要

現行都市計画マスタープランの中で位置付けられている全 248 施策のうち、立地適正化計画の検討で特に関係する 93 の項目について、各課の照会により検証を実施しました。

(2) 検証結果

①達成度

各施策について、成果、達成度、改善点・課題、今後の方向性について検証を実施したところ、40%以上が「達成」していますが、「未着手」が30%近くとなっています。

達成度	評価	構成比
達成	40	43.0%
継続中(整備中)	19	20.4%
継続中(調査・計画段階)	0	0.0%
未着手	27	29.0%
中止	7	7.5%
合計	93	100.0%

※構成比は、小数第2位で四捨五入しているため、構成比の合計は100.0%にならないことがあります。

②成果と課題

土地利用・コンパクト化・居住環境	中心市街地	【主な成果】 ●都市機能の集積（図書館の移転／まちづくりセンターの改修／観光国際スクエアの設置／病院の建て替え／公営住宅の新設／駅前広場の再整備／栄町3-3地区の再開発／看護学校建て替え） ●商業活性化の取組（滝川市商店街振興組合連合会への補助支援／店舗リノベーション支援事業による空き店舗の流通化を促進し新規出店を創出） ●賑わい・交流の創出の取組（まちなか交流広場事業として補助支援、貸室事業や子育て事業の実施） 【課題】 ●改修、解体に多大な費用等を要する空きビル・空き店舗の活用方針が必要 ●中心市街地に、居住している人が少ない（店舗と居住の住み分け等）、駐車場等の土地がない、地主の多くは市外者、古い建物が多い、店がない。 ●街なかに居住のメリットがない。商業機能が中心市街地ではなく、新たに出店する魅力がない。 ●担い手不足により、事業継続が厳しい状況／補助金による誘致施策の効果検証とあり方検討が必要。 ●市民活動の促進を図る施策効果が薄れており、まちなか交流広場事業の利用者も減少傾向にある。
	国道沿道	【主な成果】 ●国道12号、38号沿道における特別用途地区の設定 【課題】 ●特別用途区分の見直し ➡ 中心市街地における居住の誘導が必要 中心市街地と商業集積地の役割、位置付けの見直しが必要
	滝川市街地	【主な成果】 ●公営住宅の跡地分譲／主要幹線街路沿道における用途地域の見直し（緩和） ●空き店舗を活用した地域サロンの開設（滝の川東等） 【課題】 ●幹線道路沿道に店舗と共同住宅の誘導を目指したが、共同住宅の誘導を進める具体的な施策が不足 ●官民一体となった空き家の不動産流通の仕組みの構築／空き家を未然に防ぐソフト対策が必要 ➡ 空き家等の流通を促進した居住の誘導が必要

	江部乙地域	【主な成果】 ●江部乙地区コミュニティセンターの機能を農村環境改善センターに集約（交流スペースを設置し、運営委員会によるソフト事業の展開により利用者数は増加） ●江部乙地域の地域活動に、國學院大學北海道短期大学部の生徒が関わり、駅や児童館で地域住民と連携した活動が展開 ●子育て支援事業により若い世代の住み替え 【課題】 ●農村環境改善センターの活用方法の検討、道の駅の機能充実・集約化の検討 ●次代を担う人材につなげる仕組みの準備 ●優良な空き家の確保／若い世代への新たな住宅環境の整備 ●人口減少が著しい地域における二地域居住の促進
	東滝川地域	【主な成果】 ●生活利便性向上に向けた取組（東滝川公園の改築／転作研修センターに体育館増設／JA撤退によりセコマ誘致／駐在所建て替え） ●住民間の連携により、安定的な地域運営が実施／転作研修センターを拠点に様々な地域活動が実施 【課題】 ●他の地域から居住を誘導するというよりも、地区内での集約（居住誘導）が必要。 ●次代を担う人材につなげる仕組みの準備 ➡ 江部乙地域、東滝川地域における生活利便性の確保が必要
交通体系		【主な成果】 ●JR 滝川駅において駅舎の改築、駅前広場の整備（新たな公共交通網） ●事業者との継続協議・調整によるバス路線の維持・確保 ●新たな公共交通として、乗り合いタクシー等の導入検討（江部乙地区） 【課題】 ●バス利用者の減少や設備投資等の影響により収支が悪化し、これまでのサービス水準（路線）の維持が難しくなっている。市内線は、市民にとって重要な路線であることから、通勤・通学・通院時の足の確保策については、今後、様々な手法を検討していかなければならない。 ●乗り合いタクシーは実証実験での利用が僅少であったため、導入には至らなかったが、今後高齢化が一層進む中で、どのように生活の足を確保するかは検討が必要 ➡ 持続的な公共交通ネットワークの維持・確保が必要
公共施設		【主な成果】 ●図書館の市役所庁舎への移転、学校施設の適正配置計画に基づく統廃合 ●保育施設、スポーツ施設、学校施設の耐震性確保（滝川中央保育所、二の坂保育所、滝川市スポーツセンター第1体育館、第2体育館、小中学校） ●空き店舗や空き家の活用などによる小規模な福祉サービス施設の立地を誘導（空き店舗を利用したリハビリ特化型デイサービス） 【課題】 ●老朽化が進む文化施設（文化センター等）、子育て関連施設（滝川中央保育所、こども発達支援センター等）の集約化・複合化等の検討
都市防災		【主な成果】 ●多数の人が利用する市有建築物、避難施設の耐震化 → 令和2年度末時点での耐震化率 98.4%（耐震化 60 棟/総数 61 棟） 【主な成果】 ●未耐震施設の耐震化 ➡ 老朽化が進む公共施設の複合化・集約化

2-3 都市の現状把握

(1) 人口推移・人口予測

滝川市は、昭和 60 年（1985 年）に 52,004 人に達して以降、一貫して人口減少が進行し、平成 27 年（2015 年）は 41,192 人と 1 万人以上減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も人口減少が進行し、令和 27 年（2045 年）には 25,318 人と 3 万人を下回ると推計されています。

昭和 20 年（1945 年）頃と同程度の人口規模にまで減少することになりますが、これまでに市街地は少なくとも 4.5 倍以上に拡大（昭和 35 年～平成 27 年の DID 地区面積が約 4.5 倍に拡大）しており、今後人口減少の進行により、市街地において散発的に低密度化（スポンジ化）が進行すると予測されます。

H27 年（2015 年）：41,192 人

➡ **15,000 人以上減少**

R27 年（2045 年）：25,318 人

DID 地区の人口密度は、同規模都市（人口 3.5～5 万人）と比較して低い。

H27 年（2015 年）：27.2 人/ha

R27 年（2045 年）：16.7 人/ha

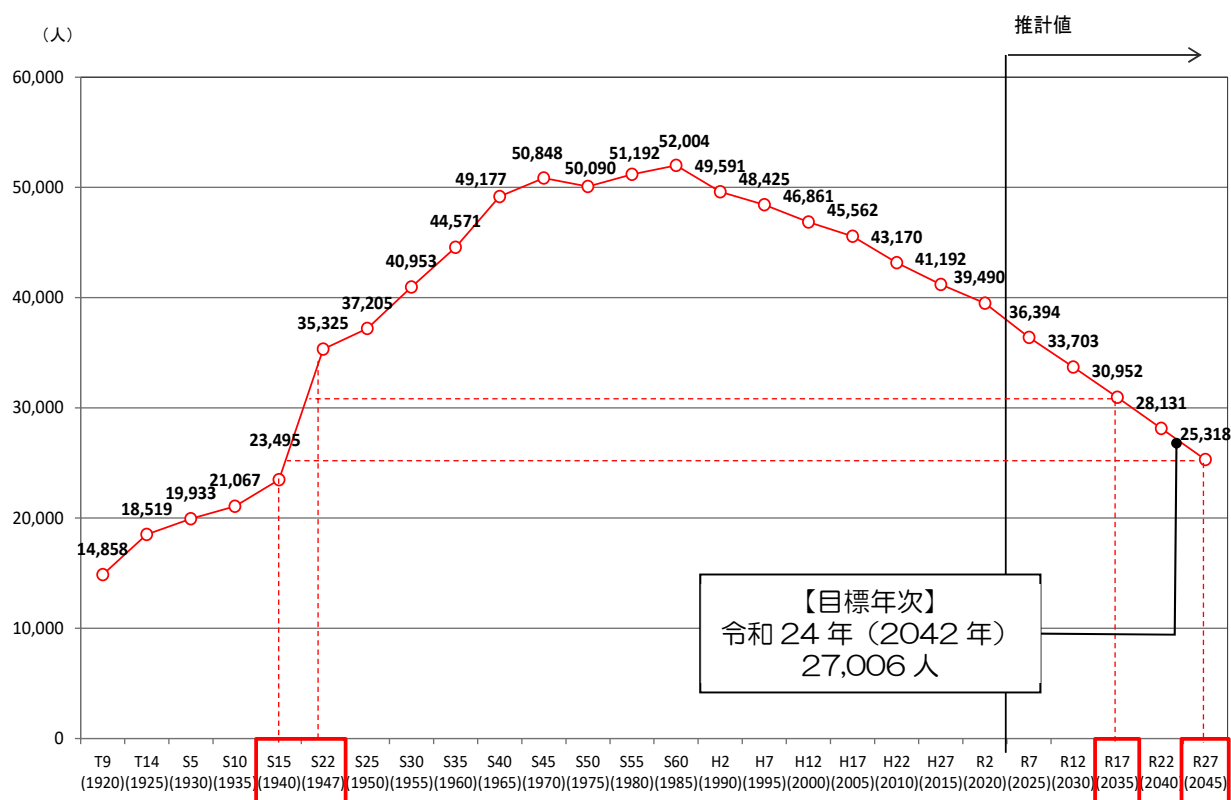


図 総人口の推移

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』

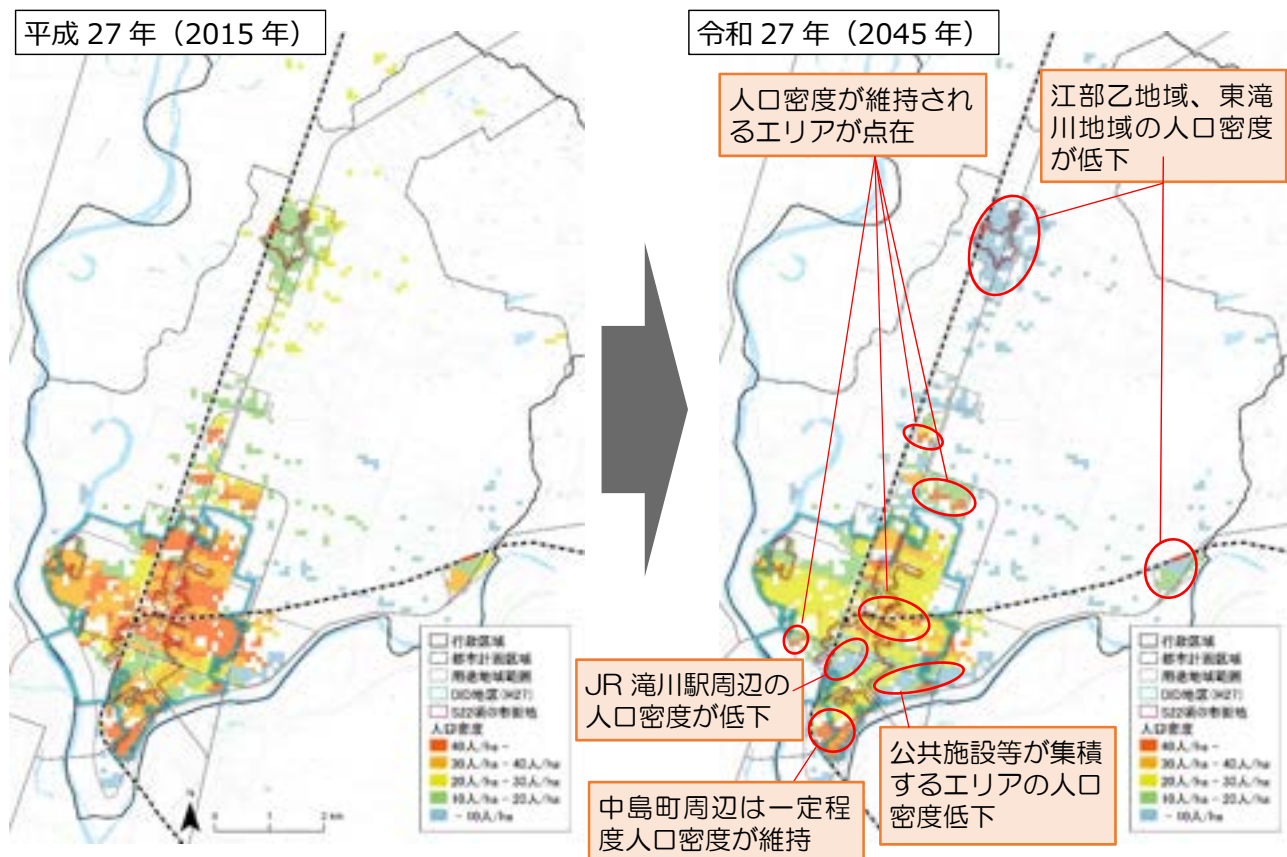


図 2015 年及び 2045 年の人口密度の推計

資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」を使用

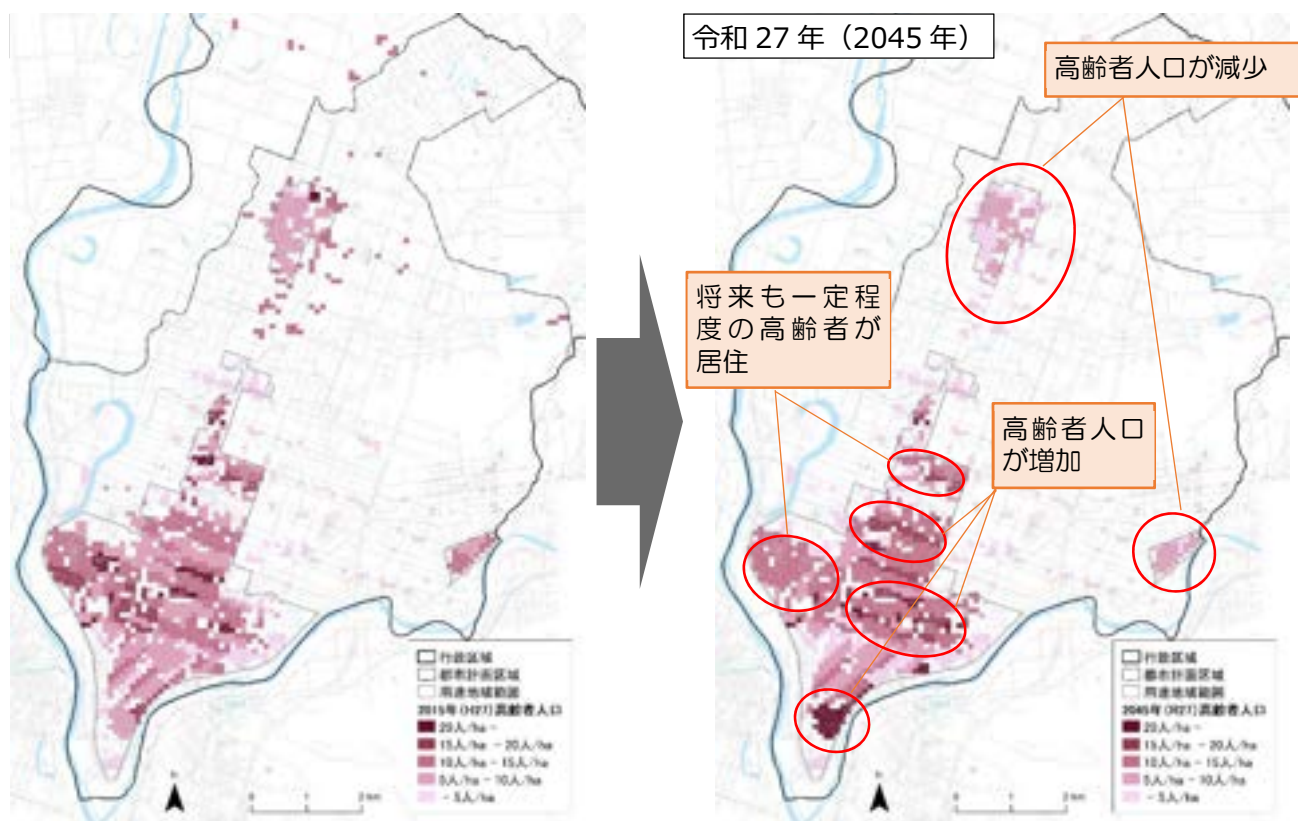


図 2015 年 2045 年の高齢者人口の推計

資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」を使用

(2) 滝川市における都市の特性

① 都市機能の分散

大型商業施設は、国道 12 号滝川バイパス沿道に中心的に立地しており、市役所や市立病院等の医療施設は国道 12 号沿道に立地、ホール等の文化施設は空知川に隣接する地区に集積して立地しています。

交通結節機能を有する JR 滝川駅、商業、医療、教育、行政等の一部の都市機能が分散して立地しています。

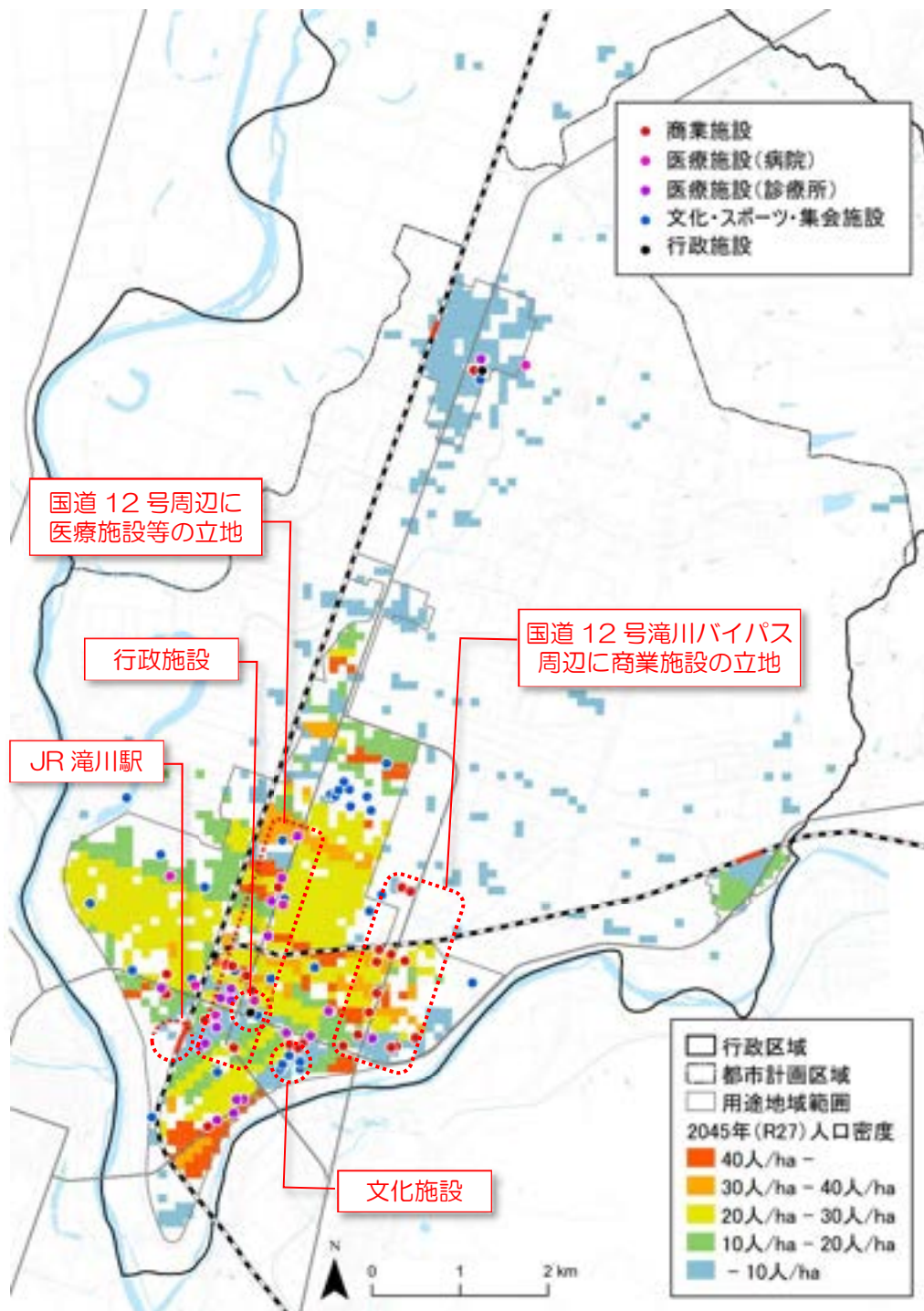


図 都市機能の立地状況

資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「全国大型小売店総覧 2021」、iタウンページをもとに令和 4 年 2 月時点の立地状況を反映、滝川市ホームページ

【商業施設】



【医療施設】



【福祉施設（通所系）】



【文化・スポーツ・集会施設】



図 施設の立地状況

資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2(H27 国調対応版)」を使用、国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「全国大型小売店総覧 2021」、iタウンページをもとに令和4年2月時点の立地状況を反映、滝川市ホームページ

②低未利用地等の状況

空き家数の推移をみると、おおむね 3,000～3,500 戸の横ばいで推移しています。滝川市街地内に広く低未利用地が発生しており、特に中心市街地においては、青空駐車場が多く点在するとともに、築 40 年以上経過する建物が多く立地しています。

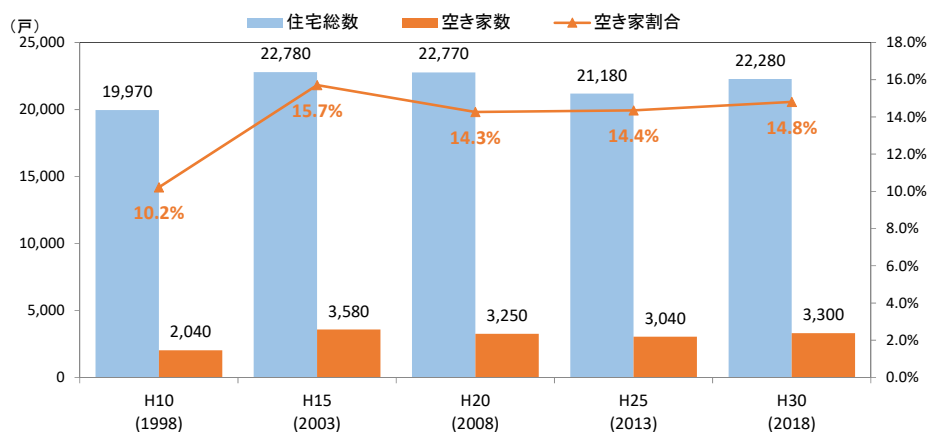


図 住宅総数、空き家数、空き家率の推移

資料:総務省「住宅・土地統計調査」

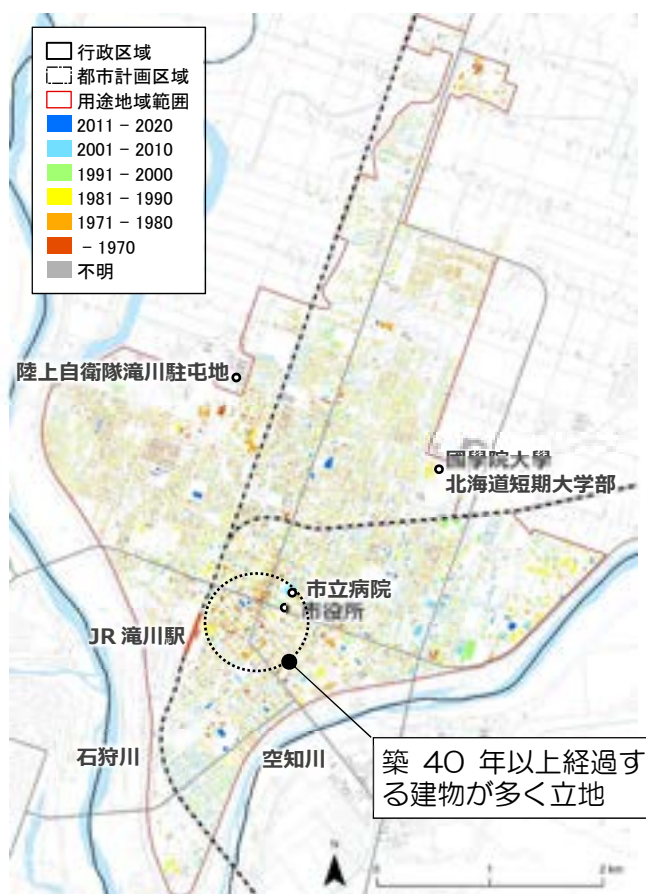
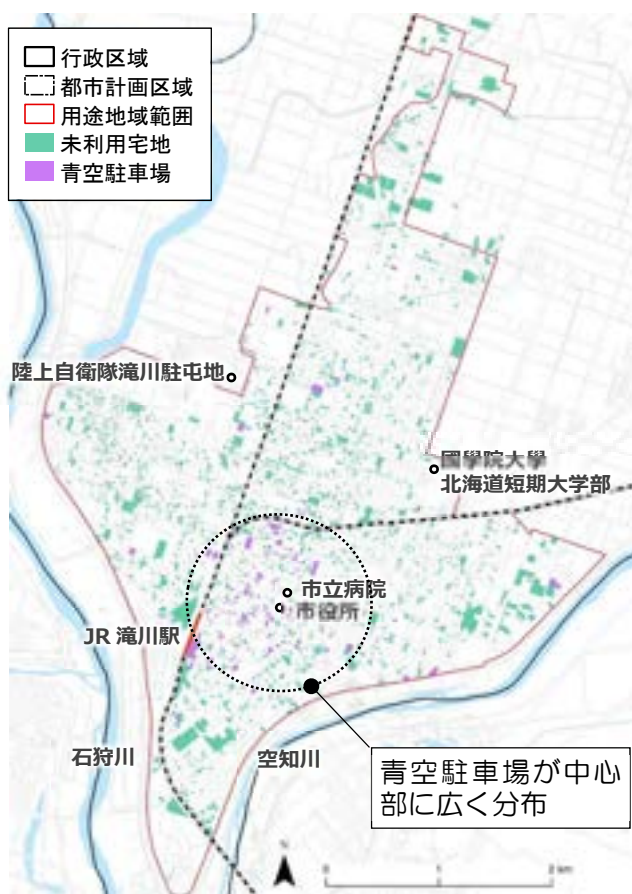


図 未利用宅地・青空駐車場の状況（左）と建築年の状況（右）

資料:令和2年度都市計画基礎調査

③災害リスク

1) 洪水

【石狩川・空知川】

石狩川及び空知川の洪水浸水想定区域は、滝川市街地の広い範囲で指定されており、特に滝川市街地の西部や南部の一部のエリアは3m以上の浸水想定がされています。

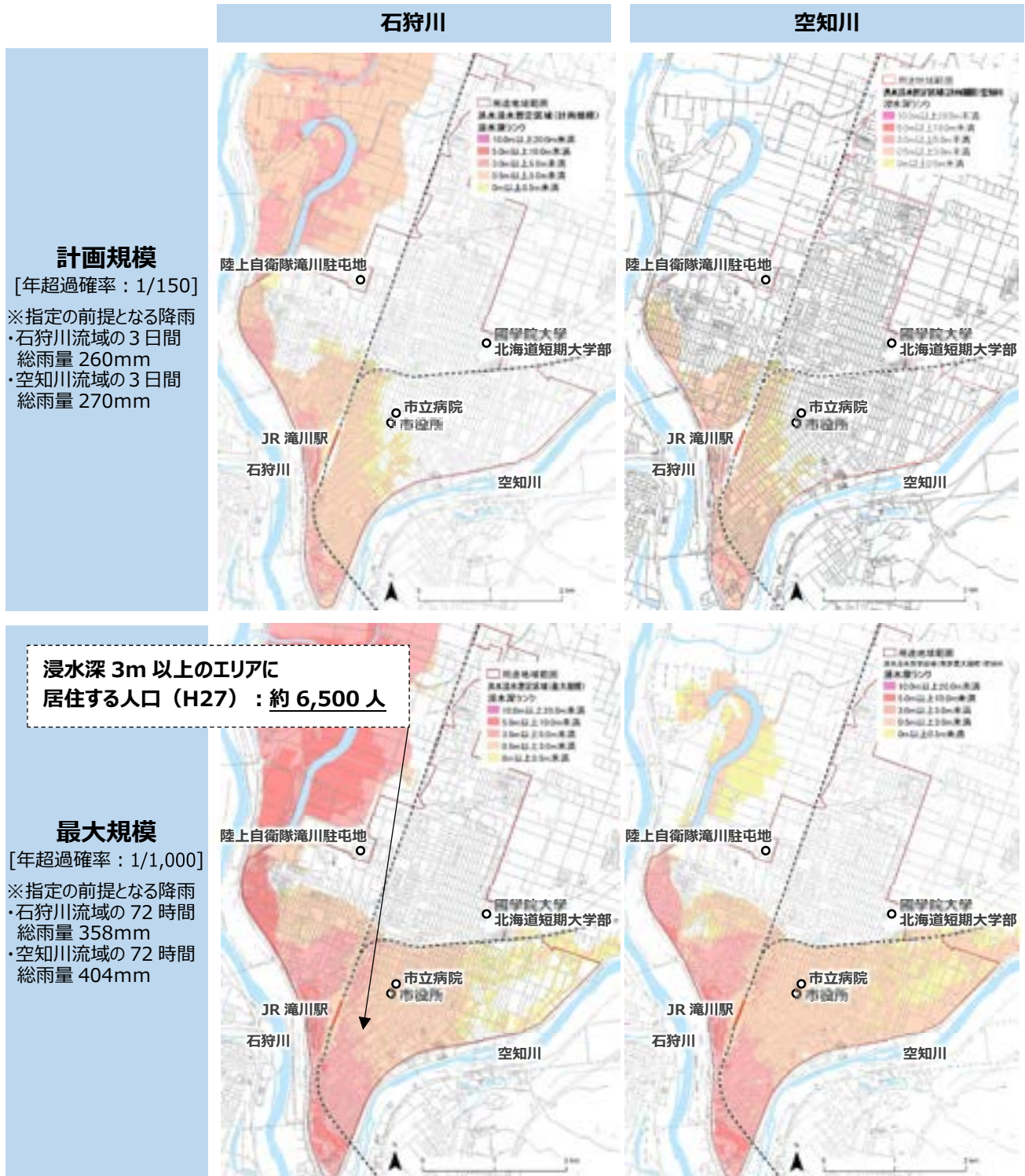


図 洪水浸水想定区域の指定状況

資料:国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川水系 石狩川洪水浸水想定区域図(令和元年6月28日告示)」
 「石狩川水系 空知川洪水浸水想定区域図(平成29年4月24日告示)」

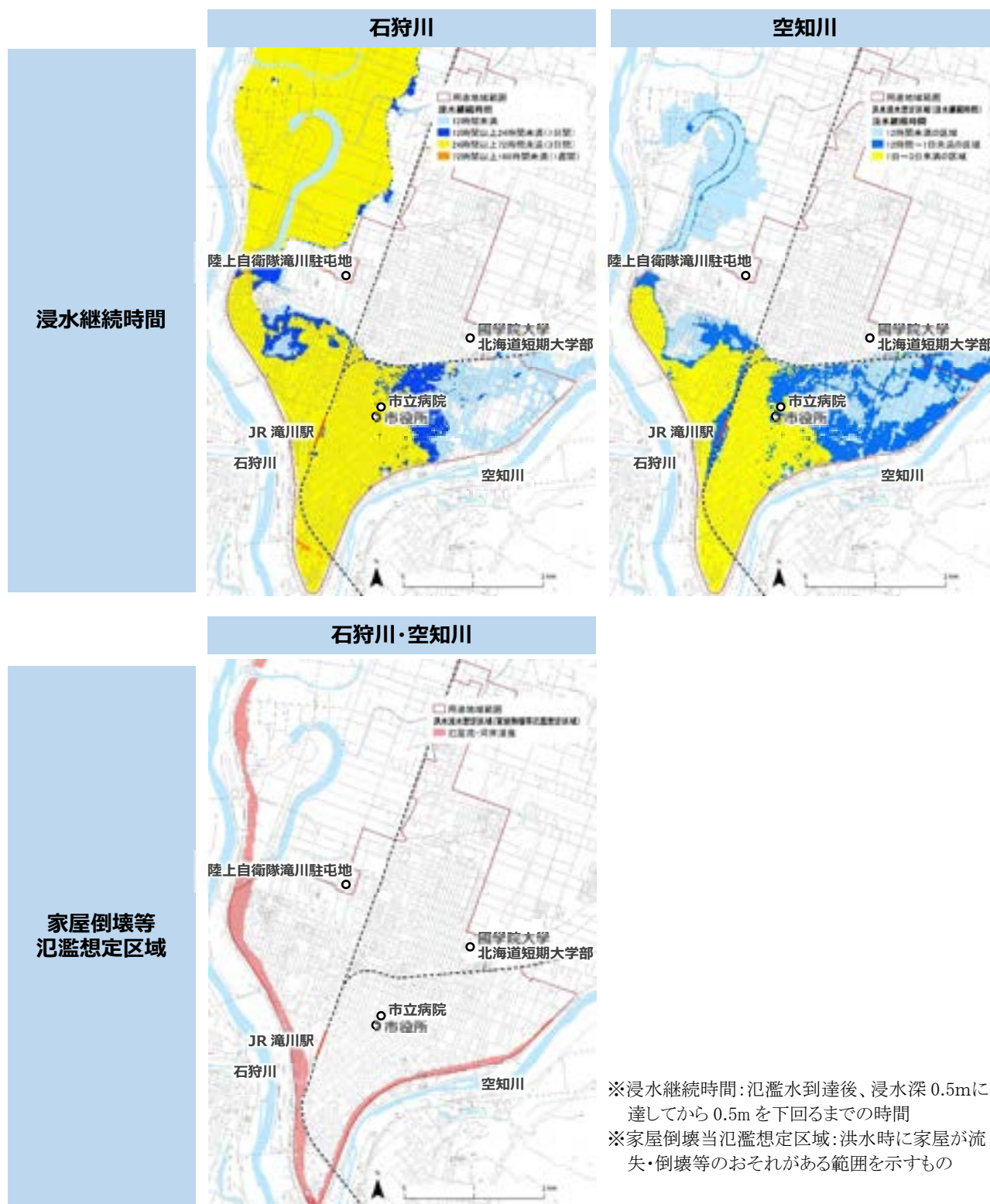


図 浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況

資料: 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川水系 石狩川洪水浸水想定区域図(令和元年 6 月 28 日告示)」

「石狩川水系 空知川洪水浸水想定区域図(平成 29 年 4 月 24 日告示)」

【熊穴川・銀川・ラウネ川】

滝川市内で北海道が管理する河川のうち、熊穴川、銀川、ラウネ川の洪水浸水想定区域が公表されており、銀川、ラウネ川については、市街地の一部が浸水想定区域に含まれています。

熊穴川

※指定日：令和元年7月26日

計画規模

[年超過確率：1/150]

※指定の前提となる降雨：熊穴川流域の2.8時間総雨量 75mm



※指定日：令和元年7月26日

最大規模

[年超過確率：1/7,000,000]

※指定の前提となる降雨：熊穴川流域の2.8時間総雨量 202mm



銀川

※指定日：令和4年6月16日

最大規模

※指定の前提となる降雨：

・石狩川水系銀川流域に1時間総雨量 140mm



ラウネ川

※指定日：令和4年6月16日

最大規模

※指定の前提となる降雨：

・石狩川水系ラウネ川流域に1時間総雨量 136mm



図 浸水想定区域図

資料：北海道「洪水浸水想定区域図」

【水防区域（過去の浸水域）】

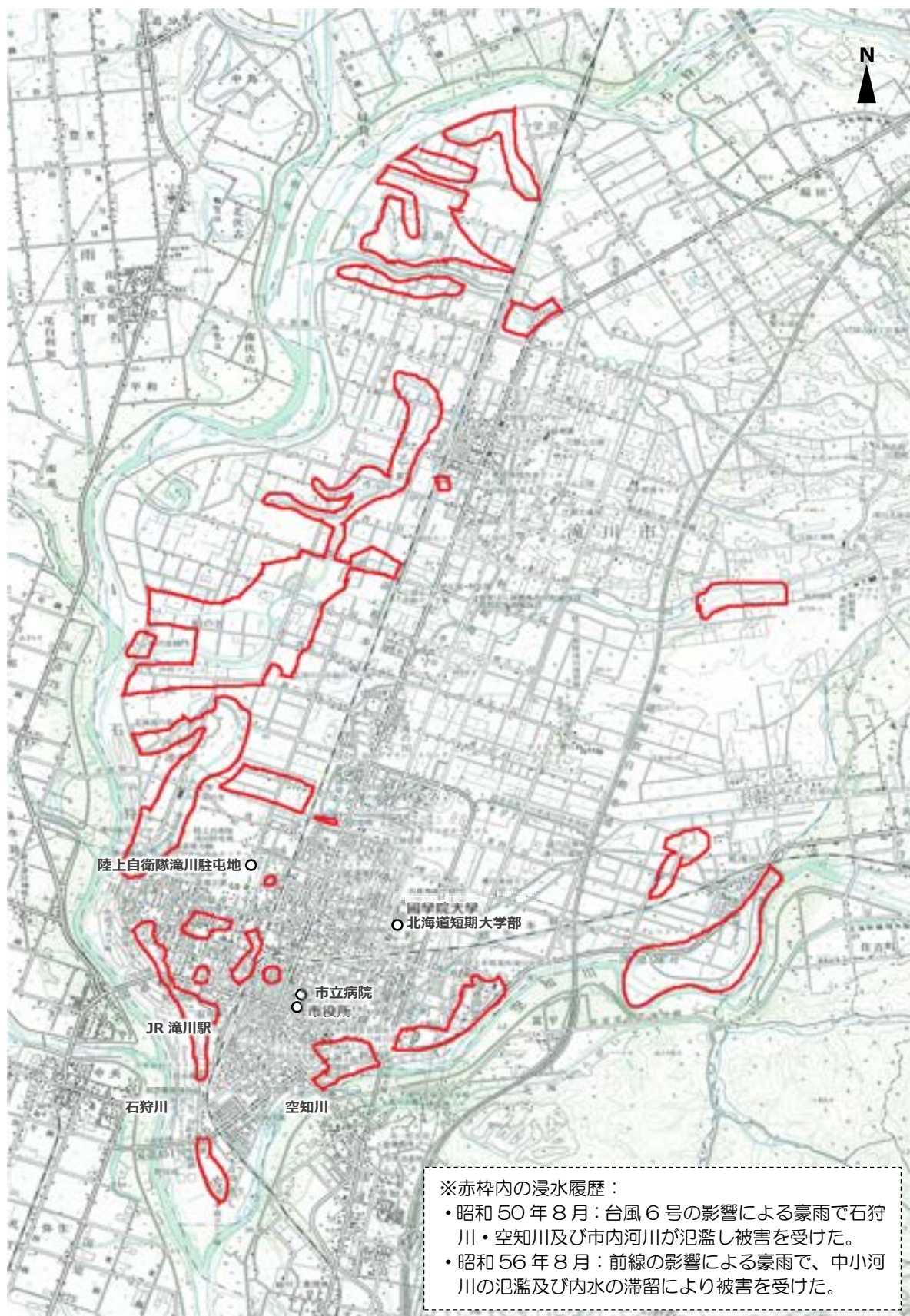


図 水防区域（過去の浸水域）

資料：滝川市資料

2) 土砂災害

滝川市内に土砂災害特別警戒区域が5箇所、土砂災害警戒区域が7箇所指定されています。

表 土砂災害特別警戒区域・警戒区域一覧

	現象名	所在地	区域の名称	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
①	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町西1丁目,本町6丁目	滝川一の坂町1	令和2年12月11日	○	-
②	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1丁目,大町6丁目	滝川一の坂町2	令和2年12月11日	○	○
③	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1丁目,大町6丁目	滝川一の坂町3	令和2年12月11日	○	○
④	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1・2丁目,大町6丁目	滝川一の坂町4	令和2年12月11日	○	○
⑤	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東3丁目,大町6丁目,緑町7丁目	滝川一の坂町5	令和2年12月11日	○	○
⑥	急傾斜地の崩壊	滝川市文京町1丁目	滝川文京町1	令和2年12月11日	○	○
⑦	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町西1丁目,本町6丁目	滝川本町1	令和2年12月11日	○	-

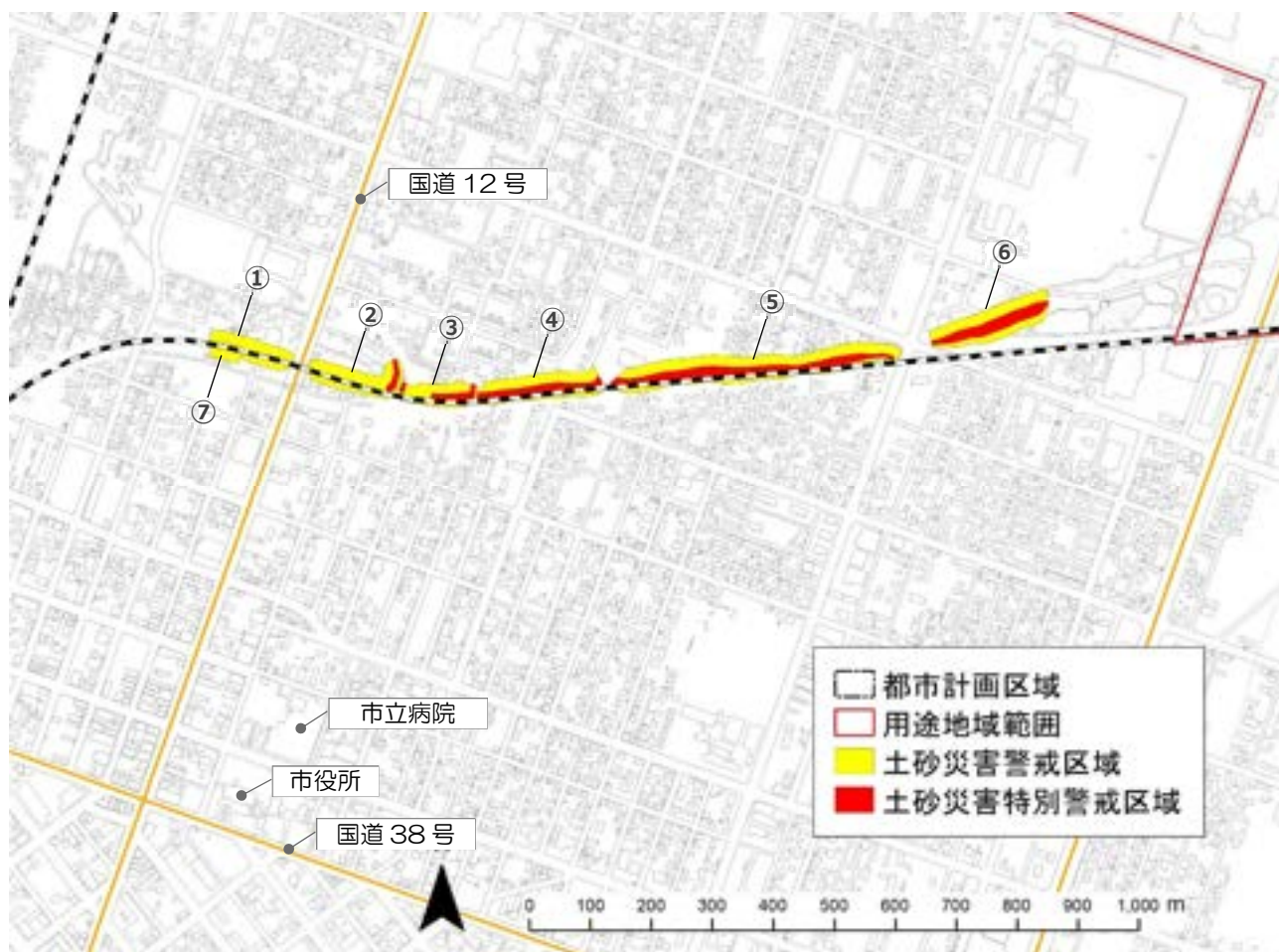


図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

資料:国土交通省「国土数値情報」

④ 公共施設の老朽化

令和3年（2021年）で、建築後30年を経過した施設が全体の67.8%を占め、令和13年（2031年）には81.5%、令和23年（2041年）には93.3%となり、施設の老朽化が進行すると予測されます。

滝川市内における公共施設の将来の更新費用を推計すると、今後40年間（2061年まで）で約1,540億円と推計されており、平均すると単年度当たり約39億円となります。



図 公共施設の老朽化の予測

資料：滝川市「滝川市公共施設等総合管理計画」



図 公共施設の将来の更新費用の推計

資料：滝川市「滝川市公共施設等総合管理計画」

※40年間：2061年まで

※直近5年：2016年～2020年

⑤ 財政

同規模都市（人口3.5～5万人）で財政状況について比較すると、宅地の平均価格、市民一人当たりの税収額、財政力指数が低くなっています。

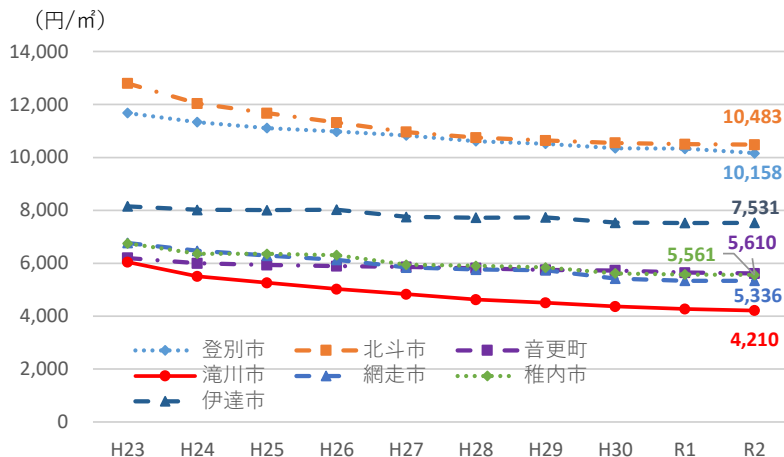


図 宅地の平均価格の推移（左）と市民一人当たりの税収額・財政力指数の状況（右）

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」、「市町村別決算状況調（H30(2018)）」、「地方公共団体の主要財政指標一覧（H30(2018)）」

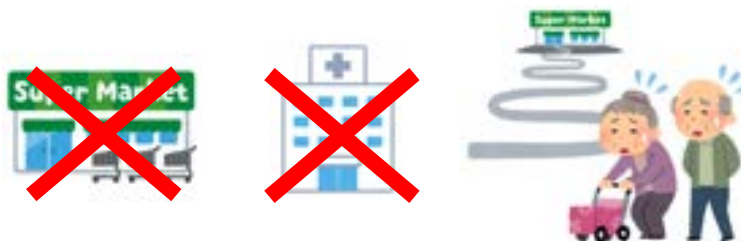
(3) 人口減少の進行に対し、何も対策を講じなかった場合におけるまちへの影響

①生活利便性の低下

- 人口減少により低密度で分散した市街地により、カバー圏人口が減少し、各種生活サービスの非効率化
- 商圏人口の減少、サービスの非効率化により、各地区にある商業施設、医療施設等が撤退

R27年（2045年）において、
商業施設がそのまま残った場合のカバー圏人口は、**18,665人（カバー割合：73.7%）**
仮に、商業施設が国道12号滝川バイパス沿いの施設しか残らなかった場合は、5,831人（カバー割合：23.0%）
となるため、**約1万3千人がカバーされなくなってしまう。**

医療施設がそのまま残った場合のカバー圏人口は、**14,353人（カバー割合：56.7%）**
仮に、市立病院と滝川中央病院しか残らなかった場合は、3,725人（カバー割合：14.7%）
となるため、**約1万人がカバーされなくなってしまう。**



- 公共交通利用者数の減少により、交通事業者の経営悪化、バス路線・便数等のさらなるサービス水準の低下

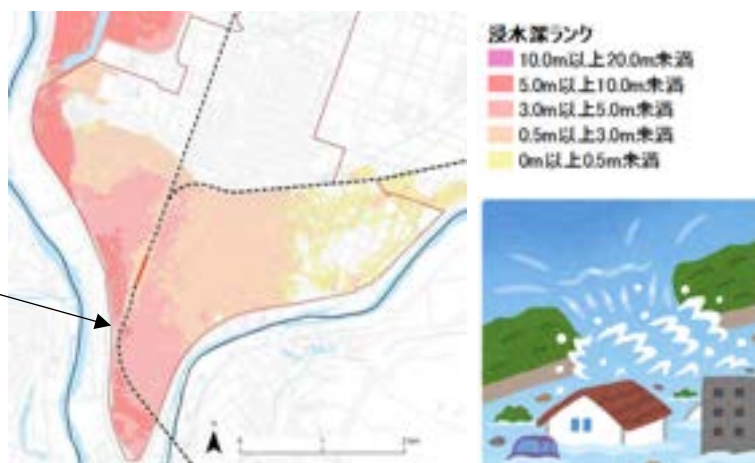
R27年（2045年）において、
公共交通がそのまま残った場合のカバー圏人口は、**20,003人（カバー割合：79.0%）**
仮に、市外線しか走らなくなった場合は、12,916人（カバー割合：51.0%）となり、**約7千人がカバーされなくなってしまう。**
市内線しか走らなくなった場合は、9,445人（カバー割合：37.3%）となり、**約1万人がカバーされなくなってしまう。**



②被災可能性のある地域への居住が継続される

- 浸水リスクが高いエリアにおいて新たな住宅立地を容認することになり、被災のおそれがある市民が増える可能性が残る

河川の氾濫により、住宅などが水につかる浸水が想定される区域



③ 空き家・荒廃地の増加

- 老朽化した空き家、荒廃地の増加による、景観の悪化、防犯・防災機能の低下、公衆衛生の悪化



④ 厳しい財政状況の深刻化

- 施設の老朽化による公共施設・インフラの維持管理コストが増加し、さらに維持困難となる
- 人口、事業所の減少によりさらに地価が低下し、税収入がさらに減少

公共施設・インフラの維持管理費

直近5年（2016年～2020年）：
平均公共施設投資的経費 約11億円

今後40年間（2061年まで）：
1年あたりの更新費用試算 約39億円

約3.5倍



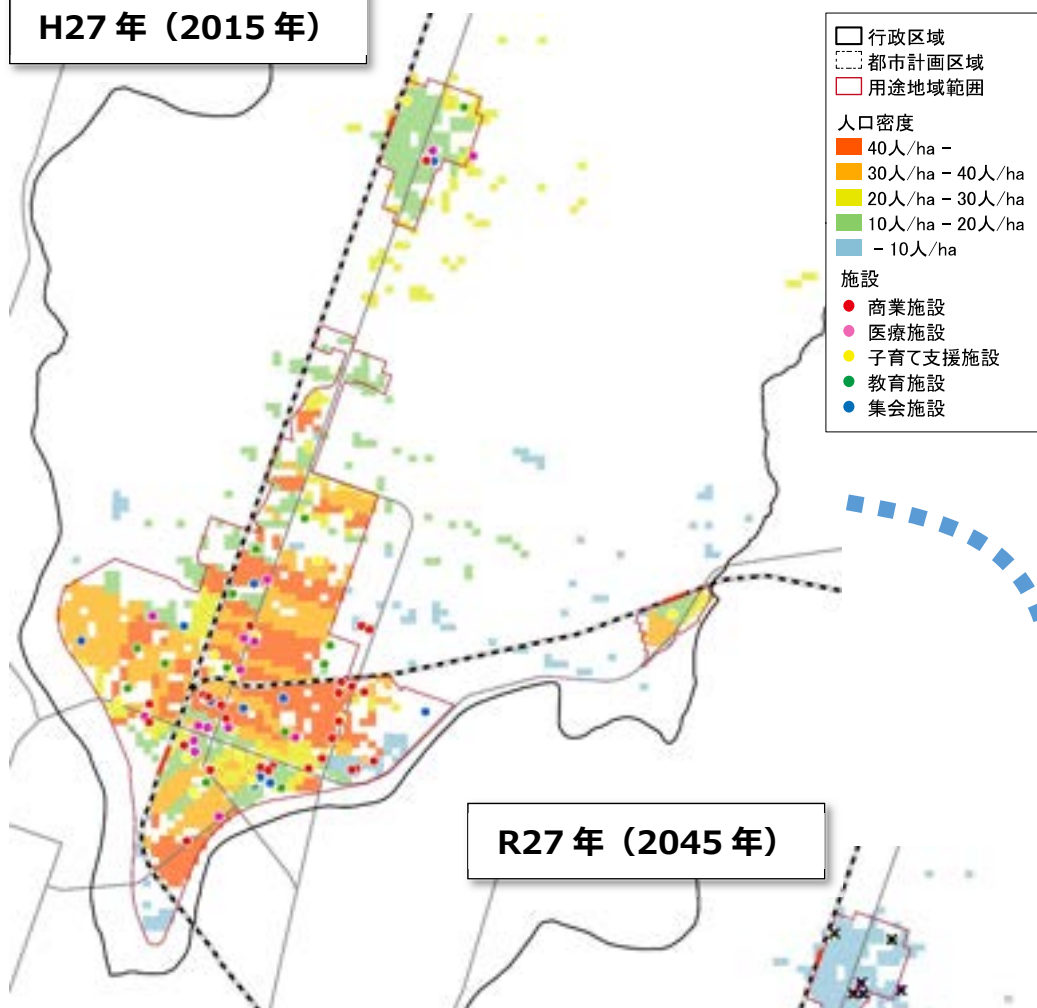
⑤ コミュニティの維持が困難

- 人口減少により、各地域のコミュニティの維持が困難となり、安心した地域社会の維持が困難（孤独死の増加、地域防災力の低下など）



このまま対策を講じないままでは…

H27 年 (2015 年)

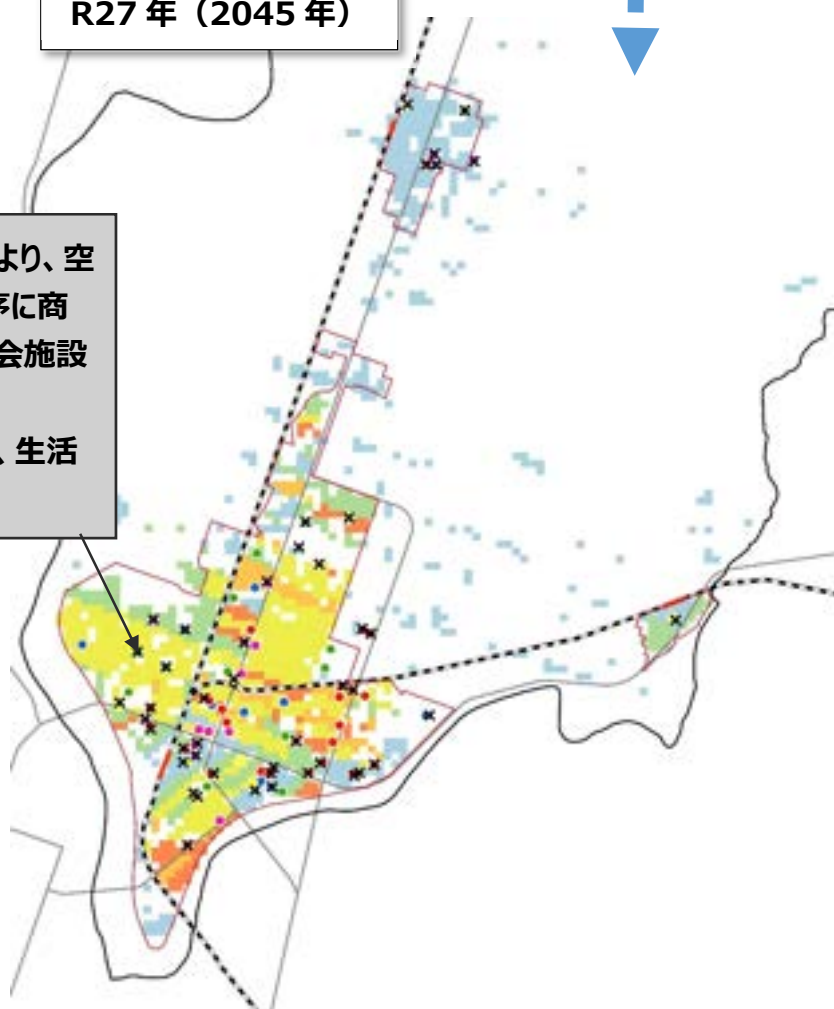


R27 年 (2045 年)

人口密度が低密度化することにより、空き地・空き家等が発生し、無秩序に商業、医療、子育て支援施設、集会施設等の撤退が生じるおそれ。

→ 非効率な市街地形成となり、生活利便性が低下

※撤退する施設数や場所については、あくまでイメージです。
(人口密度 20 人/ha 以下に位置する施設を目安としています。)



2-4 他都市との比較

国土交通省「都市構造評価ハンドブック」で示される評価指標と、国土交通省「都市モニタリングシート」を使用し、滝川市と同規模の人口規模（3万人～5万人）の都市と比較しました。

表 比較都市

	人口(H27)
登別市	49,625
北斗市	46,390
音更町	44,807
滝川市	41,192
網走市	39,077
稚内市	36,380
伊達市	34,995

《他都市と比較したときの滝川市の【強み】》

【生活利便性】

- O1：医療施設、商業施設、鉄道・バスの徒歩での利便性は比較的高い
- O2：医療機能、福祉機能周辺の人口密度が高い

【健康福祉】

- O3：医療機能への利便性が高い
- O4：他都市よりも歩く環境は充実している

【安全・安心】

- O5：交通事故死亡者数が少ない

【エネルギー・低炭素】

- O6：自動車の走行キロは他都市よりも短く、CO2 排出量も少ない

《他都市と比較したときの滝川市の【弱み】》

【人口密度】

- O1：他都市と比べて DID 人口密度が低く、ここ 10 年間での減少率も大きい

【生活利便性】

- O2：福祉機能のカバー率が低い
- O3：商業機能周辺の人口密度が低い
- O4：通勤通学におけるバス利用の分担率が低い

【健康福祉】

- O5：高齢者福祉機能や保育機能へのアクセス利便性が低い

【地域経済】

- O6：小売業の床効率が低い

【行政運営】

- O7：税収入が低い

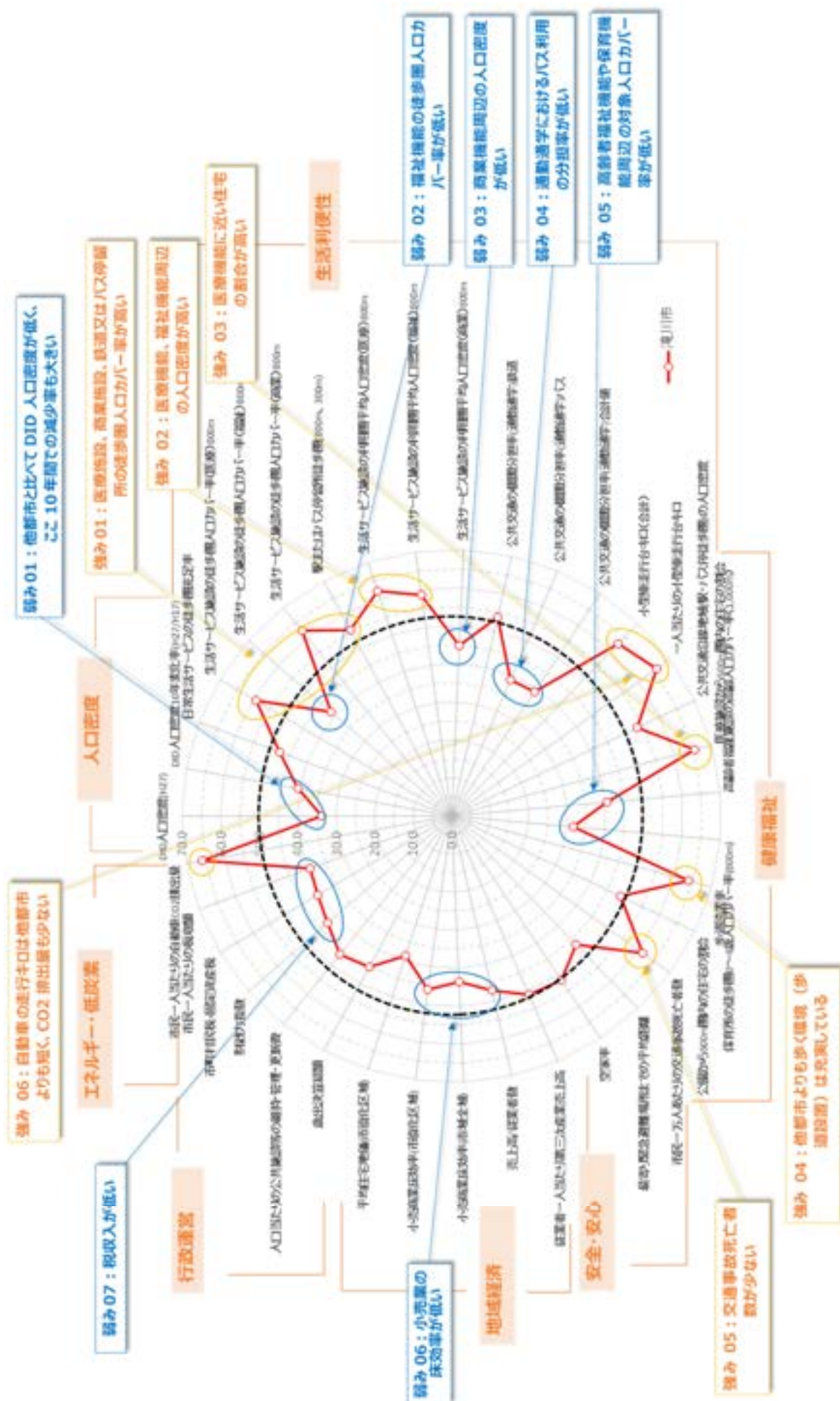


図 他都市との比較

資料: 国土交通省「都市モニタリングシート」

2-5 市民意向の把握

(1) 調査概要

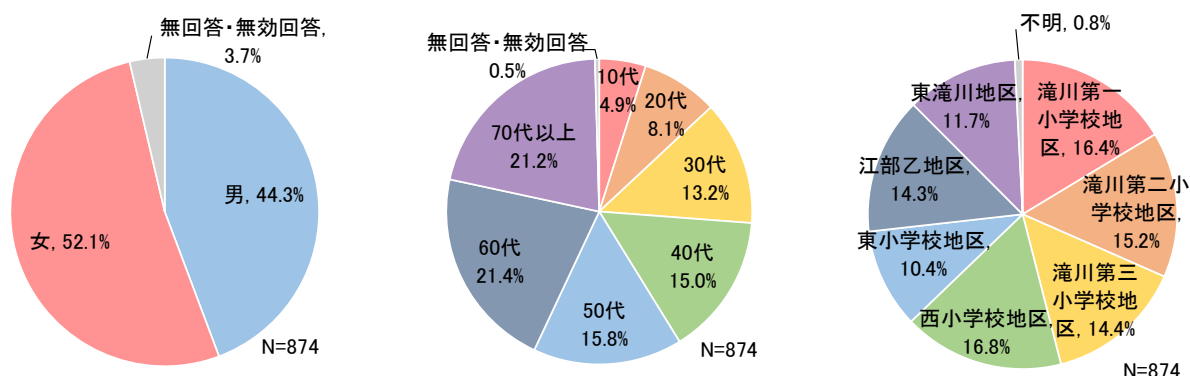
立地適正化計画策定に向けて、人口減少社会における商業や居住に関するまちづくりの考え方、暮らしを支える施設、中心部におけるまちづくりの考え方、中空知地域の中心都市としての役割や機能、公共交通に関して、市民の皆様の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	滝川市に居住する 18 歳以上の市民を対象に、無作為抽出した 2,166 人。
調査方法	調査票を郵送し、返信用封筒で回収
調査期間	令和 3 年（2021 年）12 月 2 日（木）～令和 3 年（2021 年）12 月 17 日（金）
回収結果	発送数：2,166 票 回収数（率）：874 票（40.4%）

※割合は選択肢ごとに小数第 2 位で四捨五入しているため、その割合の合計は 100%にならないことがあります。

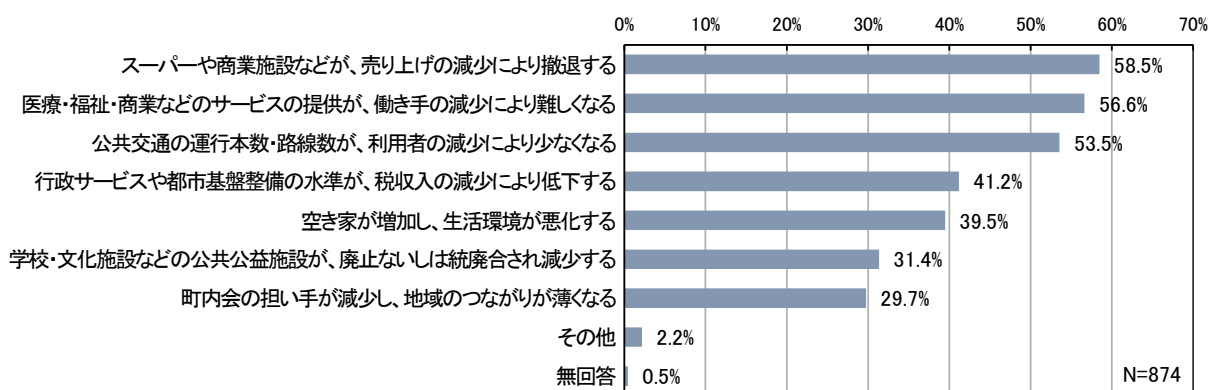
(2) 調査結果

① 回答者属性



② 人口減少・少子高齢化の進行によって特に不安に感じるものは？

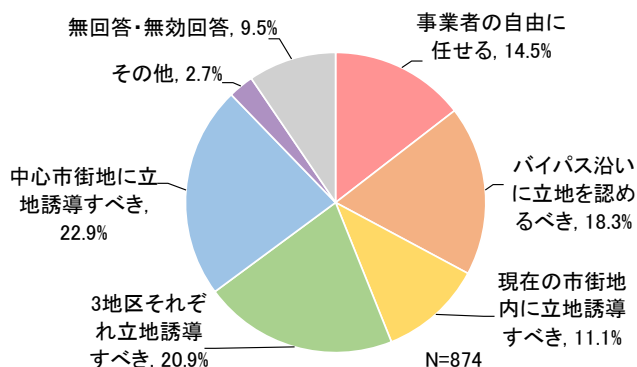
今後人口減少が進行した場合、「商業の撤退」「医療・福祉・商業等のサービス提供が難しくなる」「公共交通の運行本数・路線数の減少」を挙げる人が半数以上で、都市機能や公共交通に関して不安を感じる市民が多い。



③人口減少・少子高齢化が進行していなかで、今後どのようなまちづくりを進めていくべきか？

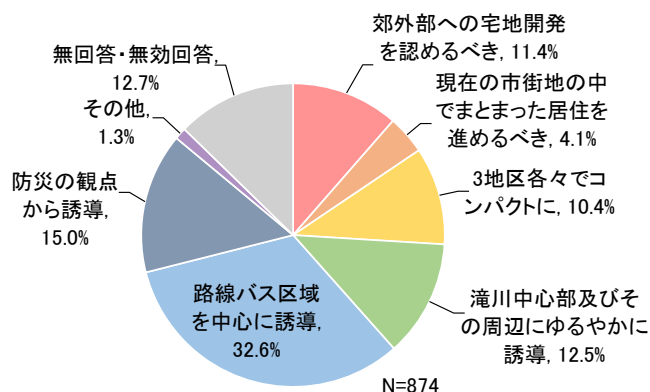
【A】商業施設の立地

商業施設の立地の方向性について、意見に大きな偏りはありませんが、中心市街地への立地誘導の意見が最も多くなっています。



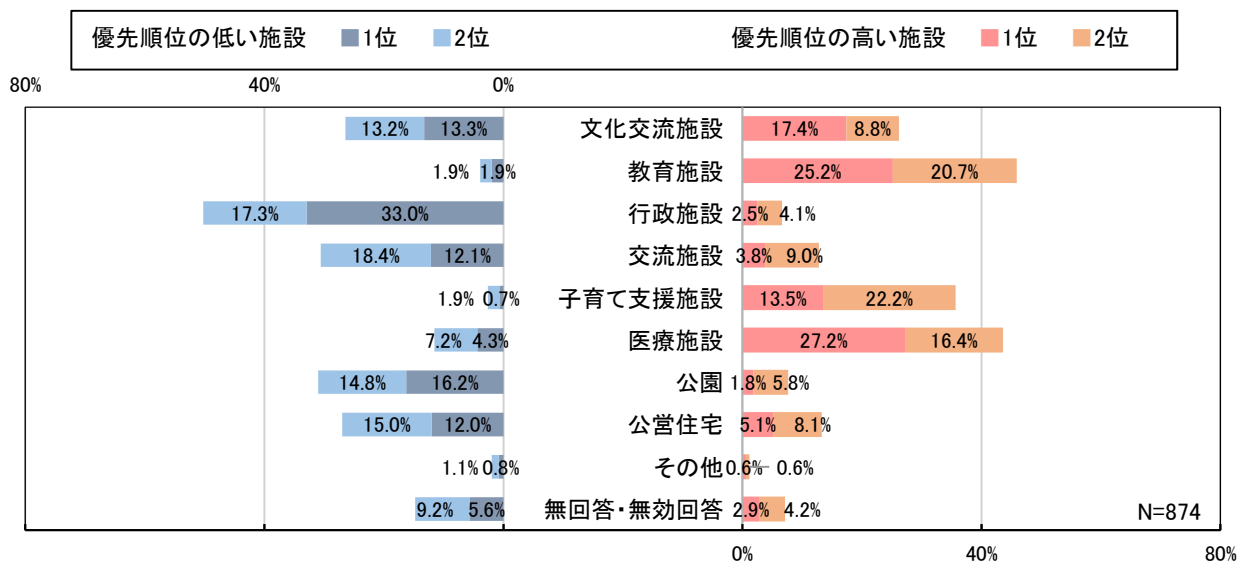
【B】居住地・宅地

「路線バス区域（市内線）を中心に誘導」が最も多く、次いで「防災の観点から誘導」、「滝川中心部及びその周辺にゆるやかに誘導」が多くなっています。



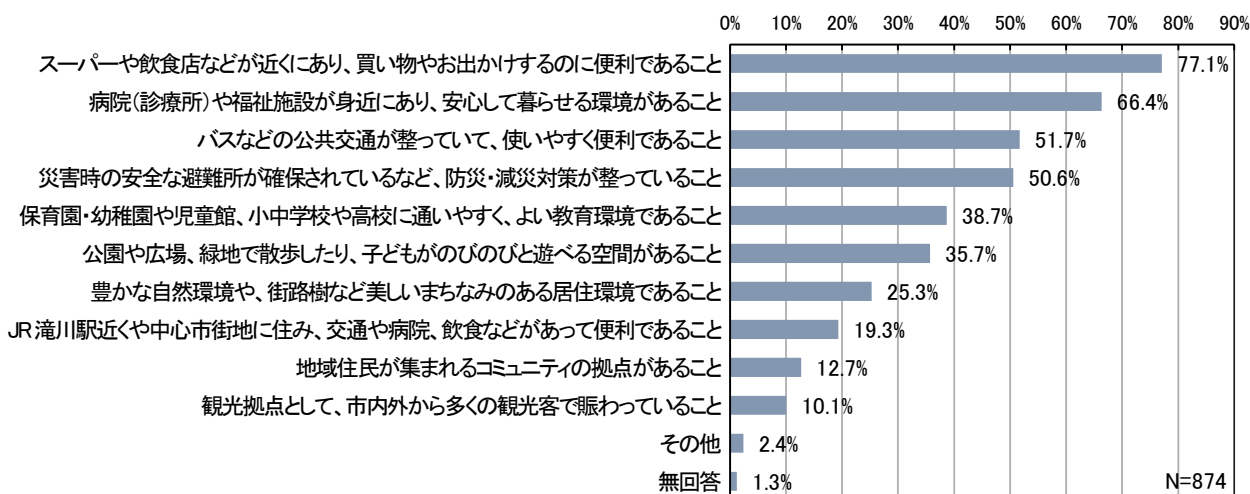
④市が保有する公共施設の中で、優先的にどの施設を更新等の対策を進めていくべきと考えますか？

更新を図るべき公共施設として、教育施設、医療施設、子育て支援施設の優先順位が高く、行政施設、公園、公営住宅、交流施設の優先順位が低くなっています。



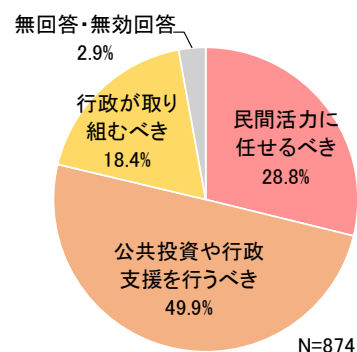
⑤あなたが住む地域で居住環境として重要と考える機能・項目

居住環境として重要な機能・項目は、5割以上の市民が、「スーパーや飲食店の利便性」、「医療・福祉が身近にある環境」、「公共交通の利便性」、「避難所等の防災・減災対策」を挙げています。



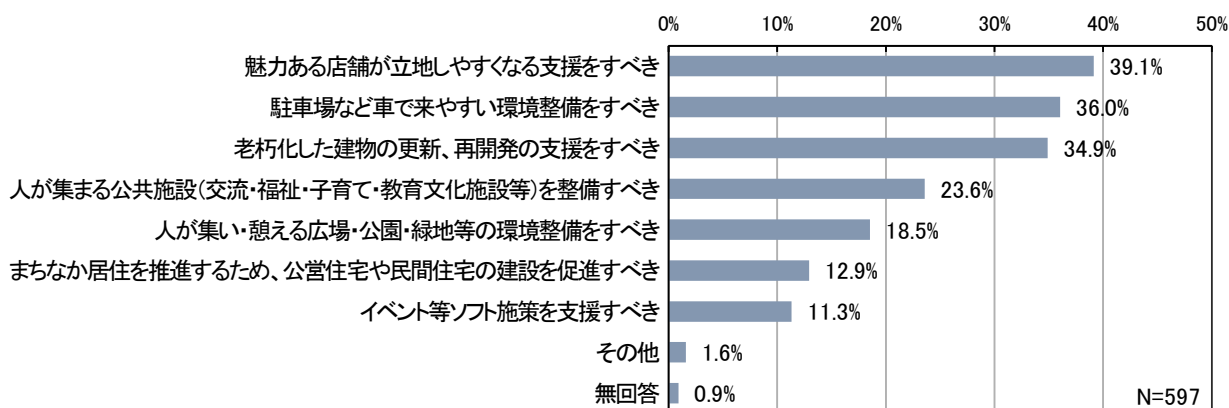
⑥これまで滝川市が取り組んできた中心市街地（滝川駅・ベルロード周辺）の活性化について、行政の関わりとして今後どのような方向性でまちづくりを進めていくべきと考えますか？

「公共投資や行政支援を行うべき」が半数近くを占め最も多くなっています。「行政が取り組むべき」と合わせると、行政が何らかの関わりを持つべきという割合が7割近くを占めています。



⑦行政はどのような公共投資や民間への支援をすべきと考えますか？

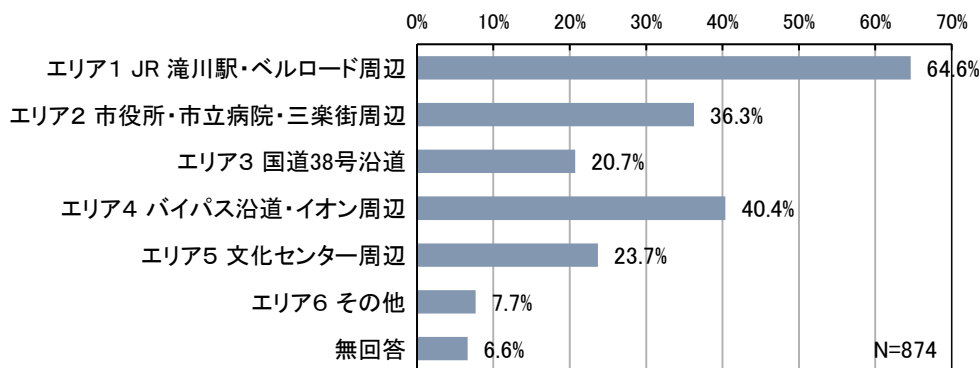
「魅力ある店舗が立地しやすくなる支援をすべき」が最も多く、次いで「駐車場など車で来やすい環境整備をすべき」、「老朽化した建物の更新、再開発の支援をすべき」が多くなっています。



⑧各エリアにおいて、今後どのような機能施設を充実していくべきと思いますか？

【A】 充実を図るべきエリア

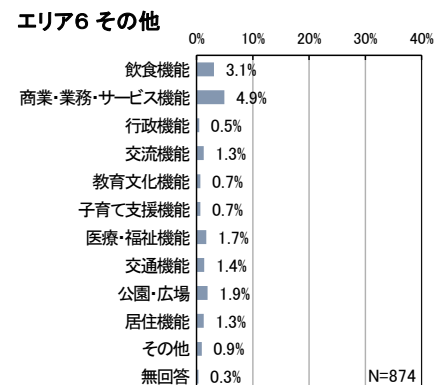
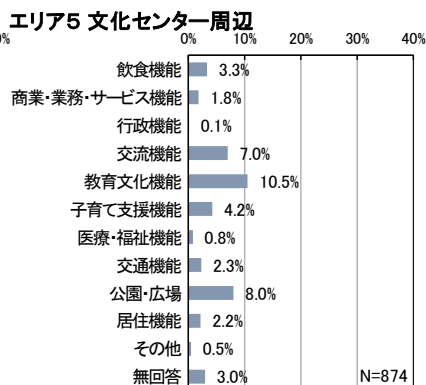
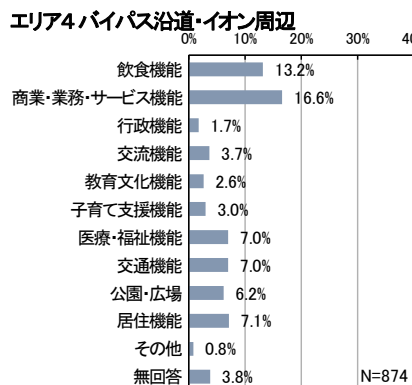
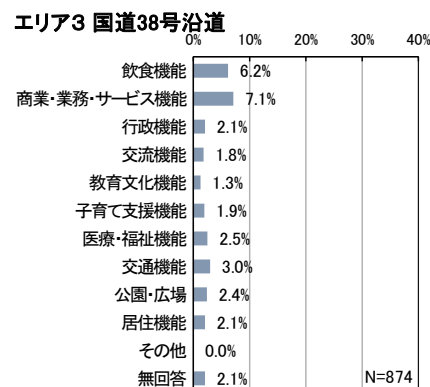
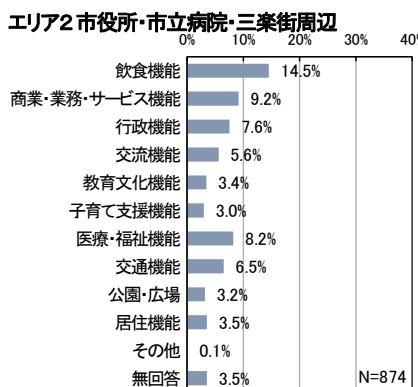
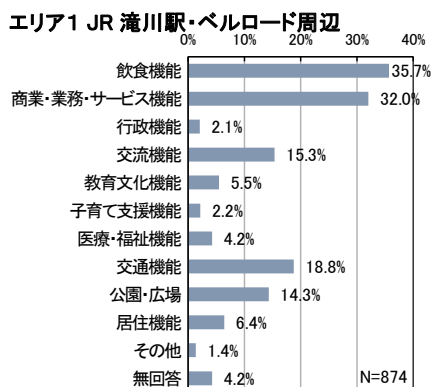
生活実態としては、「JR 滝川駅・ベルロード周辺」に訪れる人が少ない状況ですが、今後都市機能の充実を図るべきエリアとして、「JR 滝川駅・ベルロード周辺」が6割以上と最も多く、次いで「バイパス沿道・イオン周辺」が約4割となっています。



【B】 エリア別 特に充実を図るべき機能・施設

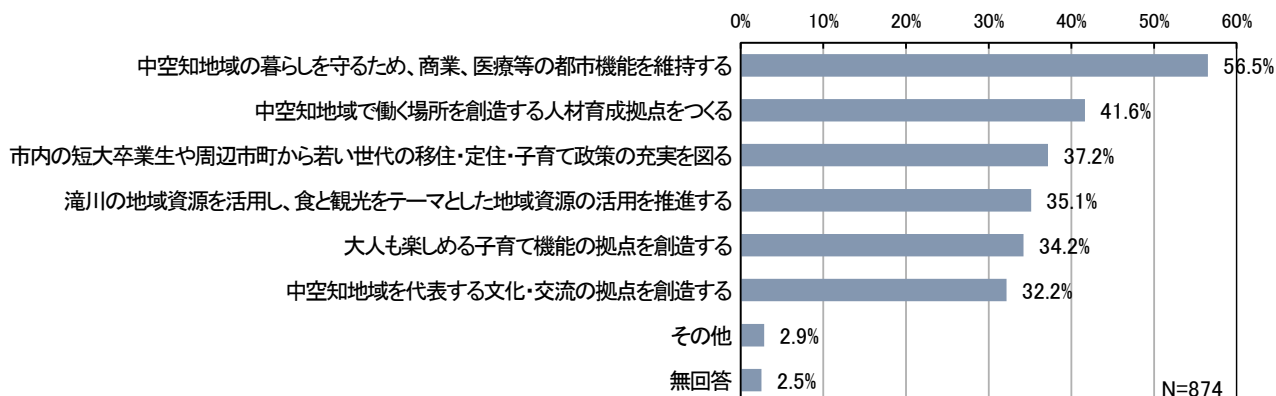
充実を図るべきエリアのうち、上位である「JR 滝川駅・ベルロード周辺」では、飲食、商業・業務・サービスが高く、交通、交流、公園・広場も多くなっています。

次いで、「バイパス沿道・イオン周辺」では、商業・業務・サービス、飲食が高く、医療・福祉、交通、居住も比較的多くなっています。「市役所・市立病院・三楽街周辺」では、飲食が高く、商業・業務・サービス、医療・福祉も比較的多くなっています。



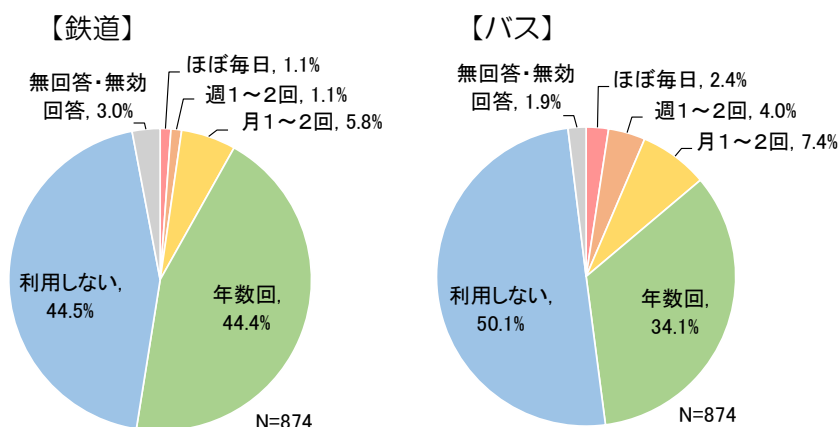
⑨ 中空知地域の中心都市として、滝川市はどのような機能を充実すべきと考えますか？

中空知地域の中心都市として、「中空知地域の暮らしを守るため、商業、医療等の都市機能を維持」が最も多くなっています。



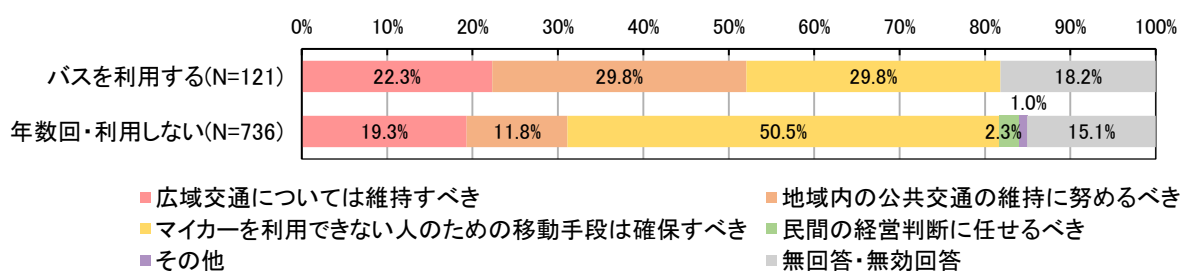
⑩ 鉄道とバスの利用頻度について

鉄道・バスの利用頻度は、約半数が「利用しない」となっており、「年数回」と合わせると、鉄道は88.9%、バスは84.2%とほとんど利用されていない状況です。



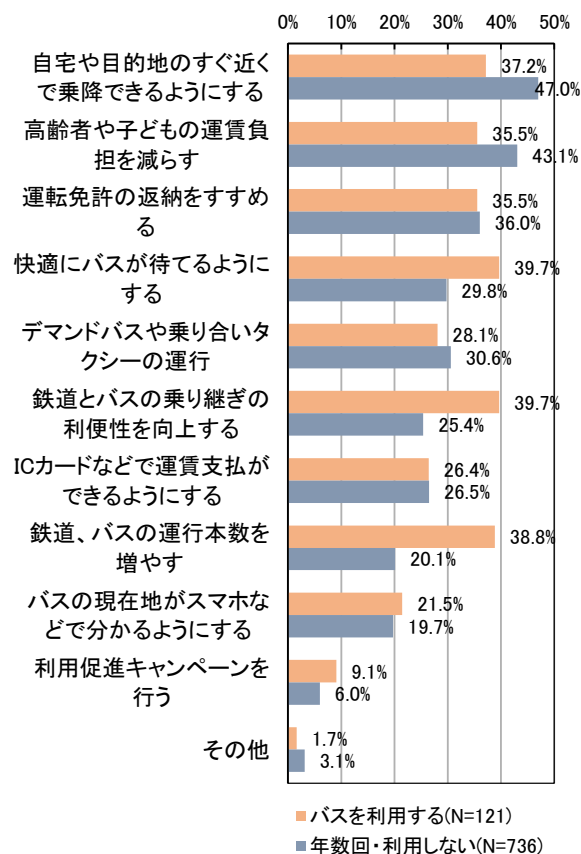
⑪ 公共交通を維持するために重視すべき考え方について

公共交通を維持するために重視すべき考え方としては、「マイカーを利用できない人のための移動手段は確保すべき」が最も多く、バスを利用する人は「地域内の公共交通の維持」が同じ割合で多くなっています。



⑫ 滝川市における公共交通について、どのようにすれば、さらに「利用したい」「利用する」と思いますか？

公共交通を利用したい・利用すると思うための方策として、バスを利用する人は「快適にバスが待てるようにする」「鉄道とバスの乗継利便性を向上する」「鉄道、バスの運行本数を増やす」が高く、バスをほとんど利用しない人は「自宅や目的地のすぐ近くで乗降できるようにする」が最も高く、次いで「高齢者や子どもの運賃負担を減らす」となっている。



(3) 調査結果まとめ

① 都市機能

- ・「JR 滝川駅、ベルロード周辺」に訪れる人は少ないものの、都市機能（商業施設等）の誘導を図るべきエリアとして重要視されており、行政の役割も期待されています。
- ・身近な地域においては、商業・医療・交通等の都市機能を重要視していますが、人口減少によりこれらの機能の維持が困難となることに不安を感じる市民が多くなっています。
- ・中空知の中心都市として、商業、医療等の都市機能の維持が期待されています。

② 居住

- ・路線バス等の交通手段が確保された一定の市街地エリアへの居住誘導や、防災の観点から居住誘導すべきという考え方の割合が多くなっています。

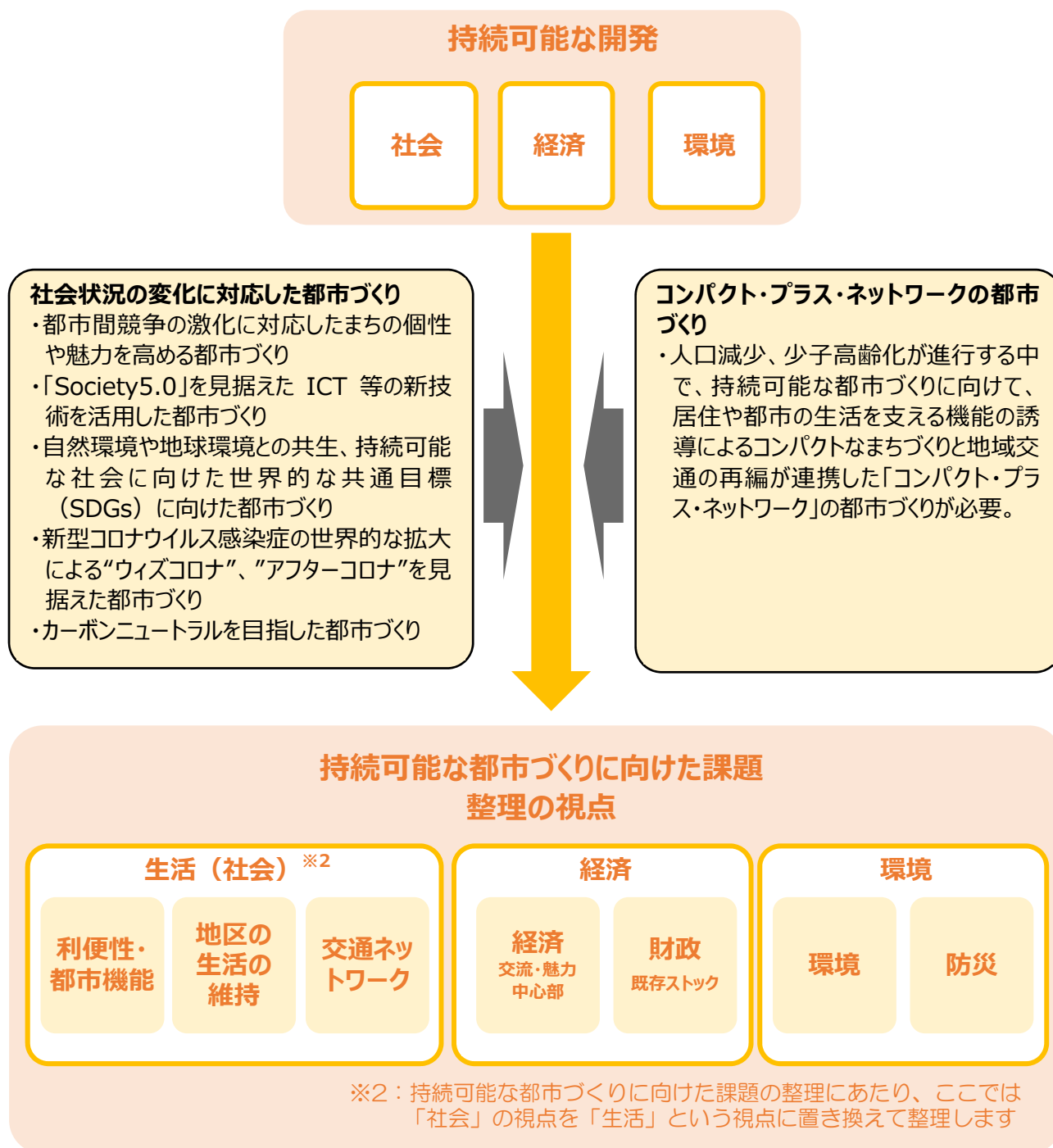
③ 公共交通

- ・現在の公共交通路線の維持・充実を図るとともに、自家用車を利用できない人のため移動手段の確保することが重要という考え方の割合が多くなっています。

2-6 持続可能な都市づくりに向けた課題

持続可能な開発を構築する「社会」「経済」「環境」の3つの要素※1をもとに、「社会状況の変化に対応した都市づくり」、「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」を踏まえ、持続可能な都市づくりに向けた課題を整理する7つの視点を設定しました。

※1：1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で「アジェンダ21」が採択され、その10年後の2002年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で採択された「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」において、持続可能な開発の3つの構成要素として「経済開発、社会開発、環境保全」が明記されています。また、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げる17の目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発を目指していることが示されています。



持続可能な都市づくりに向けた課題の分析

上位・関連計画の整理

立地適正化計画は、都市全体の観点から、公共交通施策、商業施策、住宅施策など多様な分野の計画との連携を図ることが求められているため、上位計画・関連計画のうち、立地適正化計画の検討において踏まえるべき事項について整理。

- ・ 滝川市総合計画
- ・ 滝川市人口ビジョン
- ・ 第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 滝川市都市交通マスタープラン
- ・ 滝川市公共施設等総合管理計画
- ・ 滝川市公共施設個別施設計画前期計画
- ・ 第2期滝川市小・中学校適正配置計画
- ・ 滝川市住生活基本計画（第二期）
- ・ 滝川市強靱化計画
- ・ 滝川市地域防災計画（2022年度版）
- ・ 第2期中空知定住自立圏共生ビジョン
- ・ 滝川市緑の基本計画
- ・ 第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・ 滝川市農業振興地域整備計画

現行計画マスタープランの検証

現行都市計画マスタープランの中で位置付けられている全248施策のうち、立地適正化計画の検討で特に関係する93の項目について、各課の照会により検証を実施。各施策について、成果、達成度、改善点・課題、今後の方向性について検証。

達成度	評価	構成比
◎:達成	40	43.0%
○:継続中(整備中)	19	20.4%
△:継続中(調査・計画段階)	0	0.0%
▲:未着手	27	29.0%
×:中止	7	7.5%
合計	93	100.0%

現状把握・モニタリング

滝川市が抱える課題の分析、解決すべき課題の抽出のため、客観的なデータに基づき、人口・土地利用などの8つの項目について分析。

- | | | | |
|------|--------|--------|--------|
| ① 人口 | ② 土地利用 | ③ 交通 | ④ 経済活動 |
| ⑤ 財政 | ⑥ 災害 | ⑦ 都市機能 | ⑧ 都市施設 |

他都市との比較

国土交通省「都市構造評価ハンドブック」で示される評価指標と、国土交通省「都市モニタリングシート」を使用し、滝川市と同規模の人口規模（3万人～5万人）の都市と比較。滝川市における強みと弱みを分析。

【評価指標の分野】

- | | | | |
|-------------|---------------|--------------|--------------|
| ① 人口密度（2指標） | ② 生活利便性（15指標） | ③ 健康・福祉（5指標） | ④ 安心・安全（3指標） |
| ⑤ 地域経済（5指標） | ⑥ 行政運営（5指標） | ⑦ エネルギー（1指標） | |

市民意向の把握

人口減少社会における商業や居住に関するまちづくりの考え方、暮らしを支える施設、中心部におけるまちづくりの考え方、中空知地域の中心都市としての役割や機能、公共交通に関して、市民の皆様の意向を把握するため、アンケート調査を実施。

調査対象者	滝川市に居住する18歳以上の市民を対象に、無作為抽出した2,166人。
調査方法	調査票を郵送し、返信用封筒で回収
調査期間	令和3年（2021年）12月2日（木）～令和3年（2021年）12月17日（金）
回収結果	発送数：2,166票 回収数（率）：874票（40.4%）

持続可能な都市づくりに向けた課題の整理

持続可能な都市づくりに向けた課題の整理

生活

中空地の暮らしを守る都市機能の利便性・持続可能性の確保

- ・DID 地区の人口密度、商業機能周辺の人口密度の低下が予測される。
- ・滝川市に集積し、中空地地域の暮らしを守る商業・医療機能等の都市機能を維持することが不可欠。
- ・分散化した都市機能の適正配置、空洞化する中心市街地の役割を見直し、人口減少下においても滝川市に集積する商業・医療等の都市のサービスの利便性と持続可能性を確保するための対策が必要。

安心して住み続けられるための生活機能・ネットワークの確保

- ・江部乙地域や東滝川地域をはじめ、滝川市街地の各地区において、さらに高齢化が進行するため、住み慣れた地区で安心した暮らしを守るため、身近な医療・福祉機能のほか、教育、コミュニティ機能などの生活機能やこれらの機能へのネットワークを確保することが必要。
- ・特に滝川市の産業を守る江部乙地域、東滝川地域などの農村部においては、人口減少が大きいため、これらの地区における暮らしを守る対策が必要。

交通ネットワークの利便性・持続可能性の確保

- ・将来的に公共交通沿線地域における人口密度の減少が予測されており、それに伴う利用者の減少、公共交通事業者の収益減少、サービス水準の低下が懸念。
- ・滝川市内のバス停のカバー人口は農村部や滝川市街地の一部ではカバーされていない状況。市民の移動実態やニーズに合わせたバス路線の再編や運行に柔軟性のある新たな交通手段の導入など「生活の足」を確保し、市民の利便性と持続可能性を両立した公共交通網の形成が必要。
- ・自家用車に依存した生活から、公共交通の利用への転換を図る促進策が必要。
- ・広域にわたる生活・生産・交流等の活動を支える広域交通ネットワークの充実が必要。

経済

多様な交流を生み魅力・価値を高める都市づくり

- ・ビジネスや観光等における交流人口の拡大を支えるため、交通結節点となっている JR 滝川駅周辺と施設の老朽化・空洞化が進む中心市街地において、施設の更新や既存ストックの有効活用、地区の魅力・価値を高める取組が必要。
- ・中空地圏域からは転入超過の状況となっており、中空地地域の中心として住みよい環境づくりが必要。

既存ストックを活用したコスト縮減に資する都市づくり

- ・老朽化する公共施設の統合・再編、道路・公園等の都市施設など、既存ストックの有効活用を進め、市民の利便性向上とコストの縮減を図ることが必要。

環境

低密度な市街地からコンパクトで成熟した市街地の形成

- ・国道 12 号滝川バイパス沿道や国道 38 号沿道に商業・業務施設が立地しており、継続的にコンパクトな市街地の形成が必要。
- ・市街化を抑制し、田園景観や自然環境の保全が必要。
- ・老朽化建物の更新促進や空きビル・空き家・低未利用地等の活用、中古住宅等の不動産流通の促進により、既成市街地内の人口密度を高め、コンパクトで成熟した市街地を形成していくことが必要。

災害リスクに備えた都市づくり

- ・人口減少や高齢化の進行により、地域コミュニティの弱体化も想定され、洪水や地震などの災害に備え、ハード面・ソフト面から防災・減災対策に取り組み、安心・安全な市街地を形成することが必要。

第3章 まちづくり方針と将来都市構造

3-1 まちづくり方針

(1) 基本的な考え方

滝川市では今後20年で約1万人以上の人口減少が予測されていますが、人口減少・高齢化に対して何も対策を講じなかった場合、非効率な市街地形成となり、生活利便性の低下などの事態を招くおそれがあります。このことから、今後の都市づくりにあたっては、人口減少下においても生活利便性を確保しつつ、高齢化の進行に対応した安全・安心の住みよい生活環境の確保を目指した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを基本的な考え方として進めていく必要があります。

(2) まちづくり方針の設定

今後、滝川市に住み続けるにあたり、居住環境として商業・医療・交通等の都市機能の維持が大切であり、今後人口減少が進行していくことで、これらの都市機能を維持することが困難となることに不安を感じる市民が多数いる状況です。そのため、将来においても、滝川に住み続けてもらう、移り住んでももらうためには、人口流出を抑える観点が重要です。

さらに、今後人口減少・高齢化が進行していく中でも滝川で暮らしを守っていくこと（ウチ向きの視点）と同時に、中空知の中心都市として、外から人や投資を呼び込んでくること（ソト向きの視点）が重要となります。

以上から、滝川市における持続可能な都市づくりに向けては、①人口流出の抑制に向けた定住環境を整備していく「滝川暮らしの質の向上」と、②人口流入・交流人口の拡大に向けた環境を整備していく「滝川に人を惹きつける魅力の創造」の両輪をまちづくり方針として設定し、“暮らし”と“魅力”の相乗効果を生むまちづくりを展開していくことを目指します。



図 まちづくり方針の設定

3-2 誘導方針

まちづくり方針「滝川暮らしの質の向上」と「滝川に人を惹きつける魅力の創造」を実現するため、都市機能、居住、交通、自然、防災、財政、公共施設など、様々な分野と連携しながら展開していく誘導方針（ストーリー）を設定しました。

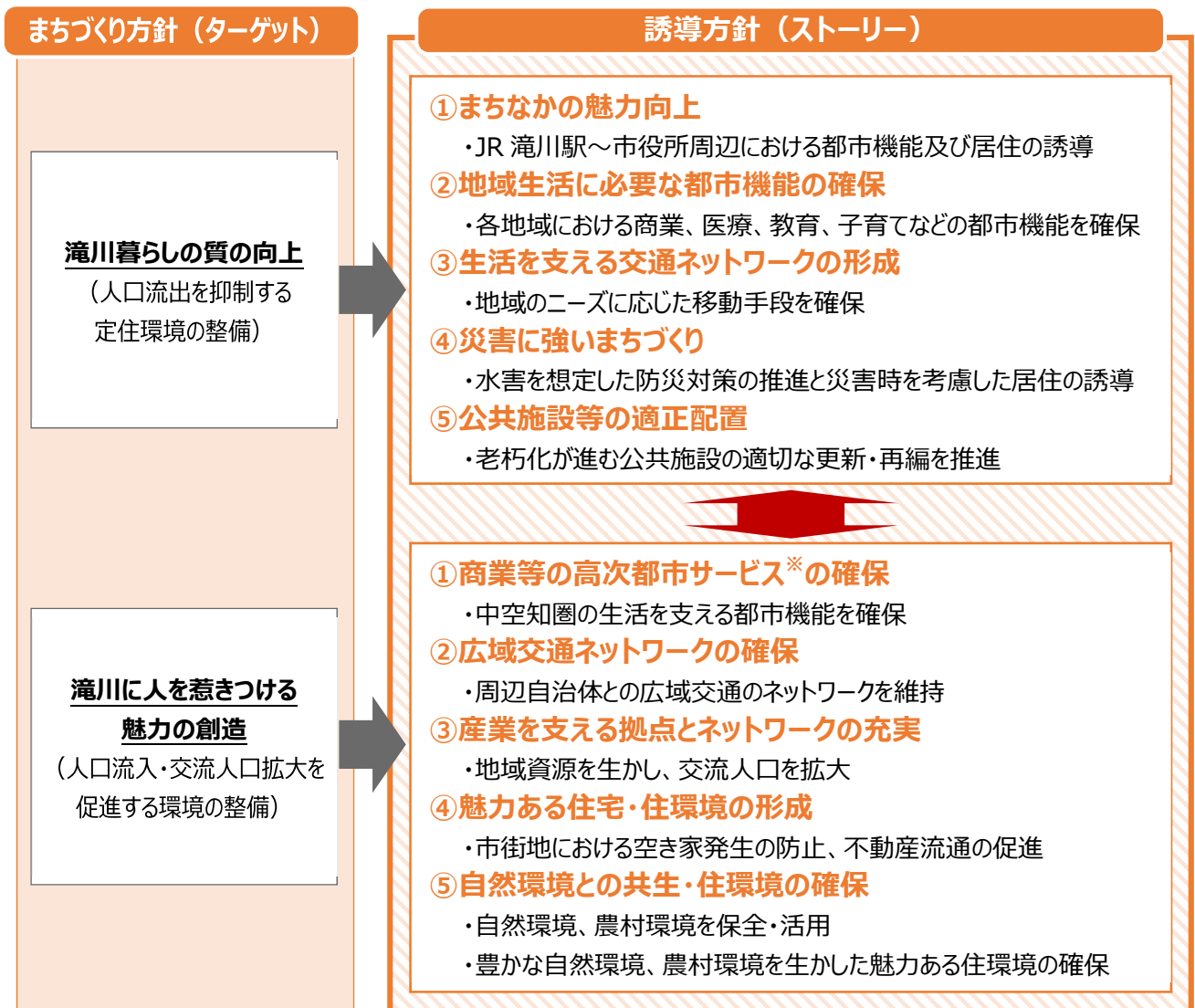


図 誘導方針の設定

※高次都市サービス:商業、業務、医療、福祉、文化等の多様なサービスを提供し、主に広域圏を対象としたより質の高いものを提供する機能。

3-3 将来都市構造

将来都市構造は、「誘導方針」を展開する対象として、「広域」-「市街地」-「農村部・郊外部」という3層構造で構成したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

3層構造のコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造

広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成

- ・ JR 滝川駅～市役所周辺における拠点機能の強化と魅力創造（都市拠点）
 ◀ 誘導方針：まちなかの魅力向上／商業等の高次都市サービスの確保／公共施設管理の最適化
- ・ 国道 12 号滝川バイパス沿道における商業機能の確保（広域商業拠点）
 ◀ 誘導方針：商業等の高次都市サービスの確保
- ・ 周辺自治体との移動・連携を支える交通ネットワークの維持・充実
 ◀ 誘導方針：広域交通ネットワークの確保

生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地を形成

- ・ 国道沿道における生活利便機能の維持・確保（生活利便ゾーン）
 ◀ 誘導方針：地域生活に必要な都市機能の確保
- ・ コンパクトな市街地の形成と公共施設の適正配置（居住誘導ゾーン）
 ◀ 誘導方針：魅力ある住宅・住環境の形成／公共施設等の適正配置
- ・ 市街地内の生活利便性を支える交通手段の維持・確保 ◀ 誘導方針：生活を支える交通ネットワークの形成
- ・ 空き家発生の未然防止、不動産流通の促進 ◀ 誘導方針：魅力ある住宅・住環境の形成
- ・ 災害対応力を高める市街地の形成 ◀ 誘導方針：災害に強いまちづくり

農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造

- ・ 江部乙地域、東滝川地域における地域コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成（コミュニティ拠点）
 ◀ 誘導方針：地域生活に必要な都市機能の確保
- ・ 自然環境や地域資源を生かしたさらなる魅力を創造し、交流人口拡大を図る拠点・ゾーンの形成（観光・交流拠点／観光・交流ゾーン）
 ◀ 誘導方針：産業を支える拠点とネットワークの充実
- ・ 江部乙地域、東滝川地域、農村エリアにおける交通手段の確保
 ◀ 誘導方針：生活を支える交通ネットワークの形成
- ・ 自然環境、農村環境の保全・活用 ◀ 誘導方針：自然環境との共生・住環境の確保
- ・ 豊かな自然環境、農村環境を生かした魅力ある住環境の確保
 ◀ 誘導方針：自然環境との共生・住環境の確保

図 将来都市構造の設定

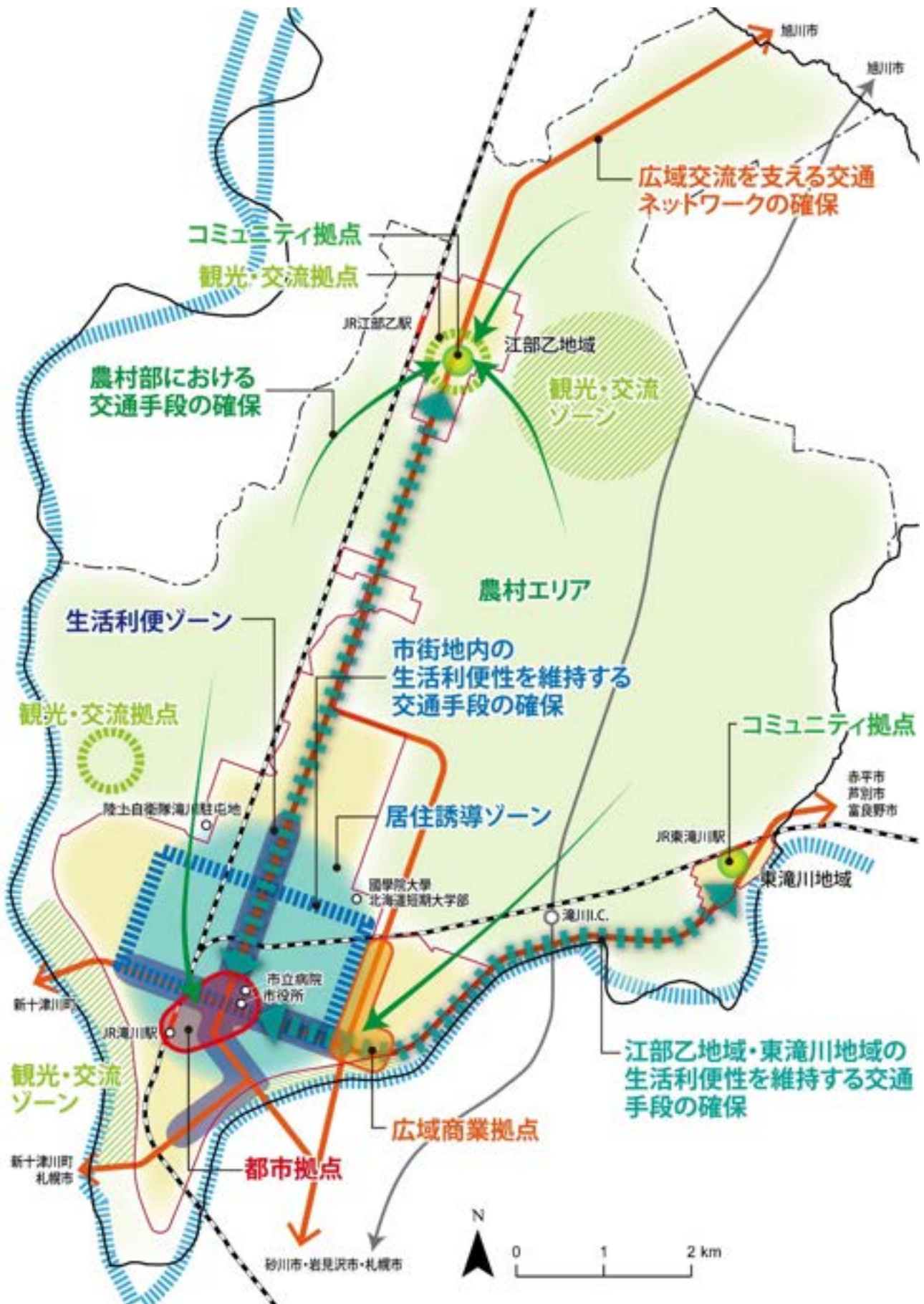


図 将来都市構造

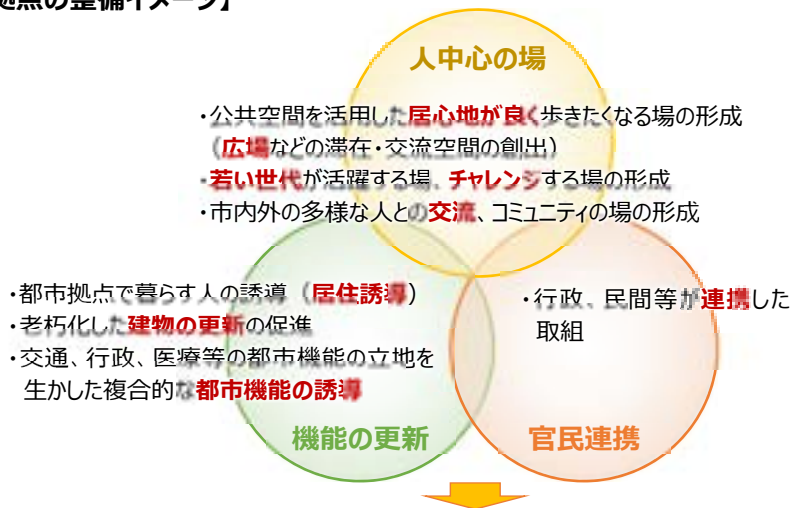
（１）広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成

①都市拠点

JR 滝川駅周辺における中空知地域の交通結節点であるポテンシャル、行政・医療等の都市機能の立地、ベルロード周辺の商店街における滝川の商業や賑わいを支えてきた地域の個性等を踏まえ、JR 滝川駅から滝川市役所や滝川市立病院が立地するエリア一帯を「都市拠点」として位置付け、「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を目指します。

都市拠点の形成は商業集積を目指しているものではなく、大型商業施設が集積する国道 12 号滝川バイパス（広域商業拠点）との役割分担を踏まえ、官民連携により既存機能の更新を行うことによって、“人” 中心の場を形成し、「滝川暮らしの質の向上」、「滝川に人を惹きつける魅力の創造」を体現した“暮らし”と“魅力”の相乗効果を生むまちづくりが展開される拠点形成を目指します。

【都市拠点の整備イメージ】



**健康的で豊かな都市生活（パブリックライフ）が展開される場、
“暮らし”と“魅力”の相乗効果を生むまちづくりが展開される拠点の形成へ**

②広域商業拠点

国道 12 号滝川バイパス周辺は、大型商業施設が多数立地するエリアであり、滝川市のみならず中空知地域の暮らしを支える「広域商業拠点」として位置付け、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を目指します。

③広域交通ネットワーク

JR 函館本線や国道 12 号及び滝川バイパス、国道 38 号、国道 451 号は、中空知地域をはじめ札幌や旭川等の道央・道北地域とつながる骨格的な交通網であり、中空知地域の生活、産業、緊急時や災害時における安全・安心などを支える「広域交通ネットワーク」として、将来にわたって維持・充実を目指します。

（２）生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地を形成

①生活利便ゾーン

国道 12 号、国道 38 号、国道 451 号沿道においては、商業、医療、公共交通等の生活利便性が高い地域であり、滝川市内における日常生活を支える「生活利便ゾーン」として位置付け、身近な商業や医療等の都市機能、公共交通ネットワークの維持・充実を目指します。

②居住誘導ゾーン

人口減少が進行する将来においても、生活利便施設の維持が見込まれる一定程度の人口密度が残るエリアを「居住誘導ゾーン」として位置付け、公共交通を利用して「生活利便ゾーン」の生活利便機能を享受できる暮らしを確保するとともに、人口動向を踏まえた教育、子育て、地域交流等の公共施設の適正配置を図り、コンパクトな市街地の形成を目指します。

③市街地内の生活利便性を支える交通手段の維持・確保

都市拠点や広域商業拠点、生活利便ゾーンの各都市機能と、居住誘導ゾーンを結ぶ公共交通手段の維持・確保を図り、居住誘導ゾーンの生活利便性を支える公共交通ネットワークの充実を目指します。

④空き家発生の未然防止、不動産流通の促進

人口減少による市街地の空洞化が進行することに対して、空き家発生の未然防止や空き家・空き地等の活用、適正な管理、不動産流通を促進し、人口動向に適応しながら移住・定住を促進する良質な市街地の維持・充実を目指します。

⑤災害対応力を高める市街地の形成

近年災害の激甚化が進んでおり、特に滝川市街地の大半が洪水浸水想定区域に含まれることから、学校・公園等の公共施設や民間施設も含めた避難所の確保、安全な避難路の確保を図り、情報通信手段の確保や地域の自主防災体制や避難体制の整備を促進するなど、ハード・ソフトが一体となった対策を推進し、安全・安心で災害対応力の高い市街地の形成を目指します。

(3) 農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造**①コミュニティ拠点**

江部乙地域の道の駅周辺や、東滝川地域の転作研修センター周辺を「コミュニティ拠点（地域生活の拠点）」として位置付け、それぞれの地域におけるコミュニティや交流活動など、住み慣れた地域生活の拠点となる場の形成を目指します。

②地域資源を活かした観光・交流拠点／観光・交流ゾーン

グライダー、菜の花、石狩川や空知川の自然環境などを活かした緑地・公園、農村エリア、道の駅、滝川ふれ愛の里周辺を「観光・交流拠点／観光・交流ゾーン」として位置付け、自然環境や地域資源の持つ魅力をさらに高め、交流人口の拡大を目指します。

③江部乙地域、東滝川地域、農村エリアにおける交通手段の確保

江部乙地域、東滝川地域、農村エリアにおける生活利便性を確保するため、ICT*等の新技術の活用も想定しながら交通手段の確保を目指します。

④自然環境、農村環境の保全・活用

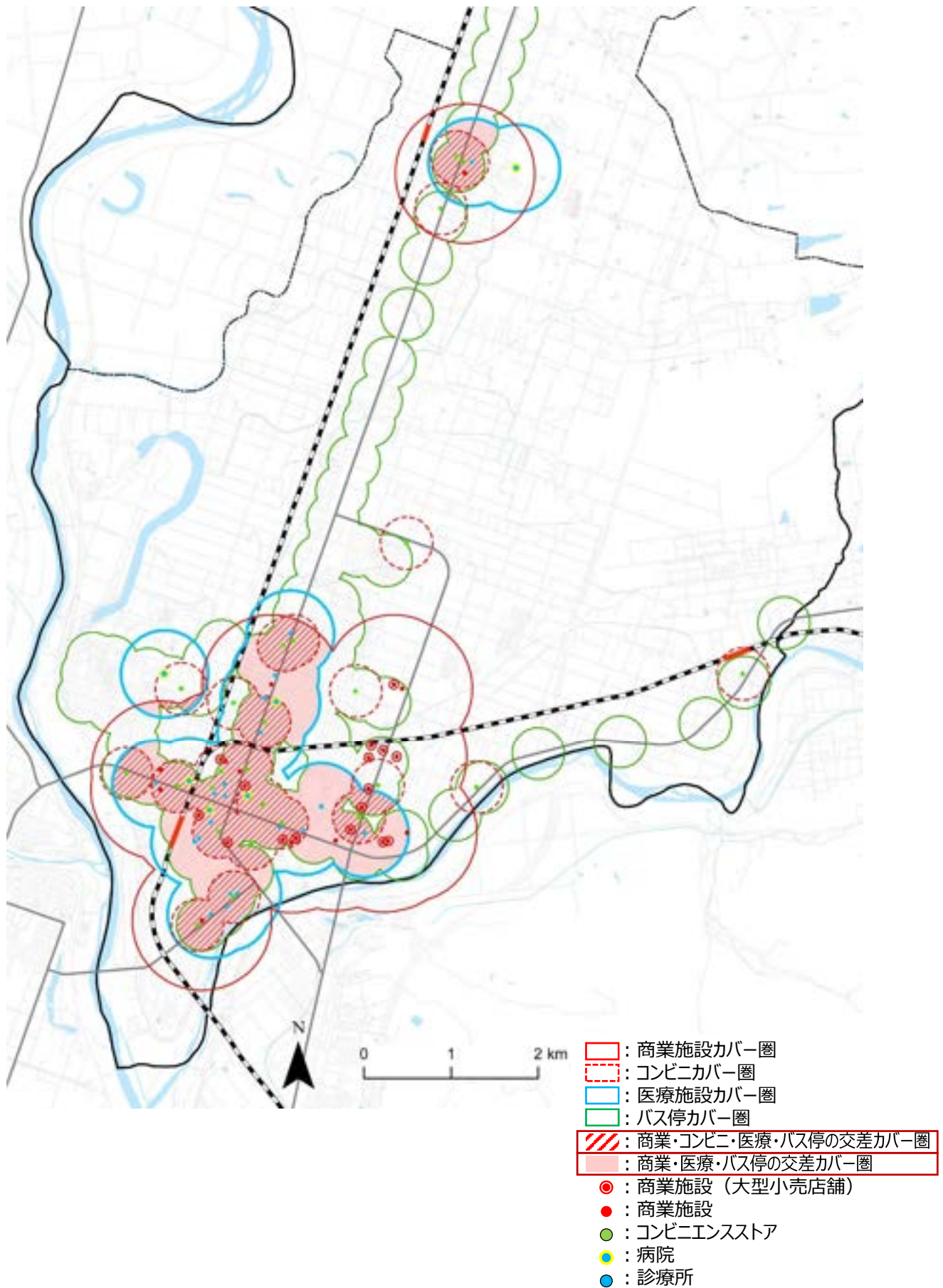
豊かな自然環境をはじめ、滝川市の生産活動を支える農村環境の保全を図るとともに、地域特性を活かしながら環境と調和のとれた活用を目指します。

⑤豊かな自然環境、農村環境を生かした魅力ある住環境の確保

豊かな自然環境や農村環境の特性を活かし、移住・定住を促進する魅力ある住環境の形成を目指します。

※ICT：Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

参考：「生活利便ゾーン」の設定の参考とした商業・医療・バス停等の交差カバー圏



第4章 居住誘導区域の設定

4-1 基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域になります。

このため、国土交通省「第12版 都市計画運用指針」においては、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下が考えられる。

ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域

イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域

以上を踏まえて、滝川市における居住誘導区域設定の考え方として、次のように設定しました。

滝川市における居住誘導区域設定の考え方

人口減少が避けられない中、立地適正化計画では、コンパクトな市街地形成を目指して「今から」手を打っていくための誘導エリアを明示する



**将来的に一定程度の人口密度を維持するエリアを基本に、
居住の安全性と利便性を考慮して設定する。**

4-2 居住誘導区域の設定

具体的な区域設定にあたっては、次の考え方に基づき設定します。

《具体的な区域設定の基本的な考え方》

①原則として災害リスクの大きいエリアは含めない

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、土砂災害特別警戒区域・警戒区域は含めないこととし、洪水浸水想定区域のうち3m^{※1}以上の浸水が想定される区域については、原則として含めないこととします。

②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保されるエリアを設定する

- ・令和27年（2045年）の人口密度が原則として20人/ha^{※2}以上となるエリアを設定します。
※2：平成27年（2015年）の用途地域（滝川市街地）における人口密度24.3人/ha相当

③公共交通ネットワークが維持できるエリアを設定する

- ・市内を循環するバス路線沿線のエリアを設定します。

④現状で、都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアは含めない

- ・上記①～③に該当する地域のうち、市街地の外縁部において、現状で道路が狭隘で脆弱となっているエリア（区画道路の基準^{※3}を満たす道路が少ないエリア）は含めないこととします。
※3：「滝川市宅地開発行為に関する指導要綱」において、宅地サービスを行う区画道路の標準幅員は11m以上と規定。

《その他、基本事項》

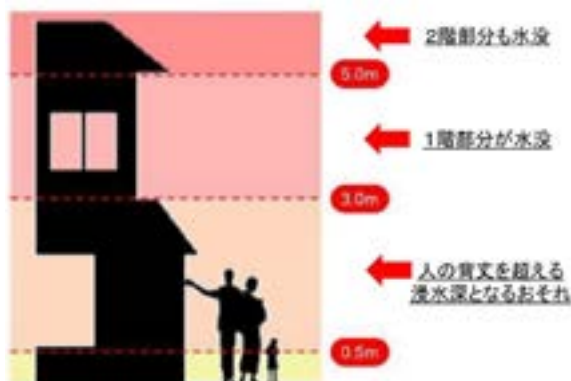
①法令・条例等の主旨から住宅の建築がふさわしくない区域又は制限される区域は含めない

- ・主として工業の利便の増進をするための工業地域や、用途地域が定められていない地域に指定されている特定用途制限地域、住宅の建築が制限されている特別用途地区（特別工業地区、研究研修地区）は、居住誘導区域に含まないこととします。（準工業地域は居住誘導区域に含みます。）

②基本的に丁目単位・街区単位で設定し、地形地物や都市計画で定めた区域に応じて設定する

- ・基本的に丁目単位や街区単位で設定し、地形地物や都市計画で定めた区域（用途地域の区域、都市施設の区域）に応じて設定します。

※1：2階床下部分に相当する浸水深3mを基準とし、避難が遅れた場合でも2階以上への垂直避難によって人命を守ることを想定して設定しました。



※洪水浸水想定作成マニュアル（第4版）から抜粋した図を一部加工

資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」（令和4年4月改訂）

【④災害リスクの大きい地域は含めない】

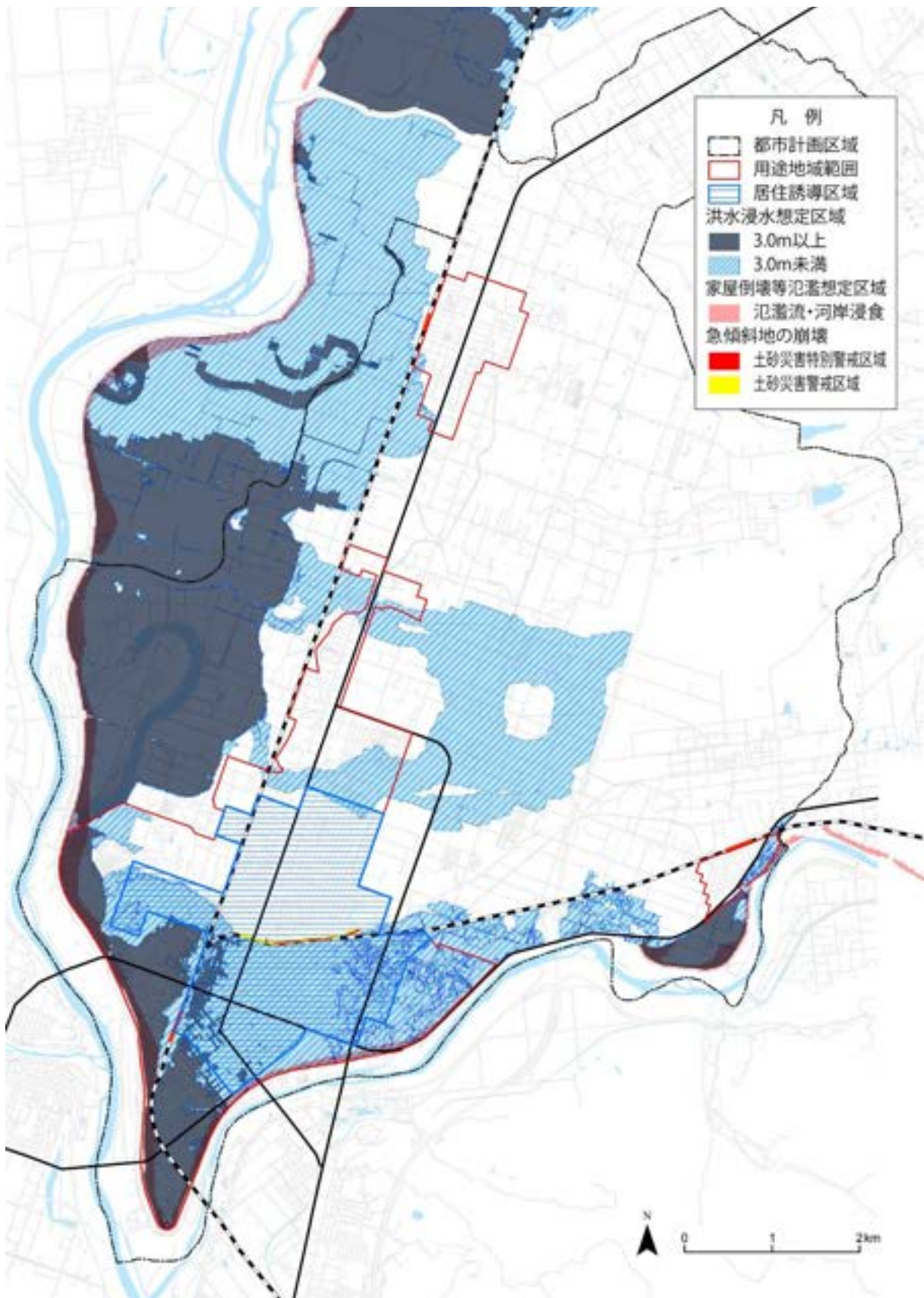


図 居住誘導区域に含めないエリア（災害リスクの大きいエリア）

【②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保される地域】

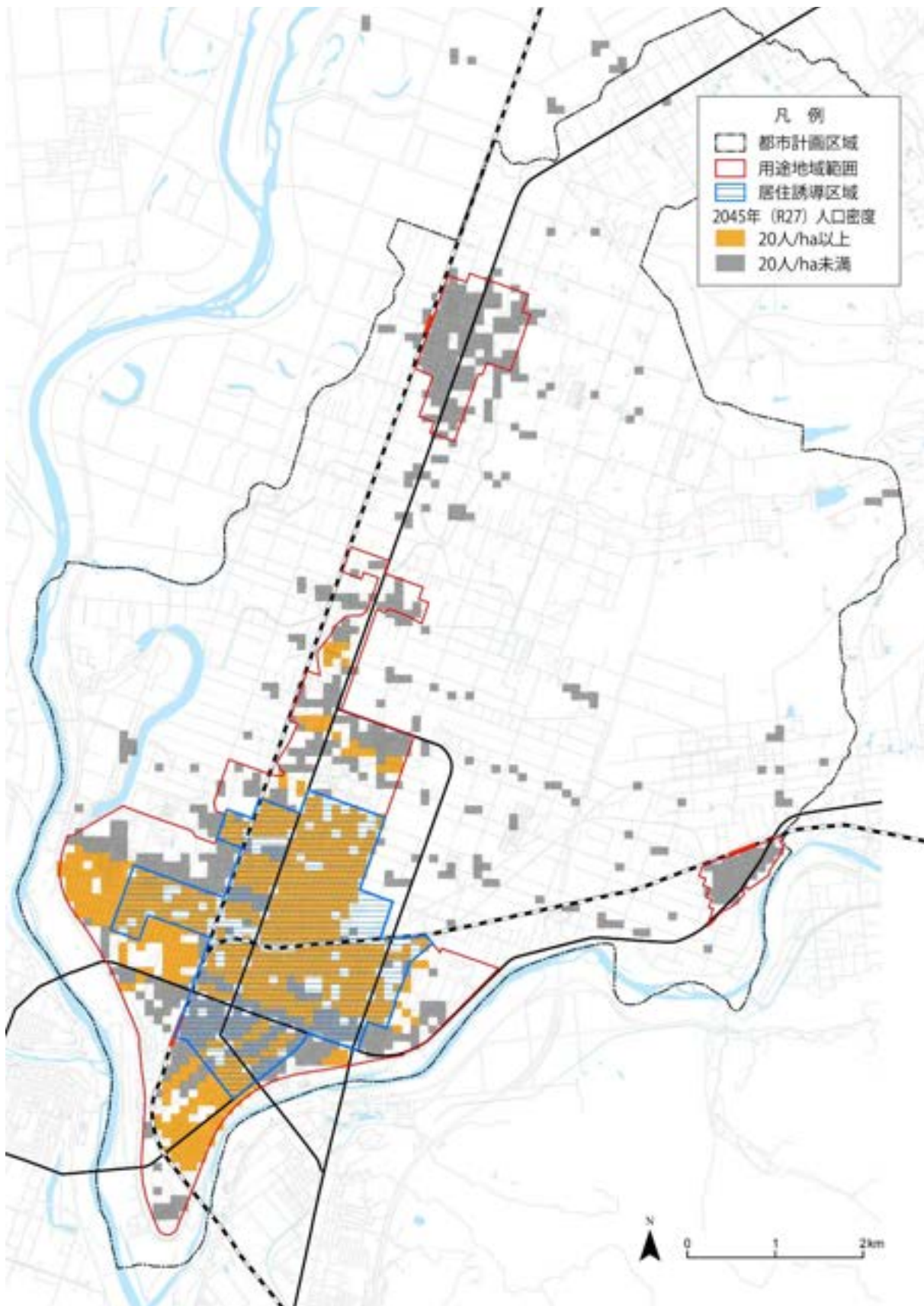


図 人口密度がある程度確保される地域

【③公共交通ネットワークが維持できる地域を設定】

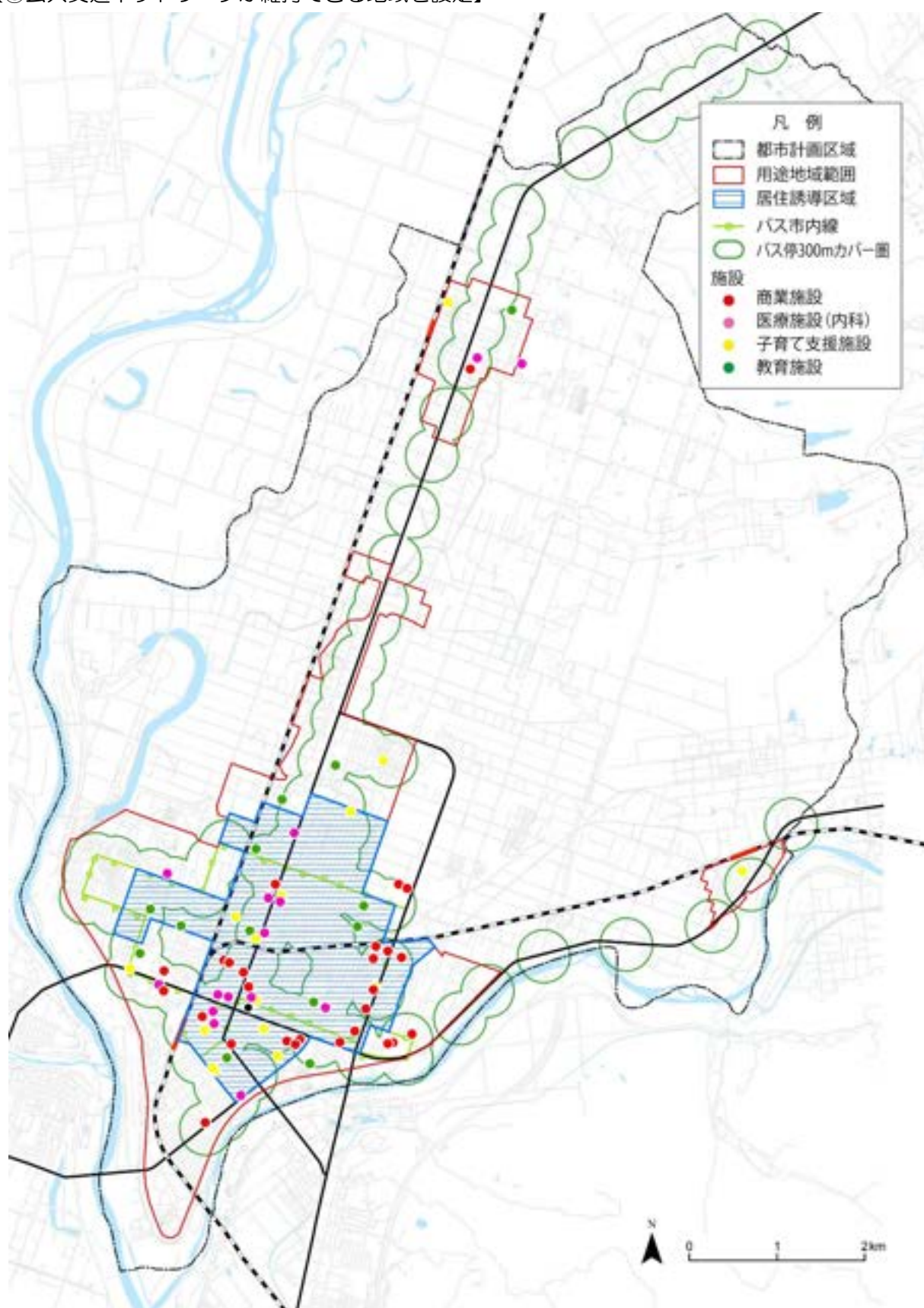


図 公共交通ネットワークが維持できる地域

【④ ①～③に該当する地域のうち、現状で、都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアは含めない】

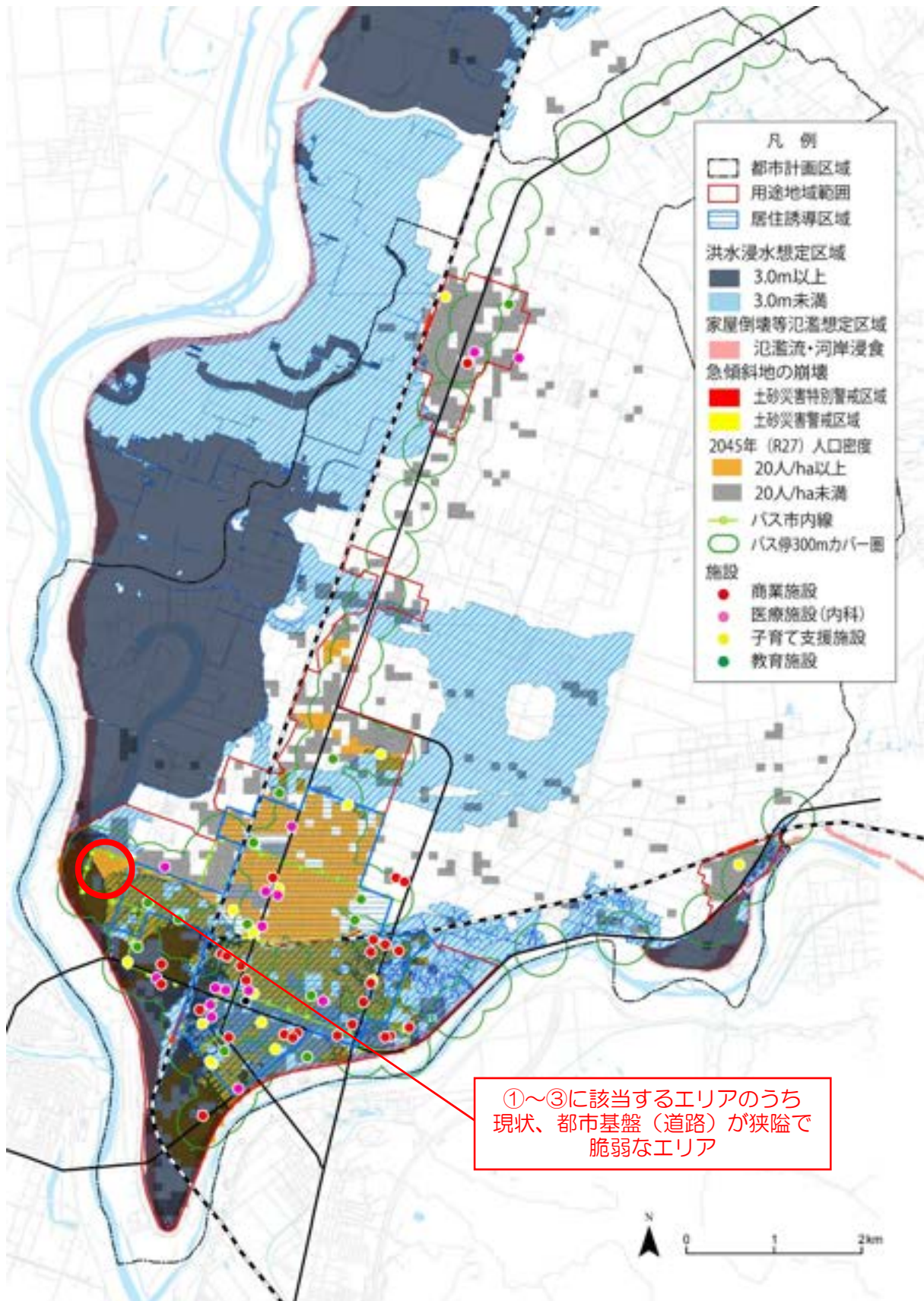


図 ①～③に該当する地域のうち、都市基盤（道路）が未整備であるエリア

以上の居住誘導区域設定の基本的な考え方を踏まえ、居住誘導区域は滝川市街地における約645.9haのエリアを設定します。

ただし、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に含まれるエリア（約5.3ha）は、居住誘導を図るエリアとして扱いません。

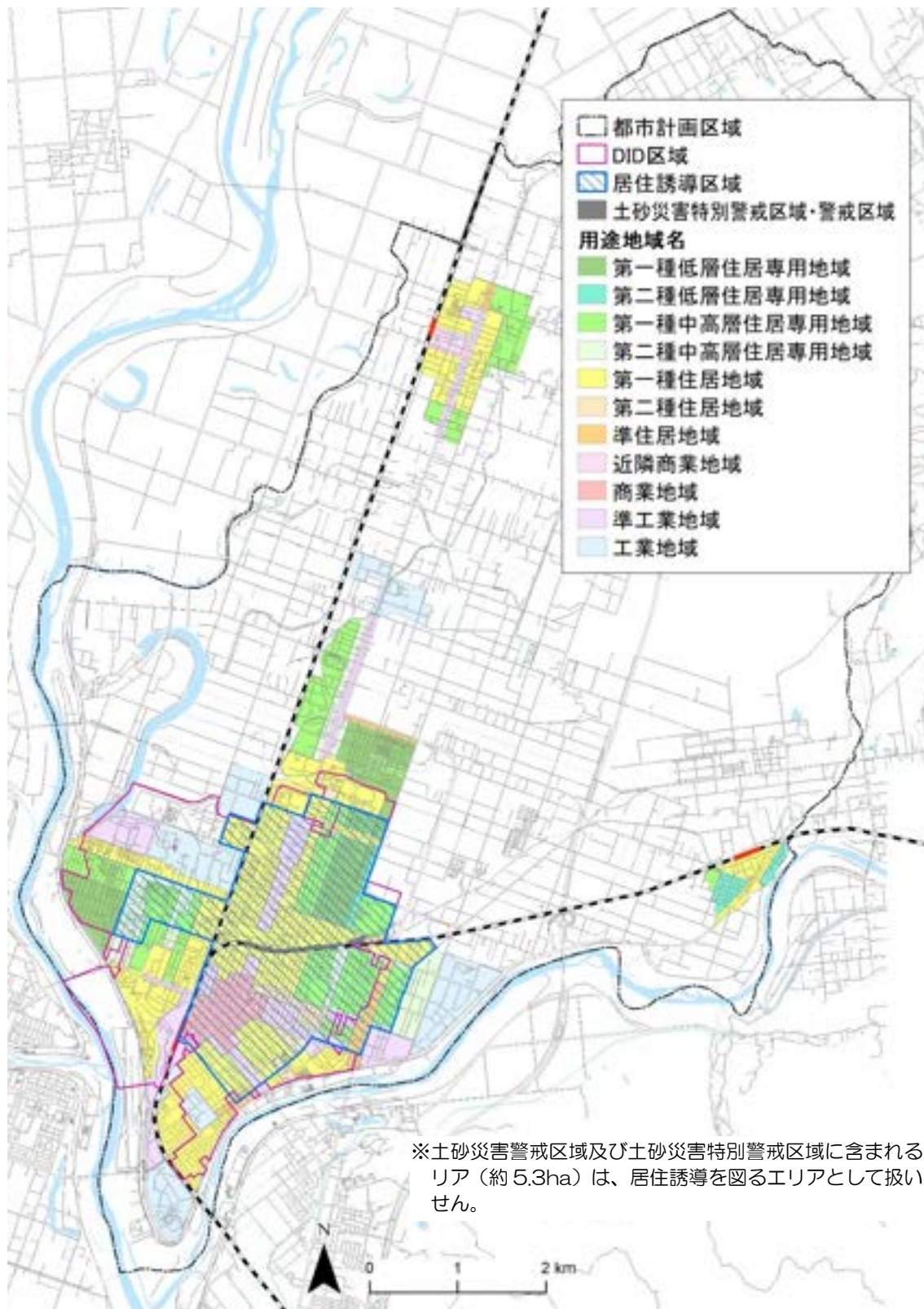


図 居住誘導区域の設定



図 居住誘導区域の設定（拡大図）

第5章 都市機能誘導区域の設定

5-1 基本的な考え方

都市機能誘導区域は、その区域の範囲と誘導したい機能（誘導施設）、誘導区域内で講じられる支援措置（誘導施策）を事前明示することにより、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の誘導を図るものです。

区域の設定は、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によりアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。

また、立地適正化計画は、おおむね5年程度で適宜見直してよい「アクションプラン」の意味合いを有する計画であることから、滝川市における都市機能誘導区域設定の考え方として、次のように設定しました。

滝川市における都市機能誘導区域設定の考え方

立地適正化計画は、将来都市構造の実現に向けて、何から取り組んでいくのか「選択と集中の意思」を市内外に示すものとする。



具体的な事業の実施を見据えた「時間軸・実現軸」により設定する

時間軸…おおむね5年程度で検討・事業着手を想定

実現軸…実現の意思のあるプロジェクトを想定

5-2 都市機能誘導区域の設定

具体的な区域設定にあたっては、次の考え方に基づき設定します。

《具体的な区域設定の考え方》

① 居住誘導区域内に設定

- 都市機能誘導区域は、前章で設定した「居住誘導区域」の中に設定されるものであり、都市機能誘導区域に医療、福祉、商業等の都市機能と合わせて居住の誘導を図ります。

② 都市拠点の核となる施設の立地状況を踏まえて設定

- 都市機能誘導区域は、生活利便施設が集積するとともに、鉄道・バスなどの公共交通を利用して拠点の都市機能を楽しむことができるエリアであることから、都市拠点の核となる交通（JR 滝川駅）、行政（滝川市役所）、医療（滝川市立病院）を包含し、主に商業地域が指定されているエリアを設定します。
- JR 滝川駅を中心とした徒歩圏（800m 圏※）、滝川市役所を中心とした徒歩圏（800m 圏※）が重なるエリアを中心に設定します。

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示される徒歩圏

《その他、基本事項》

① 法令・条例等の主旨から住宅の建築がふさわしくない区域又は制限される区域は含めない

- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定するものであり、主として工業の利便の増進をするための工業地域や、用途地域が定められていない地域に指定されている特定用途制限地域、住宅の建築が制限されている特別用途地区（特別工業地区、研究研修地区）は、都市機能誘導区域に含まないこととします。（準工業地域は都市機能誘導区域に含みます。）

② 用途地域及び市街地の形成状況から都市機能を誘導するにはふさわしくない区域は含めない

- 住居専用地域等の指定により、閑静な戸建て住宅地が形成されているエリアなど、市街地の形成状況等を踏まえ、生活利便施設を誘導するにはふさわしくない区域については、都市機能誘導区域に含まないこととします。

③ 基本的に丁目単位・街区単位で設定し、地形地物や用途に応じて設定する

- 基本的に丁目単位や街区単位で設定し、地形地物や都市計画で定めた区域（用途地域の区域、都市施設の区域）に応じて設定します。

【都市拠点の核となる施設の立地状況】

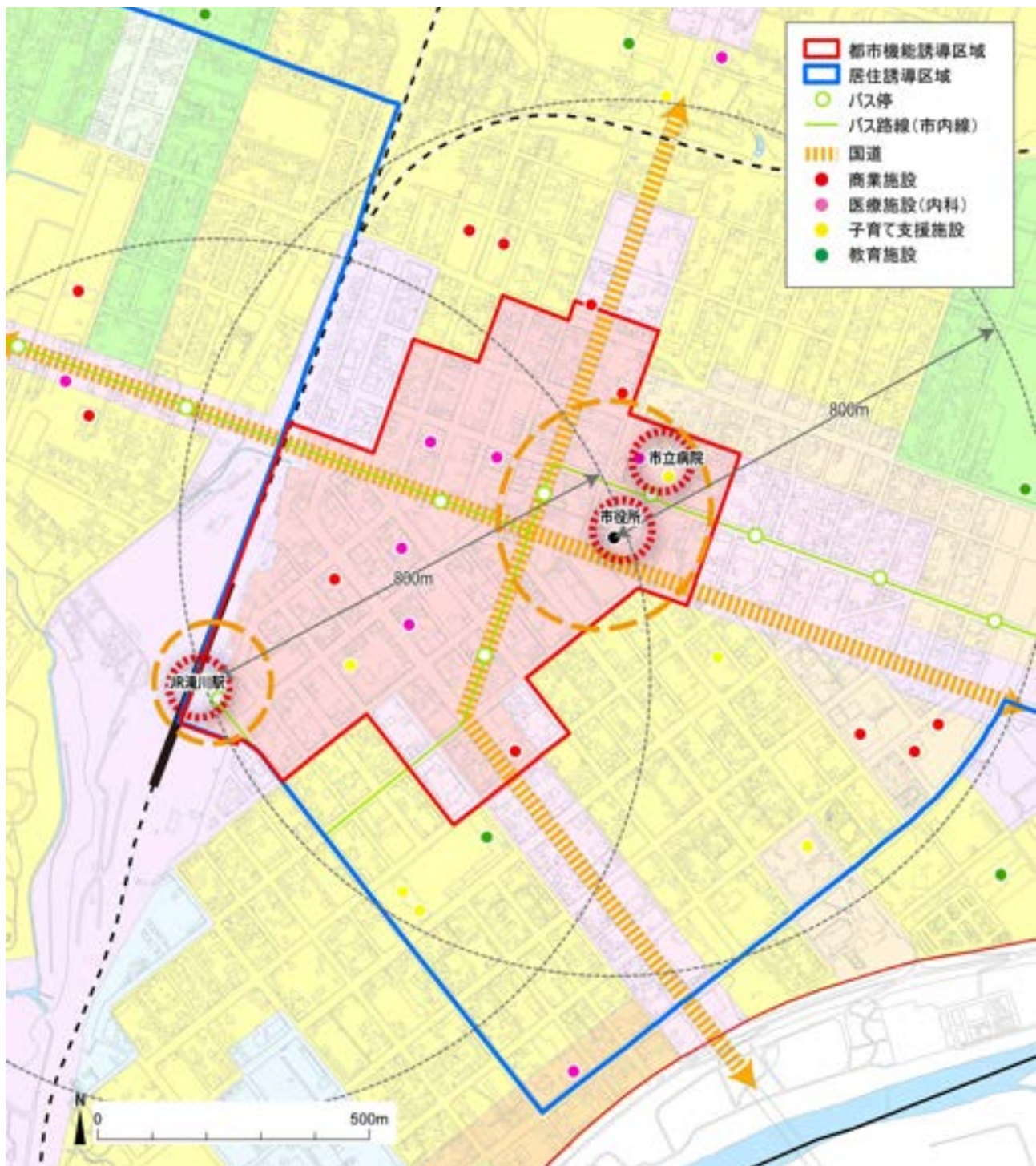


図 都市機能誘導区域の設定

以上の都市機能誘導区域設定の基本的な考え方を踏まえ、都市機能誘導区域は滝川市街地における約54.4haのエリアを設定します。

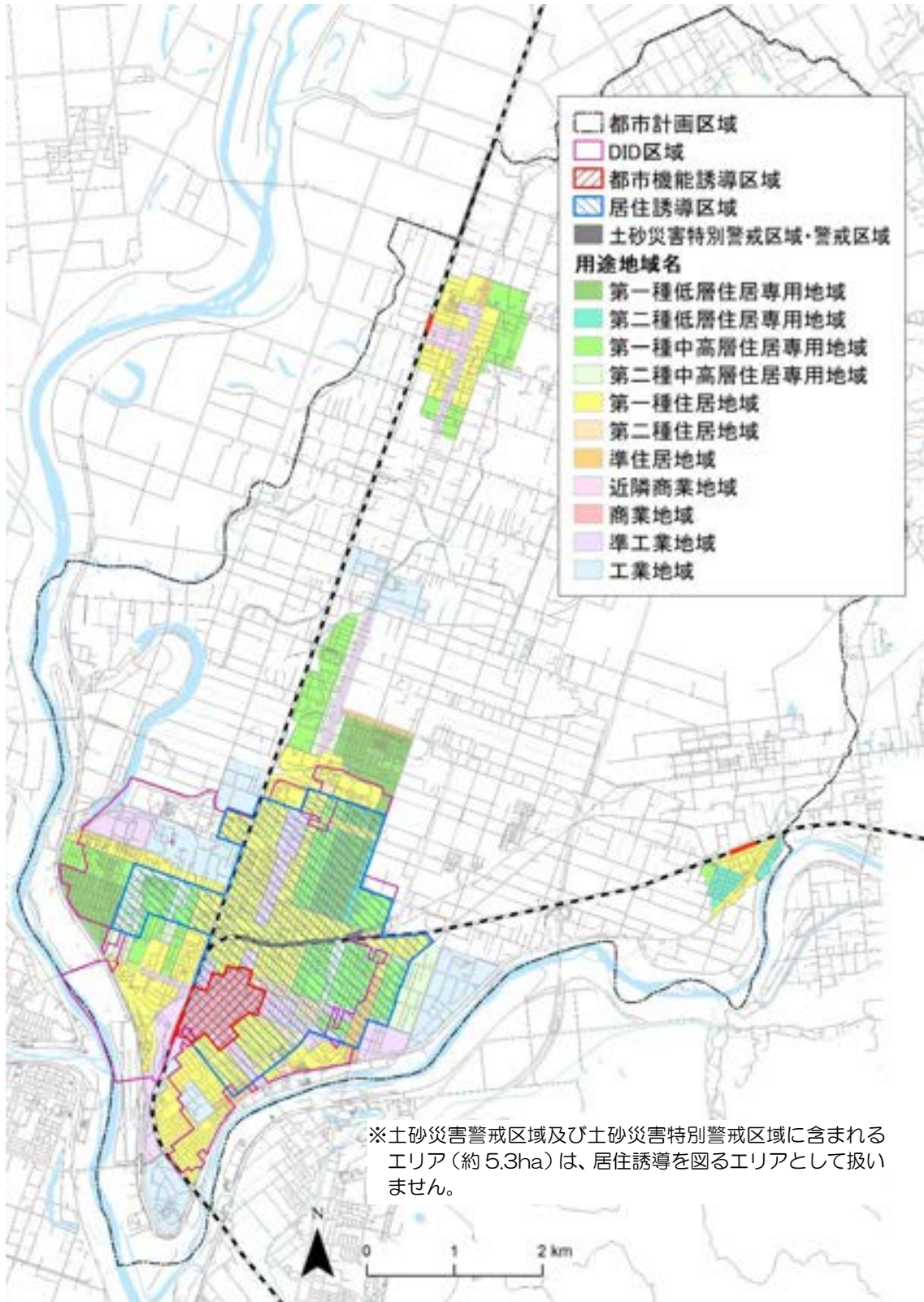


図 都市機能誘導区域

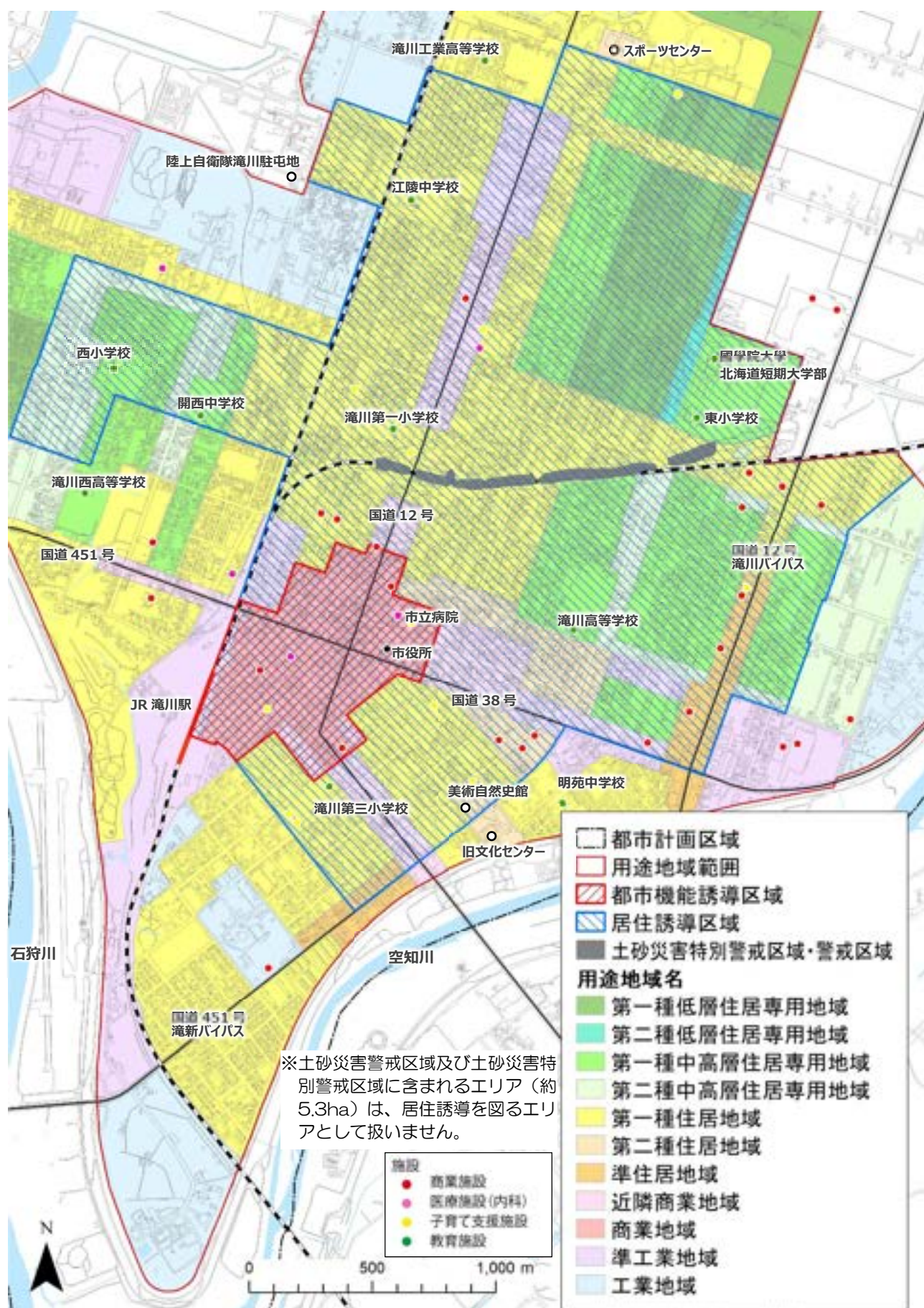


図 居住誘導区域及び都市機能誘導区域（拡大図）

5-3 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定します。

都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもので、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の立地状況や配置を勘案し、必要な施設を定めます。

また、都市機能誘導区域外において、誘導施設が立地する際には、都市再生特別措置法第108条の規定より、届出が必要となることに留意して設定します。

(2) 求められる都市機能の設定

誘導施設の設定にあたっては、都市機能誘導区域に求められる機能を設定します。求められる都市機能は、まちづくり方針に合わせて設定します。

表 求められる機能の整理

まちづくり方針	ねらい	求められる機能	具体的な施設	立地状況
滝川に人を惹きつける魅力の創造	都市拠点として、多様な交流、賑わいの創出	交流機能	緑地、広場	—
		文化機能	ホール	○*
		教育文化機能	図書館	○
			科学館	—
			屋内遊戯施設	—
		商業機能	飲食店	○
		娯楽機能	屋内遊戯施設	—
	働く場の形成	業務機能	事務所	○
		行政機能	市役所	○
			官公庁施設	—
滝川暮らしの質の向上	買い物等の生活利便性を確保	商業機能	スーパーマーケット	—
			コンビニエンスストア	○
		金融機能	銀行、郵便局、信用金庫	○
	高齢者が安心して住み続けられる機能確保	医療機能	病院、診療所（内科）	○
		高齢者福祉機能	福祉施設（入所系）	○
		居住機能	サービス付き高齢者向け住宅	○
	介護予防、健康寿命の延伸につながる機能確保	高齢者福祉機能	福祉施設（通所系）	○
		健康機能	運動施設（フィットネス等）、温浴施設	—
	安心して子育てができる機能確保	医療機能	病院、診療所（小児科）	○
			病院、診療所（産科）	○
		子育て支援機能	こども発達支援センター	○
			保健センター	○
			幼稚園	○
			保育所、認定こども園	—

【凡例】立地している：○ 立地していない：— ※休止中

(3) 誘導施設の設定

誘導施設は、滝川市の魅力や求心力を高める施設と、都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで、都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを位置付け、都市機能誘導区域への立地を誘導します。

また、都市機能誘導区域内に新たに立地を誘導すべき施設又は、区域内に既に立地していて、地区の生活利便性を確保するために維持し続けることが求められる施設について、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定します。

《誘導施設の設定の視点》

●都市拠点としての求心力・魅力、生活の質を高める施設

- 都市拠点としての求心力や魅力を高めるとともに、生活の質（利便性等）を高める拠点形成に資する施設を誘導施設に位置付けます。

●都市構造に影響を与える施設

- 都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで、都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを「誘導施設」に位置付け、都市機能誘導区域への立地を誘導します。
- 都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設であるものの、市街地内に広く立地していることが望ましく、既に一定程度立地している施設は、誘導施設に位置付けません。
- 学区単位や地域単位で設置している公共施設（小中学校、学童保育等）は誘導施設に位置付けません。

●新たに立地を誘導すべき施設

- 都市機能誘導区域に立地が求められる都市機能のうち、現在誘導区域に立地していない機能については、誘導区域内への立地を誘導するため、誘導施設に位置付けます。

●今後も区域内に立地することが望ましく、機能を維持し続けることが求められる施設

- 都市機能誘導区域に立地が求められる都市機能のうち、現在誘導区域内に立地している施設については、その立地を確保し、機能を維持し続けるために誘導施設に位置付けます。

以上から、誘導施設をまとめると、下表のとおりとなります。

施 設	定義・根拠法
緑地、広場	公共空間と一体的な空間を構成して、都市イベントなど多様な都市活動に利用できる公共的な空地
ホール	市民の生活文化の向上に寄与するとともに集会等の用に供する施設
スーパーマーケット	1,000㎡以上の店舗面積を有するセルフサービス方式を採用している総合食料品小売店
病院・診療所（産科）	医療法第1条の5
運動施設（フィットネス等）	健康や体力の維持・向上を目的として行う運動施設
温浴施設	公衆浴場法第1条
こども発達支援センター	児童福祉法第43条
保健センター	地域保健法第18条
幼稚園	学校教育法第1条
保育園	児童福祉法第7条の規定による児童福祉施設
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
図書館	図書館法第2条第1項
科学館	博物館法第2条に定める博物館（登録博物館）、博物館の事業に類する事業を行う施設（博物館相当施設）、博物館と同種の事業を行う施設（博物館類似施設）のうち、主に自然科学に関連する展示を行う施設
屋内遊戯施設	子どもが身体を動かして遊ぶことを目的とした施設
官公庁施設	官公庁施設の建設等に関する法律第2条

※詳細については「滝川市立地適正化計画届出制度の手引き」による。

表 誘導施設設定の考え方

機能	具体的な施設	立地状況	誘導施設	誘導施設の考え方
交流機能	緑地、広場	—	○	【新たな誘導】都市の文化や多様な交流を生む施設であり、都市の求心力を高める施設でもあるため、誘導施設に位置付けます。
文化機能	ホール	○	○	【流出抑制】現在「たきかわホール」は休止していますが、ホールは市民の多様な交流を生む核となる施設であることから、誘導施設に位置付けます。
商業機能	スーパーマーケット	—	○	【新たな誘導】都市拠点の生活利便性を高める施設として重要な施設であり、誘導区域内に立地していないため、誘導施設に位置付けます。
	コンビニエンスストア	○		都市拠点の生活利便性を高める施設として重要ですが、市街地内に広く立地し生活利便性を確保することが望ましく、都市構造へ大きな影響は与えると考えにくいいため、誘導施設には位置付けません。
	飲食店	○		同上
	事務所	○		都市拠点の形成において、ビジネス・業務活動の場は重要ですが、都市構造へ大きな影響を与えると考えにくいいため、誘導施設には位置付けません。
娯楽機能	屋内遊戯施設	—	○	【新たな誘導】子育て世帯を中心とした集客、交流を生む施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。
金融機能	銀行、郵便局、信用金庫	○		日常生活を送る上で必要不可欠であり、生活利便機能としてのニーズも高いが、日常的に利用するATMは、コンビニや総合スーパーでも利用可能であるため、誘導施設には位置付けません。
医療機能	病院・診療所（内科）	○		高齢化が進む中で、身近な地域で安心して生活を送る上で医療の確保は必要ですが、誘導区域内に充足しているため、誘導施設には位置付けません。
	病院・診療所（小児科）	○		移住・定住を促進するため、子どもを安心して育てることができる子育て環境の充実が必要ですが、誘導区域内に充足しているため、誘導施設には位置付けません。
	病院・診療所（産科）	○	○	【流出抑制】滝川市立病院にて砂川市立病院からの医師派遣を受けていますが、滝川市で子どもを産むことができる環境の充実を図るため、誘導施設に位置付けます。
高齢者福祉機能	福祉施設（通所系）	○		高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、施設利用に当たっては送迎を基本としており、高齢化が進行する市街地内に広く立地することが望ましいため、誘導施設には位置付けません。
	福祉施設（入所系）	○		高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、高齢化が進行する市街地内に広く立地することが望ましいため、誘導施設には位置付けません。
健康機能	運動施設（フィットネス等）、温浴施設	—	○	【新たな誘導】市民の健康増進、健康寿命の延伸につながると考えられ、誘導区域内の利便性を高めるため、誘導施設に位置付けます。
子育て支援機能	こども発達支援センター	○	○	【流出抑制】安心できる子育て環境の充実を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	保健センター	○	○	【流出抑制】安心できる子育て環境の充実を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	幼稚園	○	○	【流出抑制】子育て世帯の定住促進を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	保育園 認定こども園	—	○	【新たな誘導】子育て世帯の定住促進を図るためには必要不可欠の施設であるため、誘導施設に位置付けます。
教育文化機能	図書館	○	○	【流出抑制】子どもから高齢者まで、不特定多数の方が来訪し、賑わいや交流を生む施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。
	科学館	—	○	【新たな誘導】創造性豊かな子どもの育成を図るとともに、不特定多数の方が来訪する施設であり、求心力を高める施設であるため、誘導施設に位置付けます。
行政機能	市役所	○		市が保有する公共施設であるため、誘導施設には位置付けません。
	官公庁施設	—	○	【新たな誘導】都市拠点の形成において、業務活動の場は重要であり、民間施設への波及効果が期待されることから、誘導施設に位置付けます。
居住機能	サービス付き高齢者向け住宅	○		高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、専ら居住者のために供される施設であることから、誘導施設には位置付けません。

○：誘導施設に設定する施設

第6章 誘導施策及び届出制度

6-1 誘導施策

まちづくり方針に基づき、都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開していきます。なお、誘導施策の展開にあたっては、国の各種補助・交付金等の活用を検討します。

誘導区域 : 誘導区域を対象とした施策

誘導区域外 : 誘導区域外を対象とした施策

まちづくり方針1：滝川暮らしの質の向上（人口流出を抑制する定住環境の整備）

【誘導方針1：まちなかの魅力向上】

①JR 滝川駅周辺における滞在・交流を生む拠点の形成

誘導区域

JR 滝川駅周辺においては、「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流の創出を図るとともに、文化・交流、交通、居住、商業等、様々な都市機能が複合化した拠点形成を図ります。

また、駅前広場については、都市間バスのバス待ち空間などの利便性向上を図ります。

②ウォークابلで都市拠点の魅力を高める取組の展開

誘導区域

“人”中心の空間を形成し、賑わいを創出するウォークابلな都市拠点の形成に向けて、産・官・学が連携しながら、都市拠点の魅力を高める取組を進めます。

都市機能誘導区域内においては、老朽化した建物の解体や、誘導施設の新設、空き店舗への出店に対する支援を検討します。

さらに、都市拠点における空きビル・空き家・低未利用地等の利用促進を図ります。

③都市拠点における居住の誘導

誘導区域

都市機能誘導区域は重点的に居住を誘導するエリアとして位置付け、民間賃貸住宅の建設への支援や「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進します。

【誘導方針2：地域生活に必要な都市機能の確保】

①都市機能を確保するための居住誘導と土地利用の維持、ネットワークの確保

誘導区域

誘導区域外

滝川市街地や江部乙地域、東滝川地域における身近な暮らしを守り、商業、医療、教育、子育てなどの都市機能を享受するため、居住誘導区域の設定により、地域生活に必要な都市機能の維持・確保を図るとともに、国道12号や国道38号沿道におけるこれら都市機能が立地しやすい土地利用の維持、またこれらの都市機能を享受することができるネットワークの確保を図ります。

【誘導方針3：生活を支える交通ネットワークの形成】

①生活に必要な公共交通ネットワークの形成

誘導区域

誘導区域外

市内を運行するバス路線のより効果的な運行体制の検討を進めるとともに、江部乙地域・東滝川地域においてはデマンド交通等、これからの住民生活に適した移動手段の検討を進め、公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

②公共交通の利用促進策の推進

誘導区域

誘導区域外

都市機能を楽しむために必要な公共交通を維持・確保していくため、公共交通への転換や利用促進を図る取組を進めます。

【誘導方針4：災害に強いまちづくり】

※第7章 防災指針で詳述

【誘導方針5：公共施設等の適正配置】

①公共施設等の適正配置

誘導区域

誘導区域外

「滝川市公共施設等総合管理計画」、「滝川市公共施設個別施設計画 前期計画」等に基づき、老朽化した公共施設について、施設・機能の集約化・複合化を行い、効率的・効果的な施設配置を進め、財政負担の軽減・平準化を図ります。なお、子育て世帯の新たな居住誘導を図る上で重要となる学校施設については、今後の人口減少などによる児童・生徒数の減少を鑑み、効率的・効果的な配置を検討する必要があることから、維持・集約・建て替えなどの具体的な検討を進めます。

また、公的不動産（土地・建物）については、都市機能の誘導や民間事業者との連携・誘致を図り、積極的な活用を検討します。

まちづくり方針2：滝川に人を惹きつける魅力の創造（人口流入・交流人口拡大を促進する環境の整備）

【誘導方針1：商業等の高次都市サービスの確保】

①高次都市機能の立地を確保する土地利用の維持

誘導区域

国道12号滝川バイパス沿道においては、「広域商業拠点」として中空知圏の生活利便性を支える商業等の都市機能を確保するための土地利用を維持します。

【誘導方針2：広域交通ネットワークの確保】

①広域道路ネットワークの形成

誘導区域

誘導区域外

中空知圏域の各市町や札幌、旭川、留萌、帯広方面へと接続する、道央自動車道や国道12号、国道38号、国道451号については、広域道路ネットワークとして、関係機関との協議・調整を行い、適正な整備と維持、景観形成を推進します。

②広域公共交通ネットワークの確保

誘導区域

誘導区域外

鉄道や広域路線バスは、中空知圏の通勤・通学、業務、観光等を支える広域公共交通の機能を有することから、周辺自治体や交通事業者と協議・調整を行い、住民生活を踏まえた効果的な路線や便数の確保を図ります。また、広域交通と市内交通の乗り継ぎがしやすいよう、市内路線バスとのダイヤ調整を行う等、利用しやすい環境整備を進めます。

※中空知地域の5市4町（中空知地域5市5町のうち新十津川町を除く）で公共交通計画の策定作業を進めており、令和4年度内の策定・公表を予定しています。

【誘導方針3：産業を支える拠点とネットワークの充実】

① 交流拠点の形成 誘導区域外

交流人口の拡大に向けて、滝川の農産物や地域資源、自然環境・農村環境等を生かし、道の駅やスカイパーク・滝川ふれ愛の里周辺において、地域住民や観光客等の交流機能や集客機能等の強化を検討し、交流拠点の形成を図ります。

【誘導方針4：魅力ある住宅・住環境の形成】

① 高齢者に対応した住宅の供給・整備 誘導区域

居住誘導区域や都市機能誘導区域において、「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進します。

また、既存住宅の耐震化など安全で快適な住宅への改修を促進します。

② 移住・定住を支える住宅供給 誘導区域

移住・定住を促進するため、居住誘導区域における宅地の確保とともに、子育て世帯の住宅取得の支援や、子育て支援機能等の充実を図ります。

また、老朽化した市営住宅については、定住化を促進するとともに良好な住宅ストックを形成するため建て替えを推進します。

③ 空きビル・空き家・低未利用地等の有効活用と不動産の流動化の促進 誘導区域 誘導区域外

地域の良好な生活環境が阻害されないよう、空きビル・空き家・低未利用地等の発生を抑制するとともに、「滝川市空家等対策計画」に基づき、所有者等への空き家の適切な管理の促進や、必要に応じて特定空き家等に対して適切な対応、空き家等の有効活用に向けた必要な取組を官民連携で進めます。

また、「中空知住み替え支援協議会」への登録を促し、戸建て住宅の有効活用を進めるとともに、子育て世帯への住み替え支援を図り、既存住宅の流通・利活用を促進します。

【誘導方針5：自然環境との共生・住環境の確保】

① 自然環境・農地の保全 誘導区域 誘導区域外

滝川東地域に広がる優良農地や自然環境を保全する土地利用とし、豊かな自然環境を生かした魅力ある住環境を維持・保全します。

これらの豊かな自然環境を生かしながら、既存の住宅・空き家等を活用したワーケーションやテレワーク等の新たなワークスタイル・ライフスタイルの変化に対応した交流人口の拡大に取り組みます。

② コンパクトなまちづくりと連動した都市公園の再編 誘導区域 誘導区域外

「滝川市緑の基本計画」に基づき、コンパクトなまちづくりと連動しながら、学校や子育て支援施設、福祉施設等の都市機能との一体的な利用によって相乗効果を発揮できるよう、都市公園の再編を推進します。

6-2 届出制度

(1) 制度の概要

都市再生特別措置法第88条、第108条、第108条の2の規定に基づき、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所について、市長への届出が必要となります。

(2) 都市機能誘導区域内外における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する以下に示す開発行為又は建築等行為を行おうとする場合、さらに都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合は、市長への届出が義務付けられます。

表 届出の対象となる行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休止又は廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

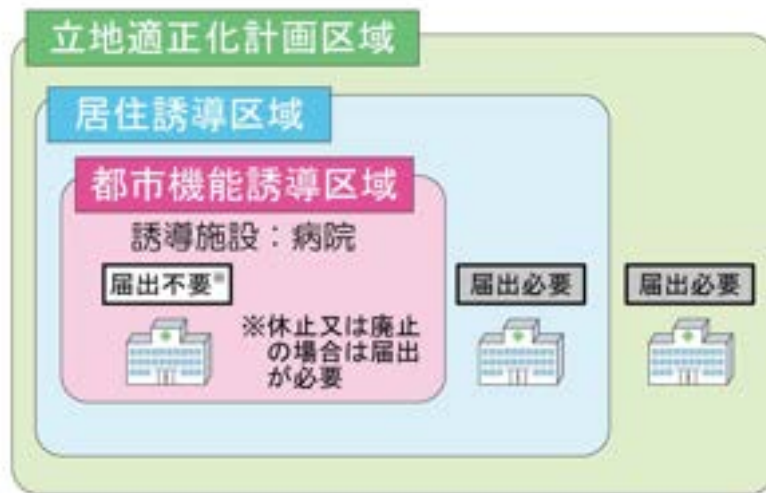


図 届出の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画書に係る概要」をもとに作成

（３）居住誘導区域外における届出の対象となる行為

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の開発行為又は建築等行為を行おうとする場合は、市長への届出が義務付けられます。

表 届出の対象となる行為

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為※
建築等行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合※ ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

※計画策定時点（令和5年3月）で、滝川市では該当する条例は定めていません。



図 届出の対象となる行為のイメージ

資料：国土交通省「都市計画運用指針における立地適正化計画書に係る概要」

第7章 防災指針

7-1 概要

(1) 目的・位置付け

誘導区域への都市機能や居住の誘導を図りながら、安全でコンパクトなまちづくりを推進するため、災害リスクを踏まえた防災上の課題を分析しつつ、ハード・ソフトの両面から必要となる防災・減災対策とその目標を定めます。

防災指針は、防災分野の上位計画である「滝川市強靱化計画」に即すとともに、「滝川市地域防災計画」等の関連計画と連携・整合を図りながら定めています。

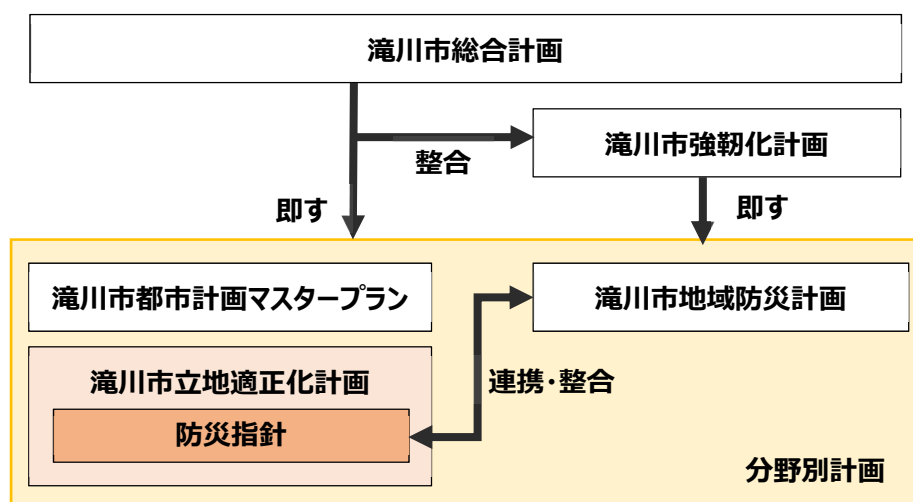


図 防災指針の位置付け

(2) 構成

居住誘導区域等における災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要です。そこで、防災指針は次のとおり構成します。

- ①居住誘導区域等における防災・減災まちづくりに向けた課題
- ②課題を踏まえた、居住誘導区域等における防災・減災まちづくりの取組方針及び地区ごとの課題に対応した対策の検討
- ③スケジュール・目標値の検討

7-2 居住誘導区域等における防災・減災まちづくりに向けた課題

(1) 災害ハザード情報等の整理

① 洪水

【石狩川・空知川】

石狩川及び空知川の洪水浸水想定区域は、滝川市街地の広い範囲で指定されており、特に市街地の西部や南部の一部のエリアは3m以上の浸水想定がされています。

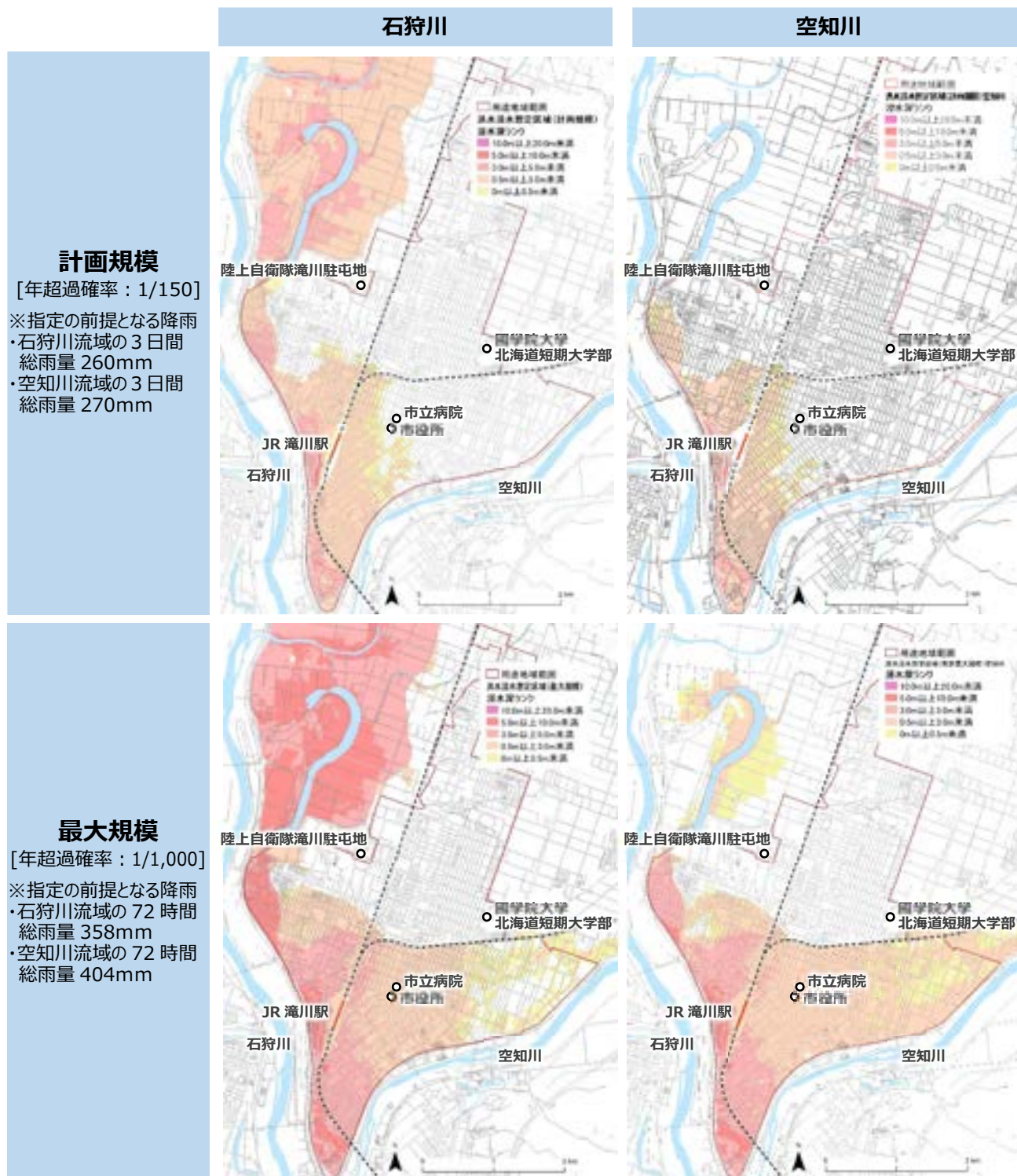


図 洪水浸水想定区域の指定状況

資料：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川水系 石狩川洪水浸水想定区域図(令和元年6月28日告示)」
 「石狩川水系 空知川洪水浸水想定区域図(平成29年4月24日告示)」

浸水継続時間



石狩川・空知川

家屋倒壊等
氾濫想定区域

※浸水継続時間: 氾濫水到達後、浸水深 0.5m に達してから 0.5m を下回るまでの時間
 ※家屋倒壊当氾濫想定区域: 洪水時に家屋が流失・倒壊等のおそれがある範囲を示すもの

図 浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況

資料: 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川水系 石狩川洪水浸水想定区域図(令和元年 6 月 28 日告示)」
 「石狩川水系 空知川洪水浸水想定区域図(平成 29 年 4 月 24 日告示)」

【熊穴川・銀川・ラウネ川】

滝川市内で北海道が管理する河川のうち、熊穴川、銀川、ラウネ川の洪水浸水想定区域が公表されており、銀川、ラウネ川については、市街地の一部が浸水想定区域に含まれています。

熊穴川

※指定日：令和元年7月26日

計画規模

[年超過確率：1/150]

※指定の前提となる降雨：熊穴川流域の2.8時間総雨量 75mm



※指定日：令和元年7月26日

最大規模

[年超過確率：1/7,000,000]

※指定の前提となる降雨：熊穴川流域の2.8時間総雨量 202mm



銀川

※指定日：令和4年6月16日

最大規模

※指定の前提となる降雨：

・石狩川水系銀川流域に1時間総雨量 140mm



ラウネ川

※指定日：令和4年6月16日

最大規模

※指定の前提となる降雨：

・石狩川水系ラウネ川流域に1時間総雨量 136mm



図 浸水想定区域図

資料：北海道「洪水浸水想定区域図」

【水防区域（過去の浸水域）】

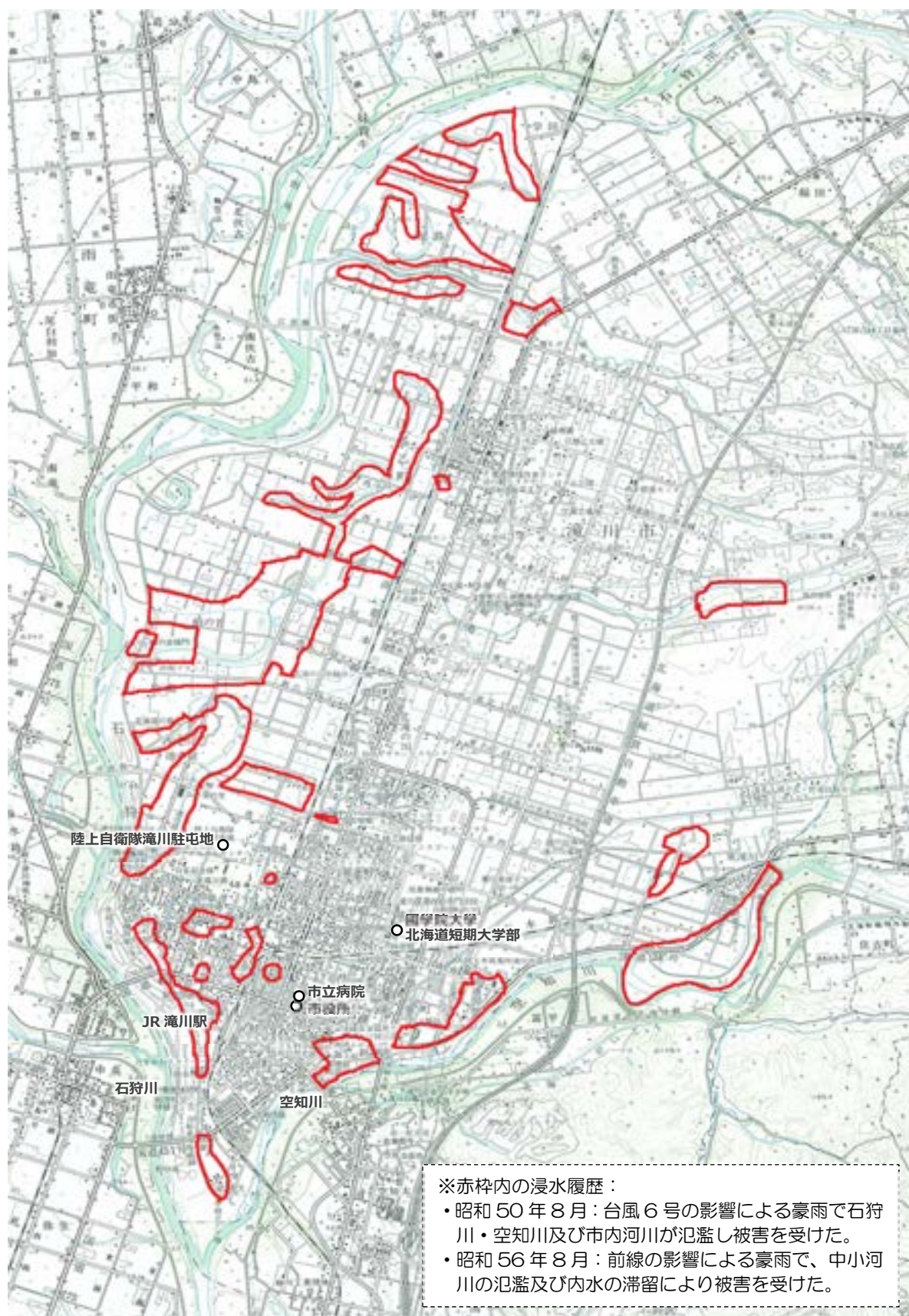


図 水防区域（過去の浸水域）

資料：滝川市資料

②土砂災害

滝川市内に土砂災害特別警戒区域が5箇所、土砂災害警戒区域が7箇所指定されています。

表 土砂災害特別警戒区域・警戒区域一覧

	現象名	所在地	区域の名称	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
①	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町西1丁目,本町6丁目	滝川一の坂町1	令和2年12月11日	○	-
②	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1丁目,大町6丁目	滝川一の坂町2	令和2年12月11日	○	○
③	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1丁目,大町6丁目	滝川一の坂町3	令和2年12月11日	○	○
④	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東1・2丁目,大町6丁目	滝川一の坂町4	令和2年12月11日	○	○
⑤	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町東3丁目,大町6丁目,緑町7丁目	滝川一の坂町5	令和2年12月11日	○	○
⑥	急傾斜地の崩壊	滝川市文京町1丁目	滝川文京町1	令和2年12月11日	○	○
⑦	急傾斜地の崩壊	滝川市一の坂町西1丁目,本町6丁目	滝川本町1	令和2年12月11日	○	-

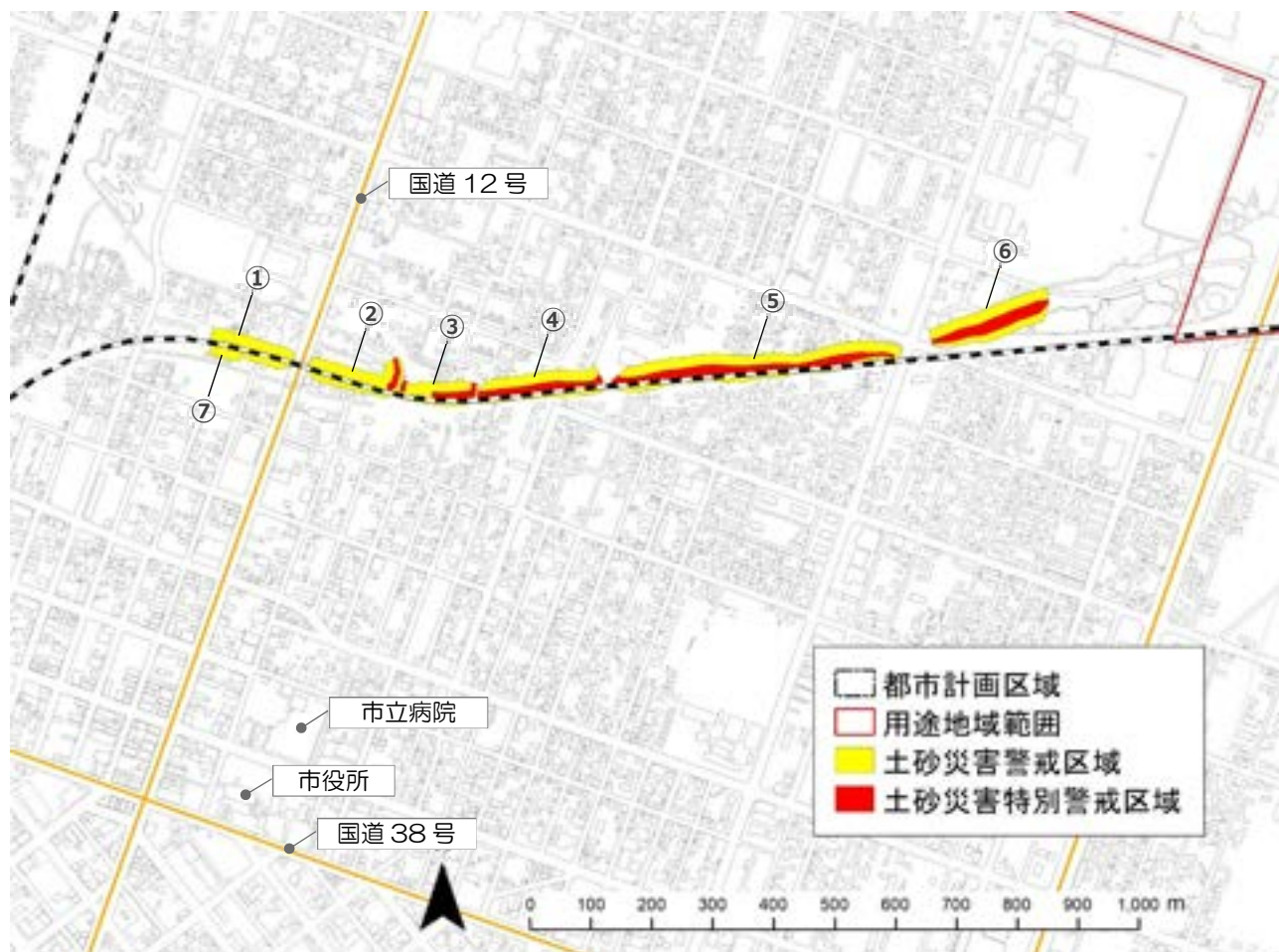


図 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

資料:国土交通省「国土数値情報」

(2) 居住誘導区域等における防災・減災まちづくりに向けた課題分析

① 洪水

原則として3m未満の浸水深を居住誘導区域としていますが、洪水に対応した指定避難所は市街地北部に立地しており、居住誘導区域内外にかかわらず、浸水想定区域に含まれる地域においては、早期に避難するための避難方法や情報伝達、高齢者等の要配慮者の避難対策等の検討が必要です。

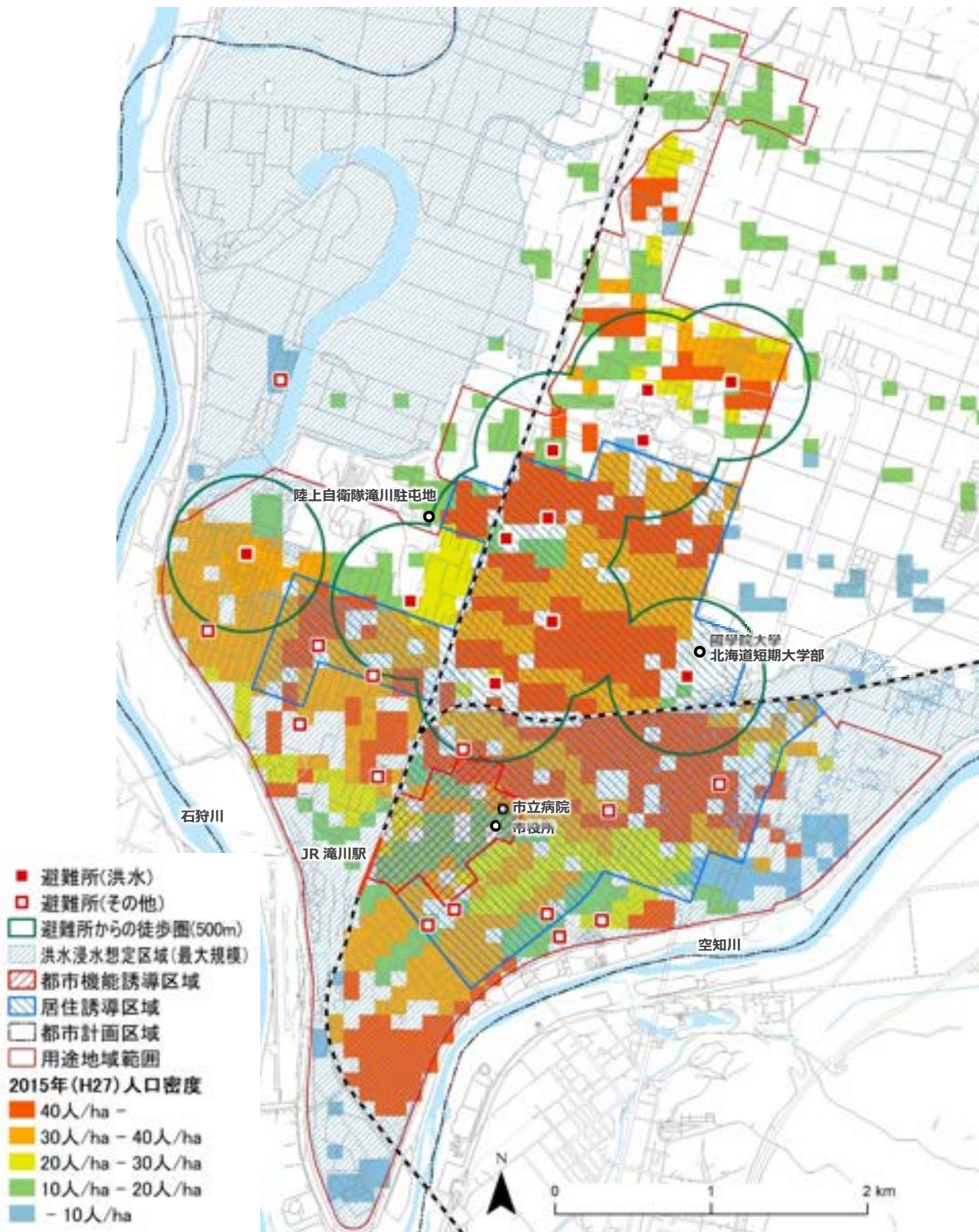


図 浸水想定区域と指定避難所の指定状況

資料: 滝川市「滝川市地域防災計画」、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川下流(本川・支川重ね図)洪水浸水想定区域図」

浸水想定区域に含まれる居住誘導区域において、医療施設、福祉施設などの要配慮施設が多数立地しており、指定避難所（洪水）の避難施設まで距離があります。各要配慮者施設において避難確保計画の策定と訓練の実施が義務付けられていることから、各施設への円滑な情報伝達が行われるとともに、警戒避難体制の強化等が必要です。

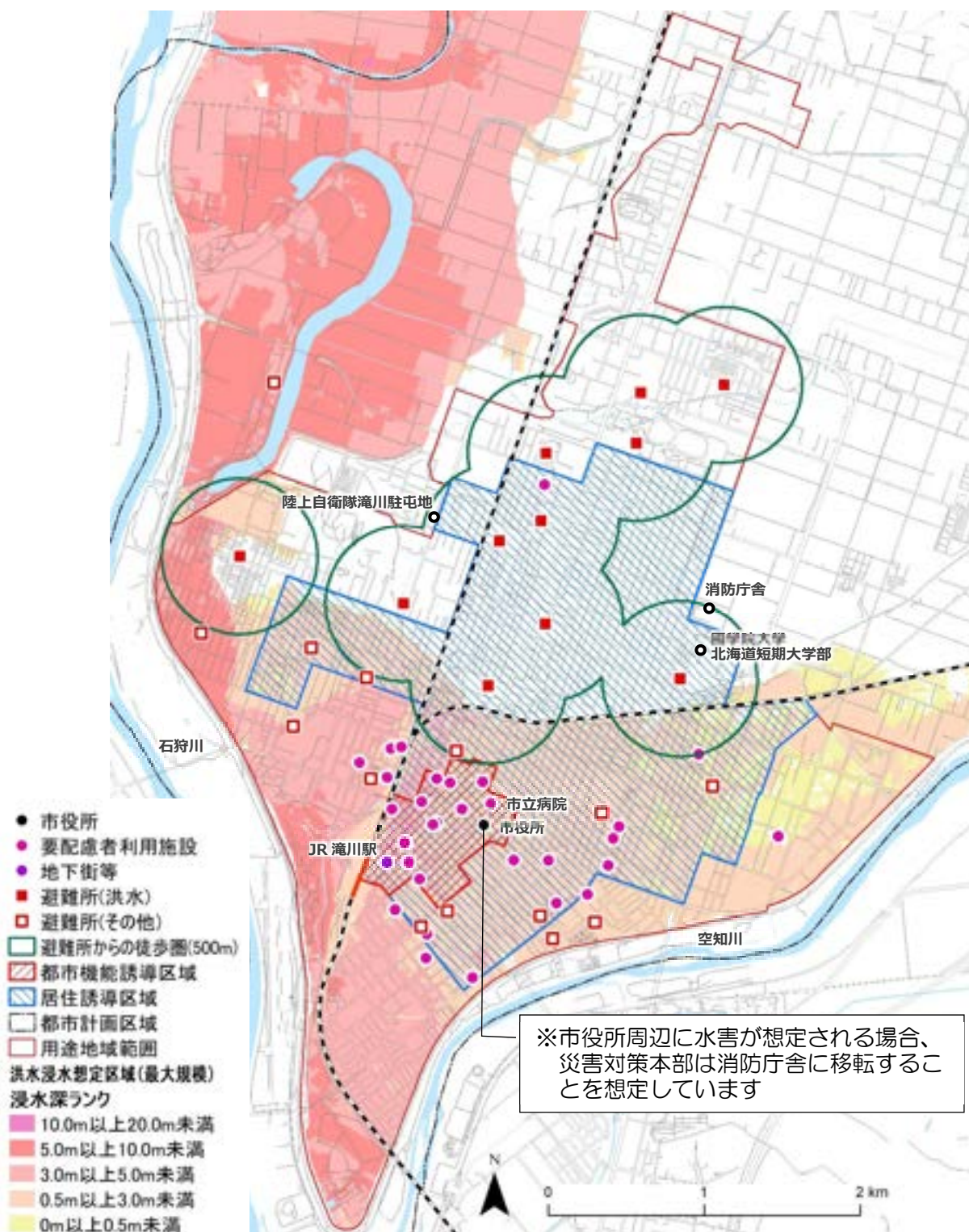


図 洪水浸水想定区域と要配慮施設の立地

資料：滝川市「滝川市地域防災計画」、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川下流（本川・支川重ね図）洪水浸水想定区域図」

誘導区域に含まれるJR 滝川駅周辺における建物階数をみると、浸水深 3m 以上の区域に 1、2 階の建物が多く立地しているため、早期の避難に向けた避難方法や情報伝達、高齢者等の要配慮者の避難対策等の検討が必要です。また、避難が遅れた人が 3 階以上の高い建物に垂直避難できるような対策についても検討しておくことが必要です。



図 建物の高さの状況

資料:滝川市「滝川市地域防災計画」、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川下流(本川・支川重ね図)洪水浸水想定区域図」、北海道「都市計画基礎調査」

②土砂災害

土砂災害警戒区域等に指定されているエリアについては、法面对策などのハード対策と警戒・避難体制整備といったソフト対策を合わせて災害リスクを緩和（低減）することが必要です。

さらに、土地利用の制限や土砂災害区域内に立地している建物や施設の移転など、被災を回避する取組も必要です。

③居住誘導区域等における防災・減災まちづくりの課題まとめ

防災・減災まちづくりの課題をまとめると、下図に示すとおりとなります。

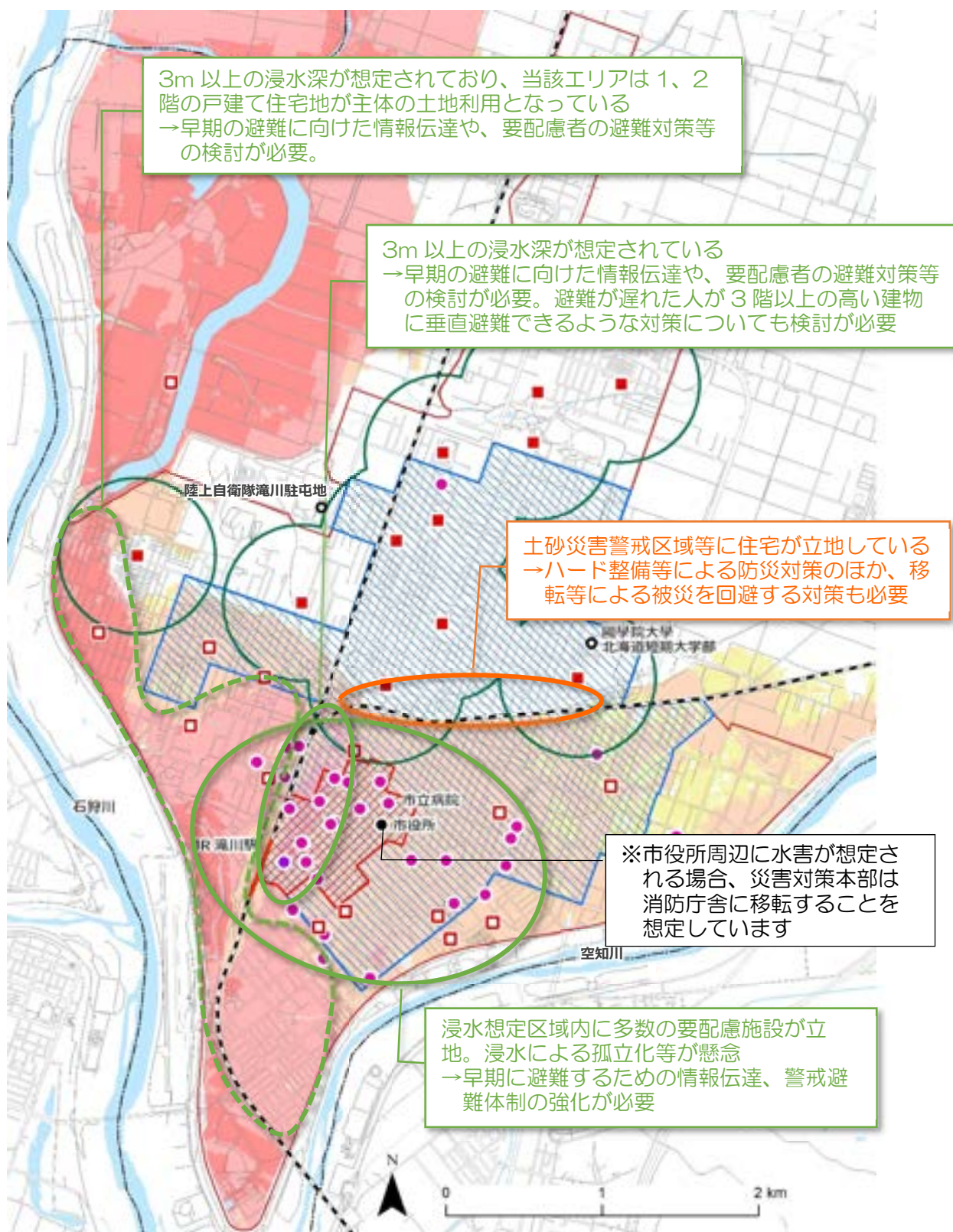


図 防災まちづくりに向けた課題図

7-3 防災・減災まちづくりの取組方針と取組

(1) 取組方針

滝川市における防災上の課題への対応にあたり、2つのまちづくり方針「滝川暮らしの質の向上」と「滝川に人を惹きつける魅力の創造」の実現に向けて、防災・減災まちづくりの推進にあたっては、①被害の回避と②ハードとソフトによる防災・減災対策を総合的に組み合わせて取り組みます。

【取組方針①】 被害の回避

【取組方針②】 ハードとソフトによる防災・減災対策

(2) 具体的な取組

①被害の回避

市民の安全な暮らしを確保するため、災害による被害を回避する対策に取り組みます。具体的には、洪水や土砂災害による建物の全壊の危険性があるエリアについては、居住誘導区域や都市機能誘導区域には設定しない（JR 滝川駅周辺は除く）ことや、また、災害ハザードエリアにおける開発抑制や、移転に関する支援を検討するなど、できる限り被害の回避を図ります。

- ・災害ハザードエリアにおける誘導区域の除外
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制
- ・災害ハザードエリアからの移転に関する支援の検討

②ハードとソフトによる防災・減災対策

市民の安全な暮らしを確保するため、河川改修や土砂災害防止対策等のハード面による防災対策に取り組みます。

また、ソフト面においては、より早く、安全に、確実に避難できる環境の充実とともに、市民が災害情報を十分に把握できるようハザードマップ等による周知徹底、情報伝達、避難体制の強化に努めます。

ハード	・国、北海道と連携した河川の治水対策、土砂災害防止対策の推進 ・国、北海道と連携した緊急輸送道路の計画的な整備の推進 ・大規模水害時を想定した庁舎機能の移転対策等、防災対策の推進 ・水道施設、下水道施設等の防災対策の推進
ソフト	・要配慮者施設等も含めた早期に避難できる体制の整備 ・市民や関係機関等との情報伝達体制の強化 ・出前講座などを通じた避難所や避難行動の周知 ・ハザードマップの作成と市民への周知（継続） ・防災訓練や防災意識を高める取組による防災教育の推進 ・「コミュニティ・タイムライン」の作成 ・非常用物資の備蓄推進 など

7-4 スケジュール・目標値の検討

具体的な取組について、短期・中期・長期のスケジュール及び目標を次のように設定します。

※「滝川市強靱化計画」を踏まえ、目標年次を短期（5年程度）、中期（10年程度）、長期（20年程度）に設定しました。

表 スケジュール

取組方針	取組	短期 (5年程度)	中 期 (10年程度)	長 期 (20年程度)
被害の回避	災害ハザードエリアにおける誘導区域の除外	→	→	→
	災害ハザードエリアにおける開発抑制	→	→	→
	災害ハザードエリアからの移転に関する支援の検討	→	→	→
ハードとソフトによる防災・減災対策	【ハード】			
	国、北海道と連携した河川の治水対策、土砂災害防止対策の推進	→	→	→
	国、北海道と連携した緊急輸送道路の計画的な整備の推進	→	→	→
	大規模水害時を想定した庁舎機能の移転対策等、防災対策の推進	→	→	→ (継続)
	水道施設、下水道施設等の防災対策の推進	→	→	→
	【ソフト】			
	要配慮者施設等も含めた早期に避難できる体制の整備	→	→	→ (継続)
	市民や関係機関等との情報伝達体制の強化	→	→ (継続)	→ (継続)
	出前講座などを通じた避難所や避難行動の周知	→	→ (継続)	→ (継続)
	ハザードマップの作成と市民への周知	→	→ (継続)	→ (継続)
	防災訓練や防災意識を高める取組による防災教育の推進	→	→ (継続)	→ (継続)
	「コミュニティ・タイムライン」の作成	→	→	→ (継続)
	非常用物資の備蓄推進	→	→ (継続)	→ (継続)

表 目標値（「滝川市強靱化計画」より）

項 目	現状値	目標値（短期）	方向性
住宅の耐震化率	79.5%	95.0%	↗
多数の者が利用する施設の耐震化率	84.4%	95.0%	↗
福祉避難所の指定数	6 箇所	—	↗
自主防災組織率	92.1%	—	→
消防団員充足率	91.4%	—	→
街路灯における LED 照明設置基数	4,146 基	4,560 基	↗
下水道重要管路の点検調査率	0%	54%	↗
雨水排水整備率	62.3%	—	↗
橋長 15m 以上の橋梁の修繕率	12%	35%	↗

資料：滝川市「滝川市強靱化計画」

第8章 計画の実現に向けて

8-1 目標値の設定

本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能する計画とするため、計画の目標値を設定します。

目標値は、本計画の目標年次であるおおむね 20 年後の令和 24 年（2042 年）と中間年である令和 14 年（2032 年）の指標を設定します。

目標値の設定にあたっては、誘導方針と目標達成により期待される効果を踏まえて設定します。

表 評価指標の設定

	評価指標	基準値	目標値	
			【中間年】 R14（2032）	【目標年】 R24（2042）
都市機能誘導	誘導施設の新たな立地 〔基準年に都市機能誘導区域内に立地していない 7 種の誘導施設を新たに誘導する〕	6 施設 (R4/2022)	9 施設	13 施設
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度 〔R24(2042)年に H27(2015)年の用途地域における人口密度を維持する〕	32.6 人/ha (H27/2015)	27.4 人/ha	24.3 人/ha
			※参考：推計値 26.6 人/ha	※参考：推計値 22.4 人/ha
公共交通ネットワーク	市内を循環するバスの年間利用者の推計値	約 16 万人 (R3/2021)	約 14 万人※ ¹	約 12 万人※ ¹

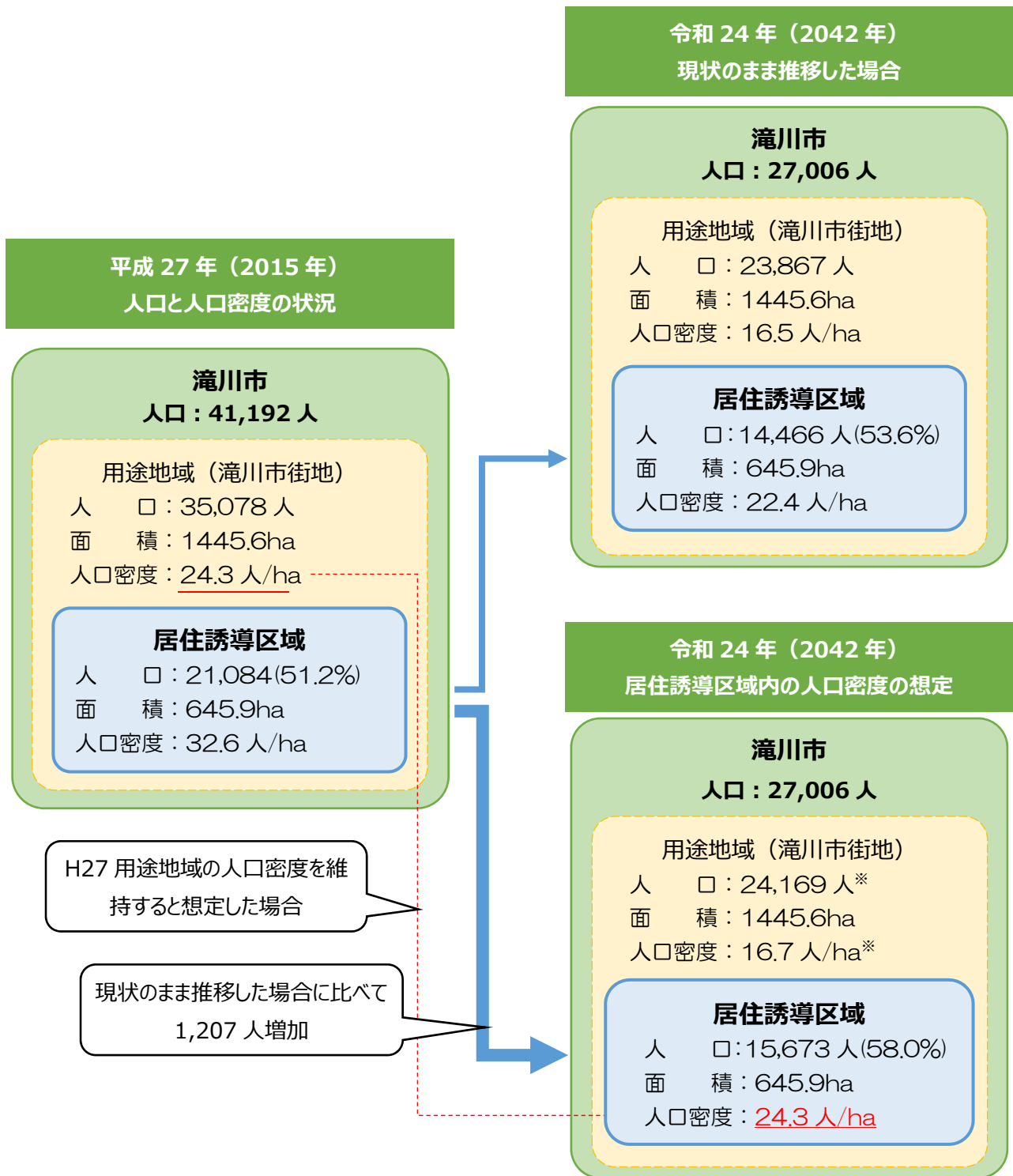
※1:市内線の利用者数の推計値(将来の人口減少率と同じ割合で利用者数が減少すると推計)に、居住誘導区域における人口密度の増加割合を乗じて設定しました。市内線の代替え交通手段が導入された場合は、その数値も目標値に加味することとします。

8-2 進行管理

本計画は、おおむね 20 年後を見据えた計画ですが、記載された施策・事業の取組については、PDCA サイクルの考え方に基づき、おおむね 5 年ごとに施策の取組の状況の調査、分析及び評価を行います。

立地適正化計画の進捗状況や施策の妥当性等について検証を行うとともに、土地利用の方針に関する変更があった際には、必要に応じて、適切に立地適正化計画の見直し等を行うこととします。

【参考】居住誘導区域内の目標人口密度の試算



※用途地域の人口及び人口密度は、用途地域内で居住誘導区域外の人口と用途地域外人口の構成比は現状のまま推移した場合と変わらないものと想定して算出しています。

滝川市立地適正化計画（原案）

令和5年2月

— 発 行 —

滝川市

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所4階

TEL 0125-28-8038